

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 (平成 26 年度第 2 回) 会 議 次 第

日時：平成 26 年 9 月 30 日(火曜)午後 3 時 00 分～
場所：天神ビル 11 階 11 号会議室

I 開 会

II 議 事

- 1 第 6 期福岡市介護保険事業計画の策定について …… 資料 1 ～ 5

III 報 告

- 1 地域包括支援センターの委託法人について …… 資料 6
- 2 平成 25 年度以降に開始した主な新規事業について …… 資料 7

IV 閉 会

会議資料

資料 1 第 6 期福岡市介護保険事業計画 策定スケジュール

資料 2 介護保険事業部会報告

資料 3 介護サービスの整備量について

資料 4—1 第 6 期福岡市介護保険事業計画(素案)

資料 4—2 第 6 期福岡市介護保険事業計画(素案) 概要

参考資料 日常生活圏域の設定案

資料 5 第 6 期福岡市介護保険事業計画にかかるパブリック・コメントの実施

資料 6 地域包括支援センターの委託法人について

資料 7 平成 25 年度以降に開始した主な新規事業について

別冊資料

福岡市高齢者保健福祉施策の実施状況について

第 6 期福岡市介護保険事業計画
策定スケジュール

介護保険事業計画策定スケジュール

月		全体スケジュール	福岡市保健福祉審議会 ・ 高齢者保健福祉専門分科会
4	骨子・サービス目標量等の検討	福岡市保健福祉審議会へ諮問	高齢者保健福祉専門分科会①
5			・ 介護保険事業計画部会①
6		供給量調査	・ 介護保険事業計画部会②
7		国の介護保険事業に係る基本指針提示	・ 介護保険事業計画部会③
8			・ 介護保険事業計画部会④
9	中間とりまとめ		高齢者保健福祉専門分科会②
10		第2委員会報告	
11		パブリック・コメント実施	
12	計画案決定	報酬改定	
1		福岡市保健福祉審議会から答申	高齢者保健福祉専門分科会③
2		計画案決定	
3	計画策定	3月議会(介護保険条例改正) 計画策定	

介護保険事業計画部会報告

1 介護保険事業計画部会報告

(1) 検討項目

第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービスや介護サービスの見込量など次の事項について検討を行った。

- ① 要介護認定者数の推計について
- ② 日常生活圏域の設定について
- ③ 施設・居住系サービス利用量の推計について
- ④ 在宅サービス利用量の推計について
- ⑤ 地域支援事業利用量の推計について
- ⑥ 市町村特別給付について

(2) 検討経緯

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会長が指名する10名の委員で、平成26年5月12日から4回にわたり部会を開催し、前記の検討項目について以下のとおり検討を行った。

開催日	検討項目
第1回 平成26年5月12日	(1) 部会長・副部会長の選出について (2) 第6期事業計画策定における国の動向について (3) 第6期事業計画策定における介護給付費等推計の流れについて (4) 被保険者数の推計及び要介護認定者数の推計について
第2回 平成26年6月18日	(1) 日常生活圏域について (2) 施設等の整備について (3) 地域支援事業について (4) 今後のスケジュールについて
第3回 平成26年7月22日	(1) 日常生活圏域の設定について (2) 介護サービスの整備量について (3) その他検討事項
第4回 平成26年8月22日	(1) 標準的在宅サービス利用者数の推計について (2) 地域支援事業の推計について (3) 市町村特別給付等について

(3) 検討概要

① 要介護認定者数の推計

ア 「住民基本台帳に基づく人口」をもとに、コーホート要因法を用いて、第6期介護保険事業計画期間（平成27年度から平成29年度）及び平成37年度における被保険者数を推計した。

（高齢者人口及び高齢化率）

平成29年度： 326,300人 21.6%

平成37年度： 379,400人 24.3%

イ 各年度の推計人口に直近2か年の状況を勘案した認定率を乗じて、第6期介護保険事業計画期間及び平成37年度における要介護認定者数を推計した。

（要介護認定者数および認定率）

平成29年度： 74,360人 22.8%

平成37年度： 107,570人 28.4%

② 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定方針を検討し、中学校区単位を基本としつつ、地域包括支援センターの圏域を考慮しながら、39圏域から59圏域へと設定の見直しを行った。

③ 施設・居住系サービス利用量の推計

施設・居住系サービスの整備量を検討し、第6期介護保険事業計画期間の施設・居住系サービス利用者数を推計した。

なお第6期介護保険事業計画期間については

- ① 在宅生活を支えるサービスの拡充
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

という整備方針に基づき整備することとしたものの、具体的な整備数については一定の幅を持たせた形とした。

④ 在宅サービス利用量の推計

標準的在宅サービス利用者数を推計し、直近3か年のサービス利用率の推移などから、各サービスの利用者数を推計した。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについては整備計画を基に利用者数を推計した。

⑤ 地域支援事業の量の推計

地域支援事業の現在の利用状況などから、各年度における事業ごとの利用量の見込み及び、新しく始まる地域支援事業について、事業開始時期等の検討を行った。

なお、包括的支援事業及び任意事業については、国が事業費の上限額を示していないため利用量については今後見直しの可能性が残ることとなった。

(新しく始まる地域支援事業)

- ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援サービスの基盤整備

⑥ 市町村特別給付等

第1号被保険者の保険料のみを財源とし、市町村特別給付・保健福祉事業として実施することができる要介護者等への支援のための事業や家族介護者への支援のための事業については、第5期計画と同様に地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者保健福祉事業として実施していくとの結論に至った。

【介護保険事業計画部会委員名簿】

団 体 名 等	氏 名	備 考
福岡県社会福祉士会	泉 賢 祐	
認知症の人と家族の会福岡県支部	内 田 秀 俊	
被保険者代表（第2号）	笠 松 範 子	
福岡市老人福祉施設協議会	加 藤 めぐみ	
久留米大学	鬼 崎 信 好	◎部会長
福岡県看護協会	黒 岩 悦 子	
被保険者代表（第1号）	佐 藤 芙美子	
県介護支援専門員協会	柴 口 里 則	
福岡県介護福祉士会	中 野 千 恵	
福岡市介護保険事業者協議会	山 根 哲 男	○副部会長

(敬称略・五十音順)

介護サービスの整備量について

認知症高齢者グループホームの整備量について

【H26.4.1現在必要定員数】

H26.4.1定員数	1,687 人
+ H26.4.1調査時待機者	295 人
計	1,982 人

【第6期見込み量】

区 分	H25末	H26	H27	H28	H29
65歳以上人口(人)	283,926	291,965	304,924	316,451	326,295
必要定員数(人分)	1,982	2,038	2,129	2,209	2,278 ①
高齢者人口に占める割合	0.698%	0.698%	0.698%	0.698%	0.698%

【第6期整備量】

② 平成26年度末までの整備定員(予定)数 (平成26年度整備予定分含む) 1,849 人分

③ 第6期の必要整備定員数 ① - ② = 429人分 →18(9人×2ユニット)の倍数 432 人分

第6期までの整備定員数 (② + ③) 2,281 人分

特別養護老人ホームの整備について

1 特別養護老人ホーム利用申込者実態調査

(1) 概要

平成25年10月1日現在で福岡市内の特別養護老人ホームに利用申込みをしている方全員を対象として、現在の生活状況、利用申込みに関する考え等を把握し、第6期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの整備計画策定等の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施。

(2) アンケート調査票回収状況（調査期間：平成25年11月19日から平成26年3月12日まで）

項目	H25年度	H22年度 (前回)
利用申込者総数	7,080	11,398
複数箇所への申込者	▲ 2,704	▲ 3,828
死亡者等	▲ 329	▲ 1,622
調査対象者	4,047	5,948
宛先不明返送数	▲ 75	▲ 626
調査数	3,972	5,322
有効回収数	2,626	3,858

2 早期入所が必要な方の算出

「特別養護老人ホームへの早期入所が必要な方」について、アンケート調査の結果を分析し、必要整備数を算出。

有効回収数	2, 626
○ 引き続き利用を希望（特養未入所者） ○ 在宅生活が困難により早期入所を希望 ○ 要介護 3 以上 ○ 単身世帯または高齢者のみの世帯 ↓	詳細は 別添参照
早期入所が必要な方	

未回収等により利用申込み継続の意思を確認できなかった者も踏まえ、早期に入所が必要な人数を以下のとおり推計する。

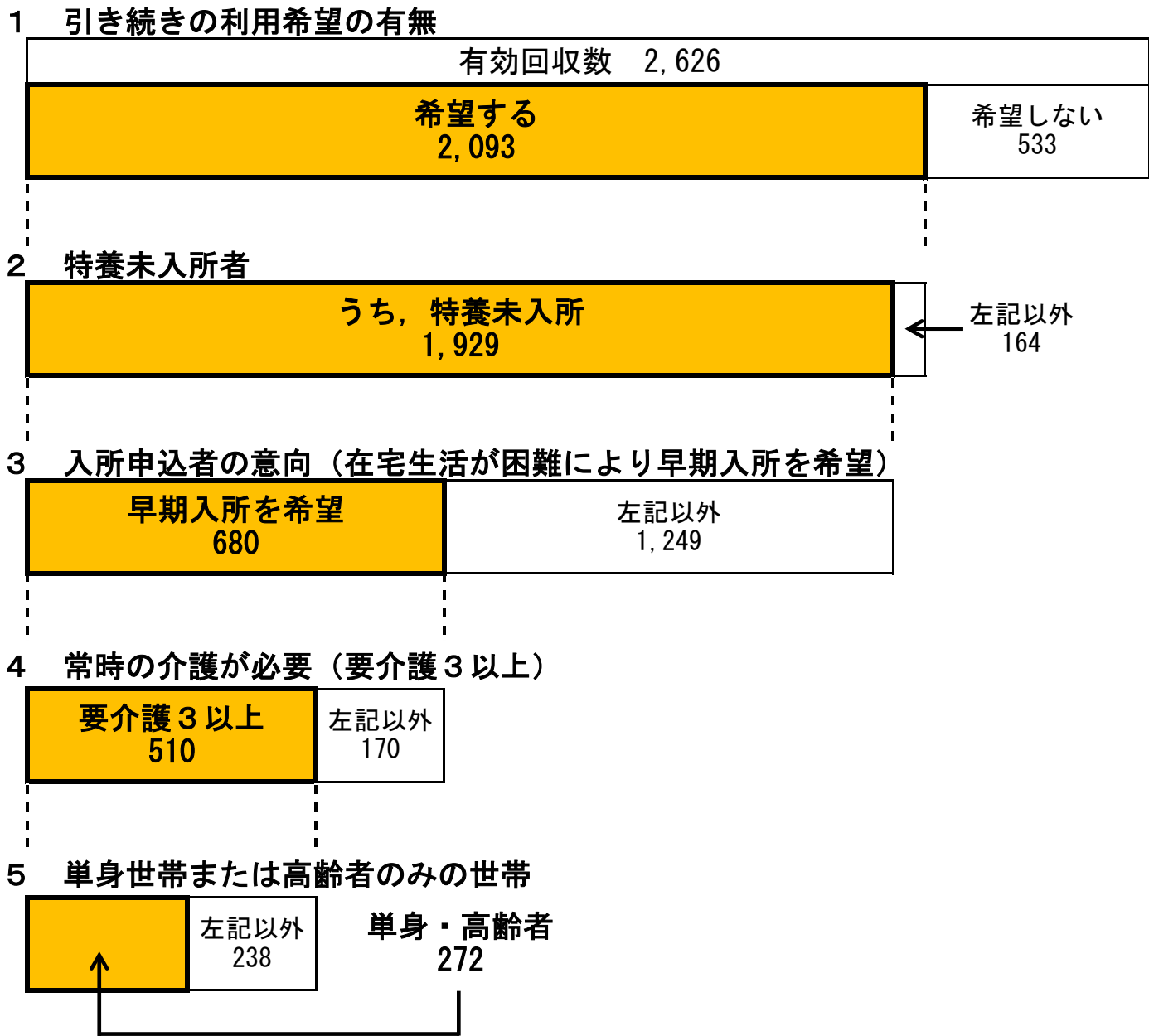
$$\begin{aligned}
 & \text{◎ 実態調査の結果を基に絞り込んだ人数} \times \text{調査対象者数} \div \text{有効回収数} \\
 & = 272 \text{ 人} \times 4,047 \text{ 人} \div 2,626 \text{ 人} \\
 & = 419 \text{ 人}
 \end{aligned}$$

3 上記結果に基づく特別養護老人ホームの整備量

早期入所が必要な人数 (H25.10.1現在)	特養入所者数 (H25.10.1現在)	計 (必要数)	平成29年度の 特養必要数 5,930
419	4,597	5,016	
平成25年9月末の 高齢者人口 (65歳以上)	平成29年度の 高齢者推計人口 (65歳以上)	伸び率	
276,340	326,300	118.1%	

「特別養護老人ホーム利用申込者実態調査」における有効回答者の
回答結果に基づく早期入所が必要な人数の算出について

以下の項目すべてに該当する方を「特別養護老人ホームへの早期入所が必要な方」と定義し、第6期介護保険事業計画における必要整備数を算出するための基礎データとした。



介護サービスの整備目標量について

(1) 地域密着型サービスの施設整備目標量について

①小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス

平成29年度において未整備の日常生活圏域数を上回る程度に整備する。
日常生活圏域を現状の39圏域から59圏域へ変更することに伴い、未整備の圏域が25圏域となる。そのため、未整備の圏域や、高齢者数の多い圏域を優先的に整備するものとし、各年度10事業所程度を整備する。

区 分	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
事業所数 (定員数:人分)	37 (888)	43 (1,038)	54 (1,313)	64 (1,563)	74 (1,813)

※定員数は、1事業所25名として算定。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成29年度において各行政区に2事業所がサービスを提供するよう整備する。
地域性や訪問の効率性を考慮するとともに、サービス提供基盤の強化を図るため、現在、各行政区で1事業所程度の事業所を2事業所ずつとする。

区 分	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
事業所数	4	5	7	10	13

※平成25年度整備事業所のうち、1事業所は博多区、東区の2行政区でサービスを提供している。

③認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

高齢者人口の増加に合わせて整備する。
なお、整備にあたっては、日常生活圏域ごとに高齢者人口に対する整備率が低い圏域を優先し整備する。

(単位:人分)					
区 分	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
定員数	1,687	1,849	2,029	2,155	2,281

(2) 施設・居住系サービスの整備目標量について

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入所申込者へのアンケート調査の結果を踏まえ、ニーズに沿って整備する。併せて、地域密着型特別養護老人ホーム整備の推進方法を検討する。

(単位:人分)

区 分	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
定員数	4,797	5,126	5,340	5,635	5,930

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の定員数を含む。

②介護老人保健施設, 介護療養型医療施設

介護老人保健施設は、入退所状況の推移等を踏まえ、直近の定員数と同数とする。

介護療養型医療施設は、現在、廃止転換が進められているため、直近の定員数と同数とする。

(単位:人分)

区 分		H25	H26(見込)	H27	H28	H29
定員数	介護老人保健施設	2,627	2,627	2,627	2,627	2,627
	介護療養型医療施設	834	834	834	834	834

③特定施設入居者生活介護

低廉な家賃で入居できる住まいの確保が必要であるが、今後における小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)等の居宅サービスの整備状況等を踏まえながら整備数を検討する。

(単位:人分)

区 分	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
定員数	4,171	4,171	4,171	4,171	4,171

※地域密着型特定施設入居者生活介護の定員数を含む。

第 6 期福岡市介護保険事業計画
（素案）

第6期福岡市介護保険事業計画

（素案）

平成26年9月

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 計画策定体制	4

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値から見た現状	6
2. 高齢者実態調査に基づく現状	10
3. 第5期介護保険事業計画の進捗状況	14
4. 介護保険法の改正の主な内容	17
5. 高齢者を取り巻く課題	19

第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 福岡市における地域包括ケアシステムの構築	22
（1）地域包括ケアシステムが目指す姿	22
（2）これまでの取組みと今後の方向性	22
2. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項	23

第4章 サービス量の見込みと確保方策

1. 人口と要介護認定者の推計	28
（1）人口の推計	28
（2）要介護認定者数の推計	28
2. 介護サービス	29
（1）日常生活圏域	29
（2）介護サービスの基盤整備	32
（3）介護サービスの量の見込み	34
（4）介護サービス見込量の確保のための方策	38
3. 地域支援事業	40
（1）新しい総合事業を開始する前の地域支援事業	41
（2）新しい総合事業を開始した後の地域支援事業	44
（3）地域支援事業の量の見込み	46
（4）地域支援事業の量の考え方	47
（5）見込量確保のための方策	48
4. 市町村特別給付等	48

5. 介護保険事業の円滑な推進のための方策	49
（1）健全で効率的な事業運営	49
（2）市民意識の醸成	49
（3）市民への積極的な情報提供	49
（4）公正な要介護認定の取組み	50
（5）介護サービスの質の向上	50
（6）介護給付等に要する費用の適正化	53
（7）相談・苦情対応体制の充実	53
（8）計画の達成状況などの点検	54

第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

1. 第6期介護保険事業計画における事業費	56
（1）保険給付費等の見込み方	56
（2）第6期計画期間（平成27～29年度）における保険給付費等の 見込み（利用者負担を除いた額）	57
（3）保険給付費等の負担割合	57
（4）第1号被保険者（65歳以上の方）で負担すべき 経費（3年間）	57
2. 第1号被保険者保険料の考え方	58
（1）公費投入による乗率の見直し	58
（2）保険料所得段階の見直し	58
（3）低所得者等への配慮	58
（4）介護給付費準備基金の活用	58
（5）保険料基準額（月額）	58

参考資料

第1章

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成 25 年 10 月 1 日現在、高齢化率は 25.1%となっており、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者、8 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方、本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後急速に高齢化が進むものと推計されており、「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

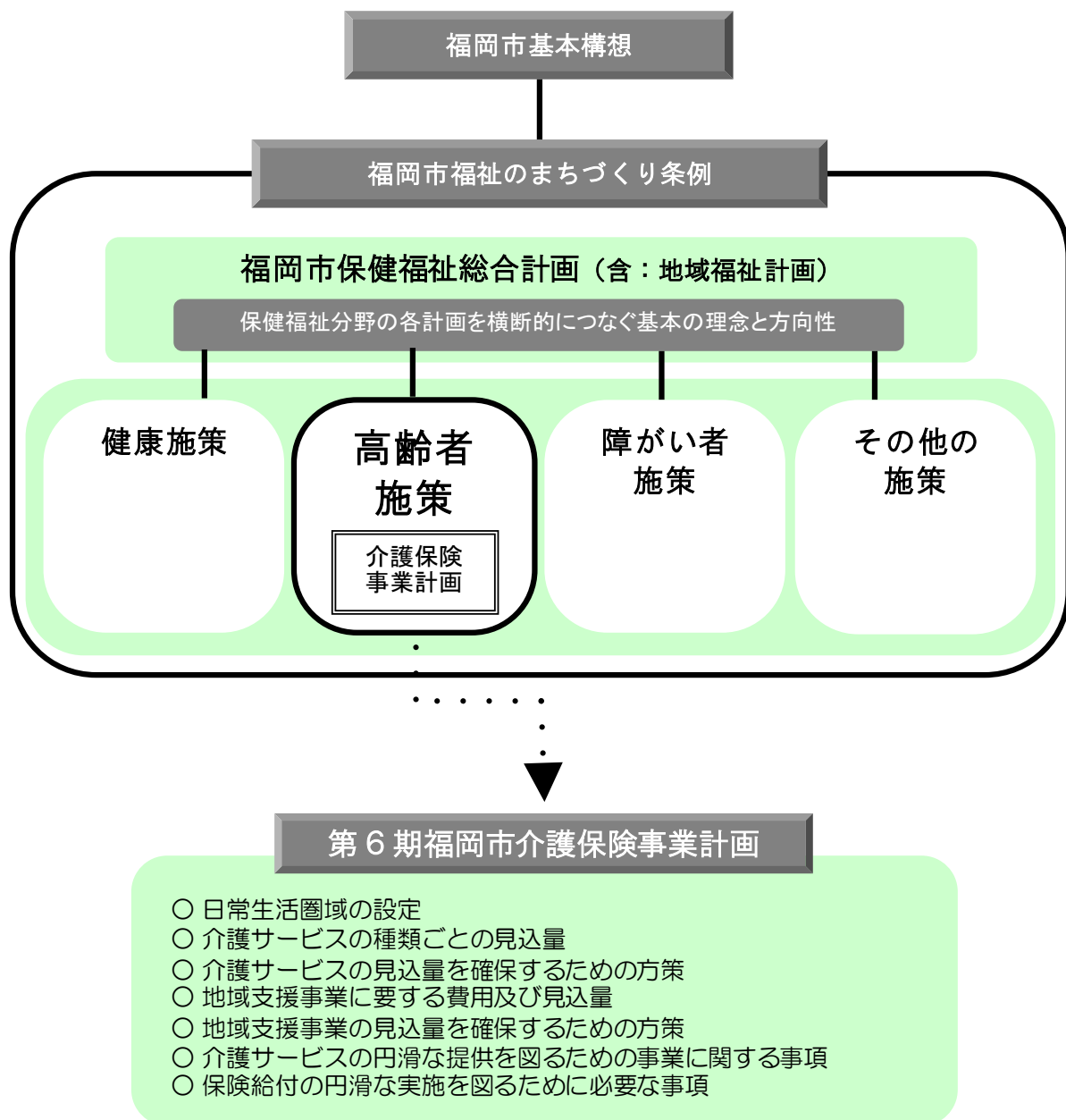
本市では、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間を計画期間とする「福岡市高齢者保健福祉計画（第 5 期介護保険事業計画）」を策定し、その計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この度、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に於いて、本市における介護保険制度の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえながら、介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「第 6 期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本の理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」により、取り組みを進めています。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に基づく計画であり、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえ、「福岡市保健福祉総合計画」の理念等に基づいた「高齢者分野」の一部を構成するものとして位置づけられます。

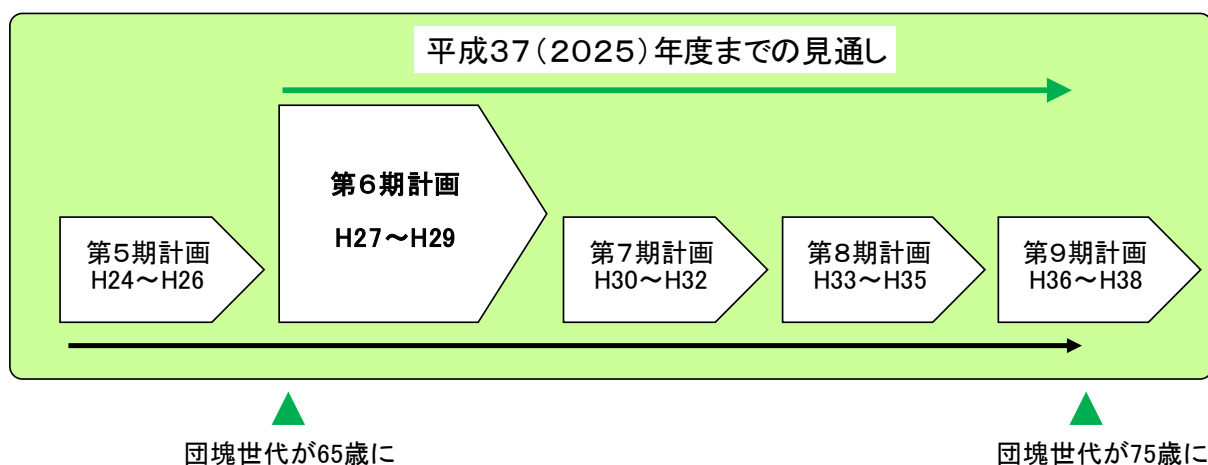


3. 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

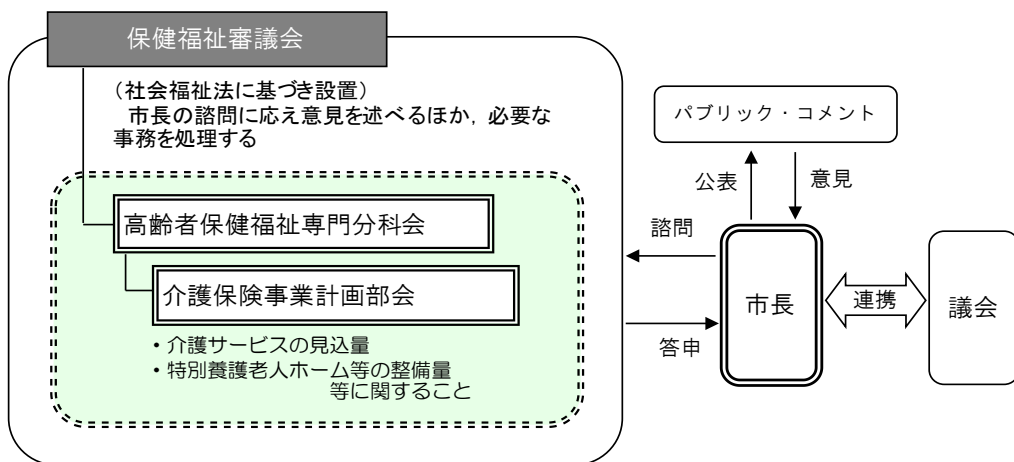
第6期介護保険事業計画は、高齢化のピークを迎える時期に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携等の取組みを本格化していくための計画となります。

また、サービスの充実の方向性など、中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となります。



4. 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」を設置するとともに、この専門分科会のもとに「介護保険事業計画部会」を設置し、介護保険サービスの利用量や施設等の整備量などについて協議を行いました。



第2章

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値から見た現状

(1) 高齢者数の推移

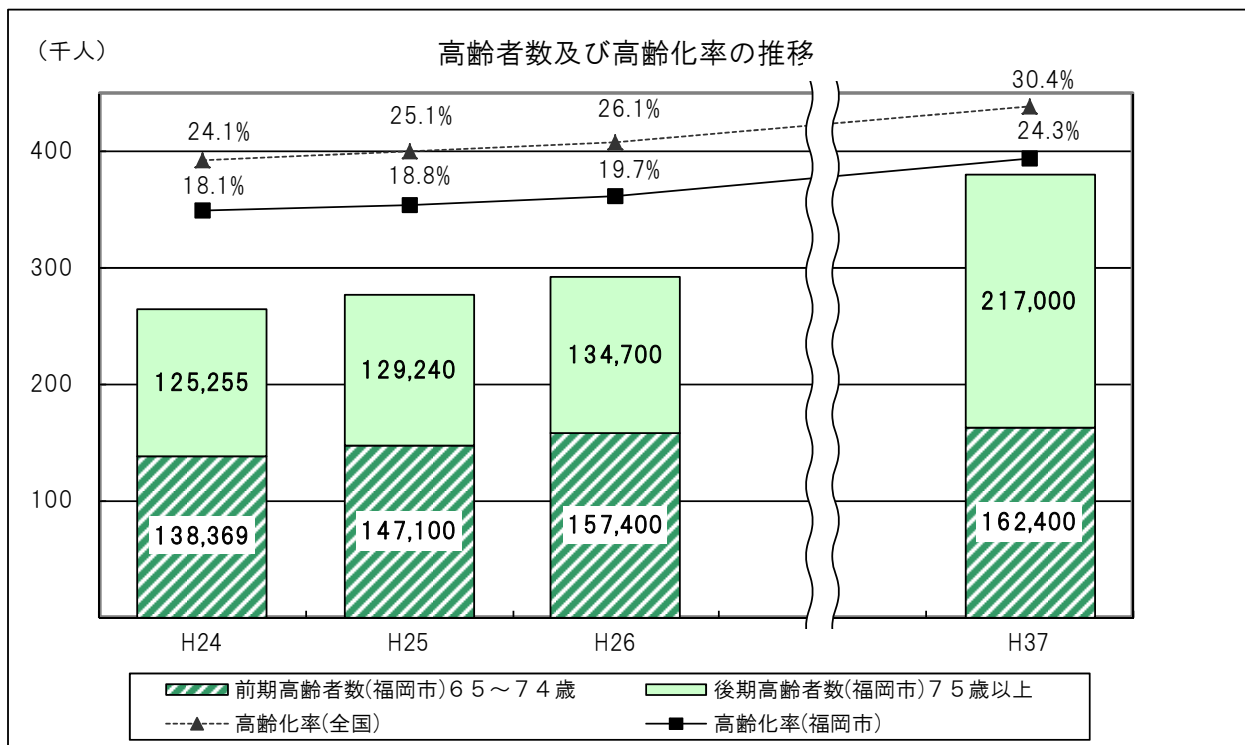
本市における65歳以上の高齢者数は、平成26年度は29万2,100人で高齢化率は19.7%となっています。また、本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの高齢化は着実に進んでいます。

将来推計では、平成37年度には高齢者数が37万9,400人で高齢化率が24.3%となり、高齢化が一層進展していきます。

		H24	H25	H26	(単位:人)
					H37
総人口		1,456,687	1,470,746	1,482,700	1,561,700
65歳以上		263,624	276,340	292,100	379,400
内訳	前期(65～74歳)	138,369	147,100	157,400	162,400
	後期(75歳以上)	125,255	129,240	134,700	217,000
高齢化率		18.1%	18.8%	19.7%	24.3%

※ H24,H26は9月末現在の住民基本台帳登録総数。

※ H26,H37は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。



※ 全 国：H24,H25は総務省統計局による10月1日現在の推計値。

H26,H37は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

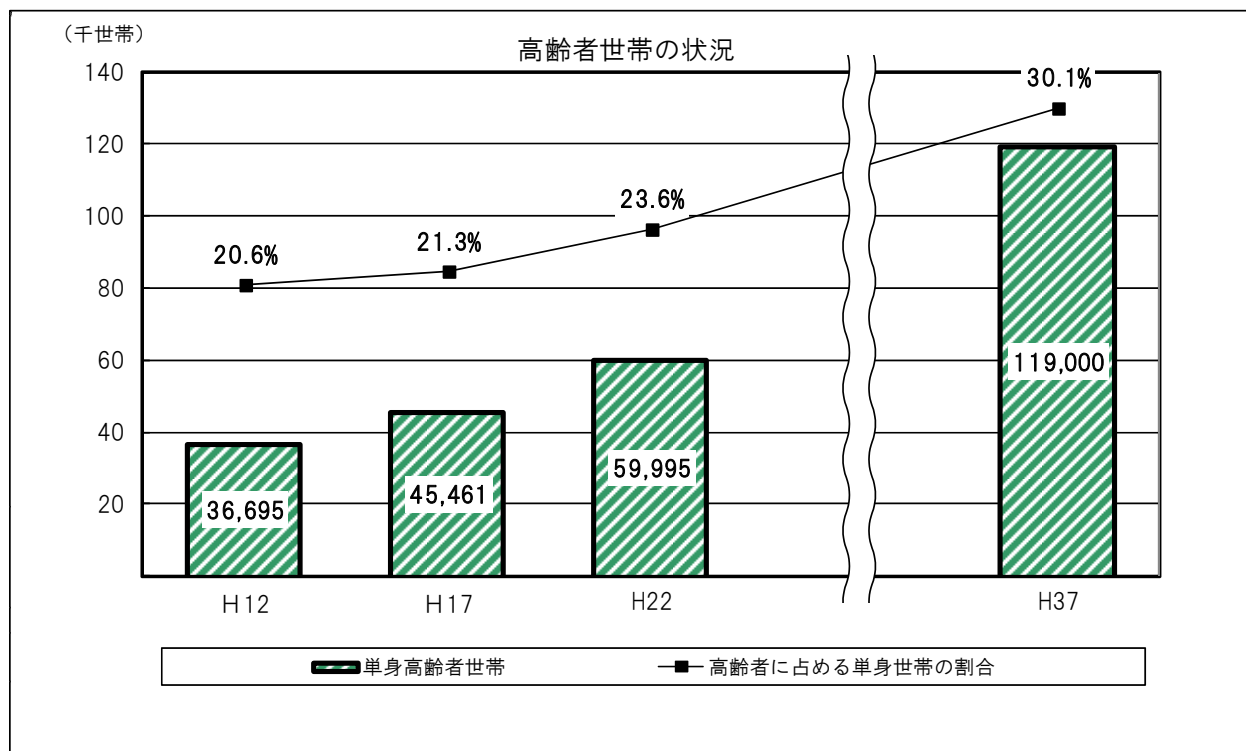
※ 福岡市：H24,H25は9月末現在の住民基本台帳登録数。

H26,H37は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 高齢者世帯数の推移

平成 22 年国勢調査によると、本市の単身高齢者世帯は 5 万 9,995 世帯、高齢者に占める単身世帯の割合は 23.6%となっており、年々増加傾向にあります。

将来推計では、平成 37 年度には単身高齢者世帯は 11 万 9,000 世帯、高齢者に占める単身世帯の割合は 30.1%となり、単身高齢者世帯の割合が一層進展していきます。



- ※ H12～H22は国勢調査による。
- ※ H37は福岡市総務企画局による推計値。
- ※ 単身高齢者世帯は、65歳以上の1人のみの一般世帯。

(3) 要介護認定者数の推移

認定率（高齢者に占める要介護認定者の割合）は、平成 24 年度以降は緩やかに上昇しており、特に要支援 1 の認定率が上昇しています。

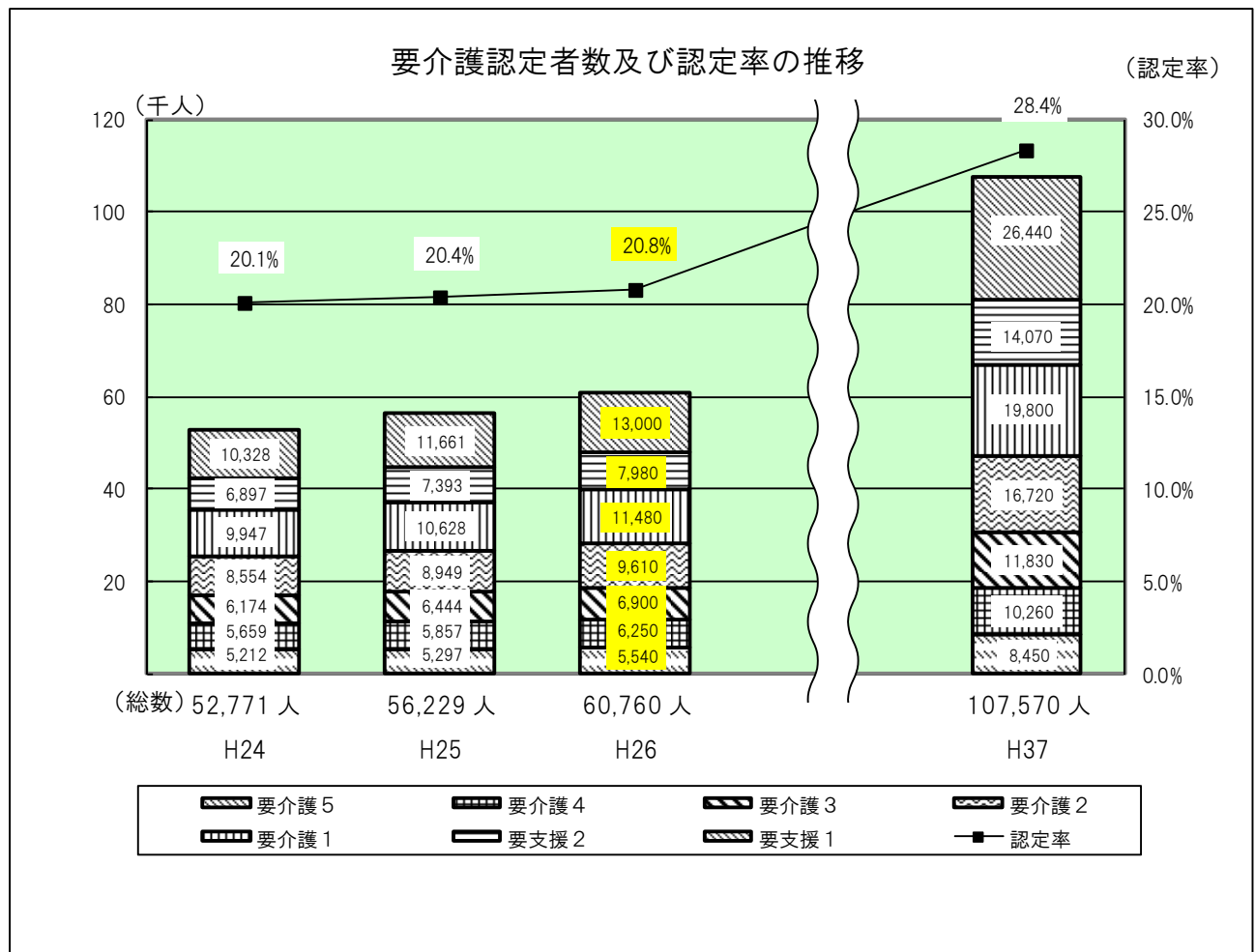
要介護認定者の推移

	H24	H25	H26
要支援 1	10,328	11,661	13,000
要支援 2	6,897	7,393	7,980
要介護 1	9,947	10,628	11,480
要介護 2	8,554	8,949	9,610
要介護 3	6,174	6,444	6,900
要介護 4	5,659	5,857	6,250
要介護 5	5,212	5,297	5,540
要介護認定者数	52,771	56,229	60,760
認定率	20.1%	20.4%	20.8%

H37
26,440
14,070
19,800
16,720
11,830
10,260
8,450
107,570
28.4%

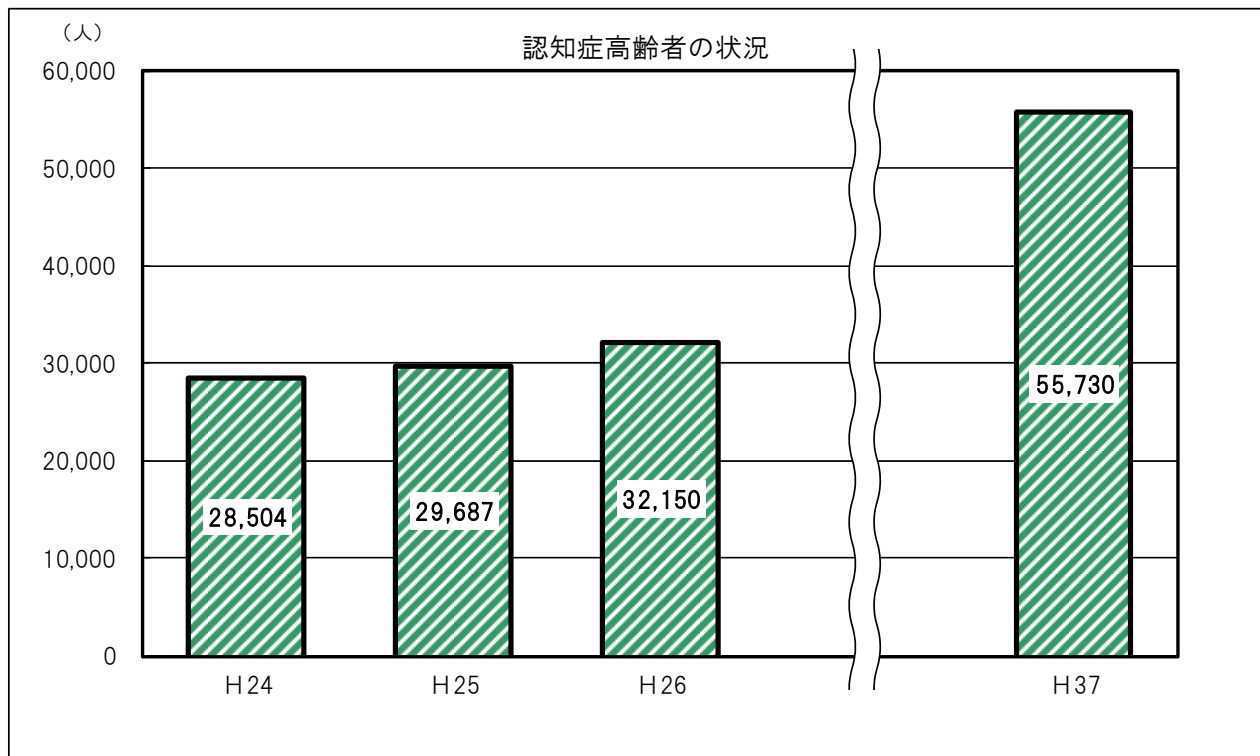
※ 値は年度平均。

※ H26,H37は推計値。



(4) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数の推計値）は、毎年増加を続けており、平成37年度には、平成26年度と比較して、約1.7倍になると見込まれています。



※ H26, H37は推計値。

※ 福岡市の要介護認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の割合を、要介護認定者の推計に乗じて算出。

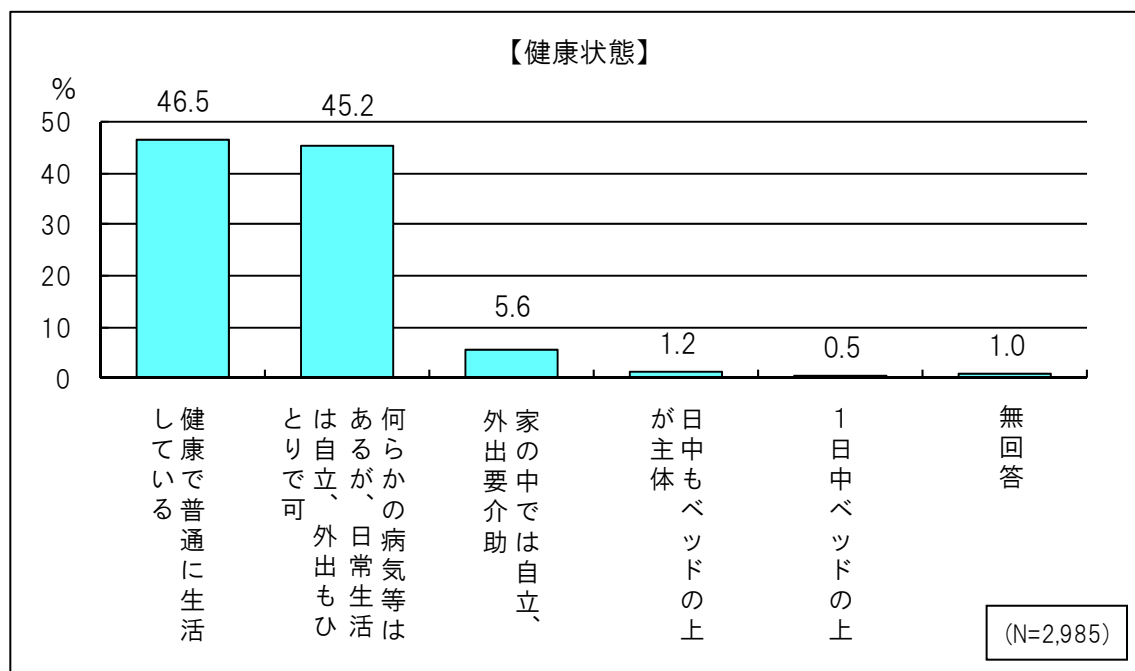
2. 高齢者実態調査に基づく現状

福岡市に在住する高齢者などの保健福祉に関するニーズや意識などを把握することを目的として、平成25年11月に「福岡市高齢者実態調査」を実施しました。

調査種別		調査対象者	有効回答
高齢社会に関する調査	高齢者一般調査	5,000人 市内在住の60歳以上の人から無作為に抽出	2,985人 (59.7%)
	在宅サービス利用者調査	5,000人 市内在住の要介護認定者のうち、介護保険在宅サービスの利用者から無作為に抽出 ※第2号被保険者（40～64歳）含む。	2,762人 (55.2%)
	在宅サービス未利用者調査	3,000人 市内在住の要介護認定者のうち、介護保険在宅サービスを利用していない人から無作為に抽出 ※第2号被保険者（40～64歳）含む。	1,554人 (51.8%)
	施設等サービス利用者調査	1,500人 介護保険施設やグループホーム入所者から無作為に抽出 ※第2号被保険者（40～64歳）含む。	975人 (65.0%)
介護支援専門員調査		1,193人 福岡市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員	805人 (67.5%)

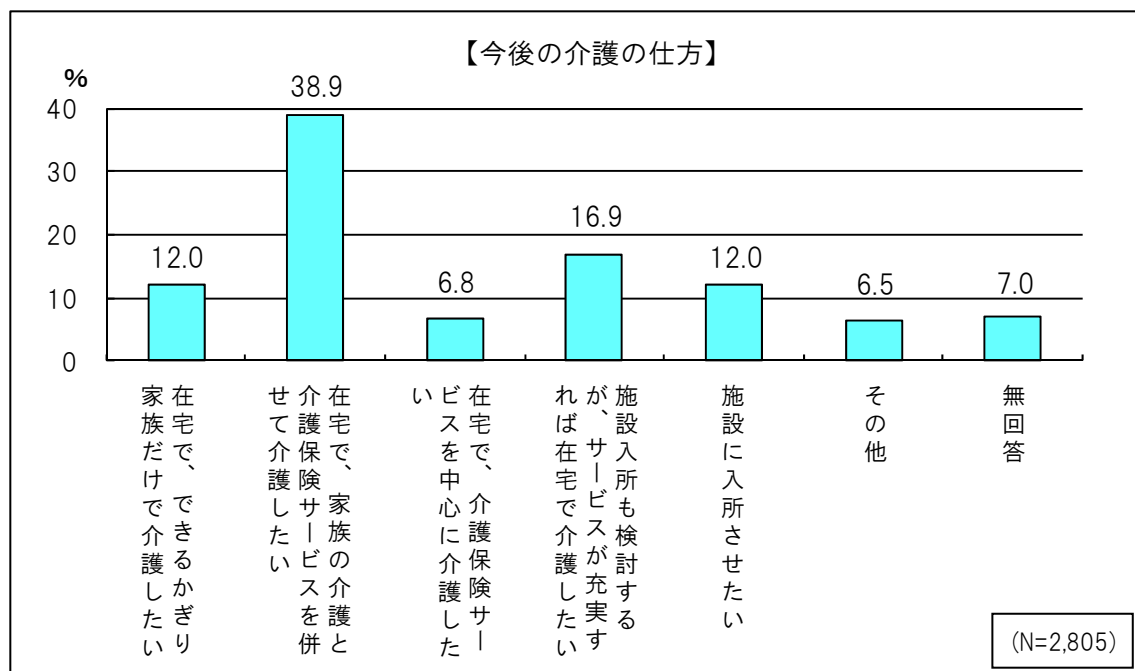
(1) 健康状態（高齢者一般調査）

健康状態については、「健康で普通に生活している」（46.5%）、「何らかの病気等はあるが、日常生活は自立、外出もひとりで行ける」（45.2%）となっており、合わせて約9割と、多くの人が概ね健康で自立した生活を送っています。



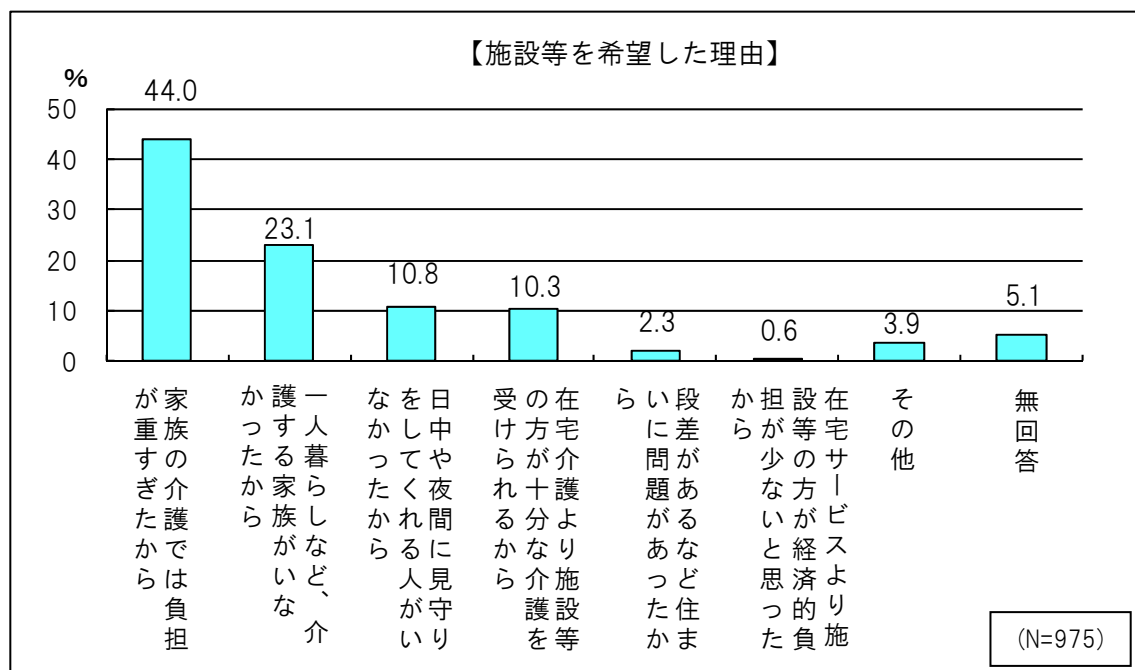
(2) 今後の介護の仕方 (在宅サービス利用者調査, 在宅サービス未利用者調査)

介護者の今後の介護の意向については、「在宅で、家族の介護と介護保険サービスを併せて介護したい」が最も多く、これに「在宅で、できるかぎり家族だけで介護したい」、「在宅で、介護保険サービスを中心に介護したい」、「施設入所も検討するが、サービスが充実すれば在宅で介護したい」を合わせると、74.6%が『在宅で介護したい』との意向を持っていると回答しています。



(3) 施設等を希望した理由 (施設等サービス利用者調査)

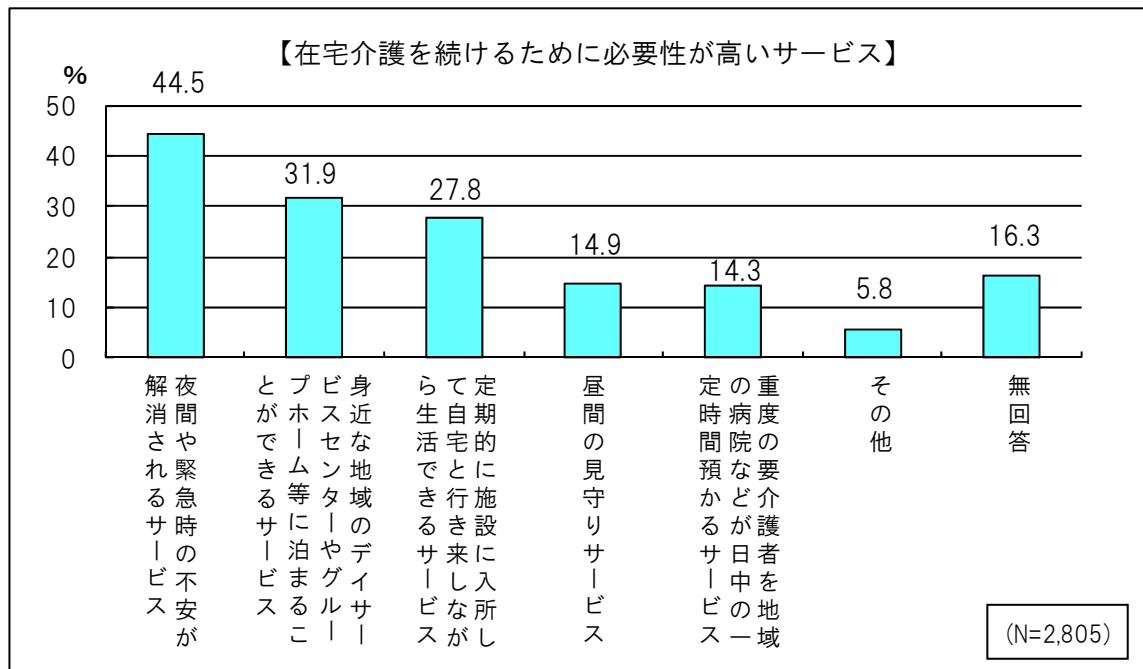
施設等を希望した理由は、「家族の介護では負担が重すぎたから」が44.0%で最も多くなっています。次いで「一人暮らしなど、介護する家族がいなかったから」が23.1%、「日中や夜間に見守りをしてくれる人がいなかったから」が10.8%と続いています。



(4) 在宅介護を続けるために必要性が高いサービス

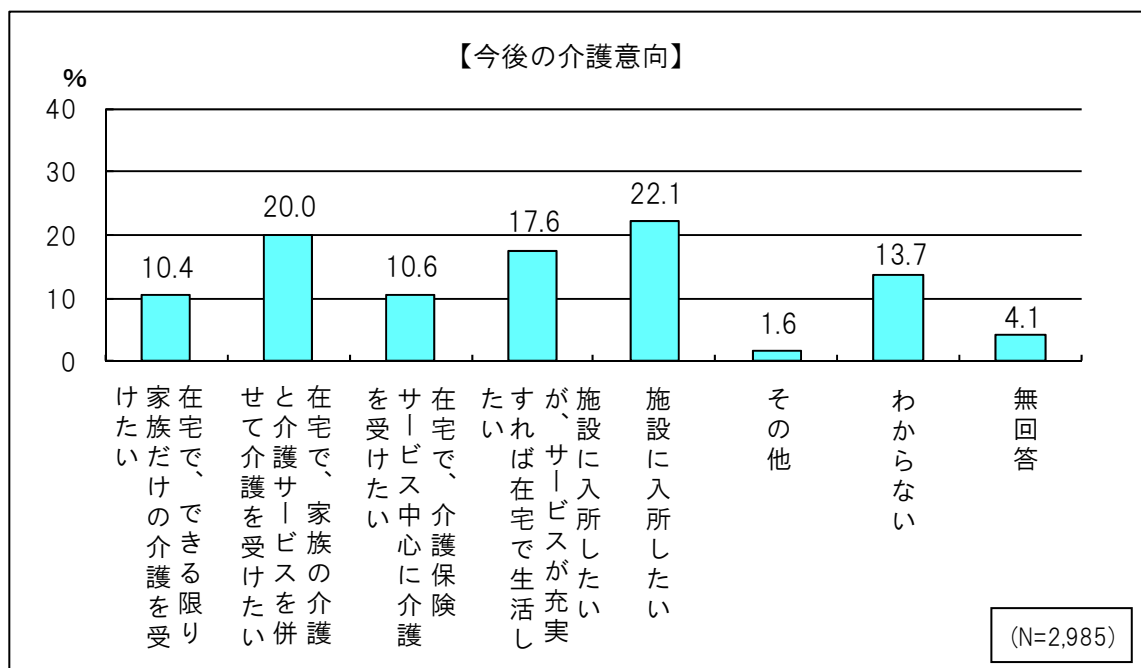
(在宅サービス利用者調査、在宅サービス未利用者調査)

在宅で介護を続けるための必要性が高いサービスは、在宅サービス利用者・未利用者ともに「夜間や緊急時の不安が解消されるサービス」が4割台で最も多くなっています。



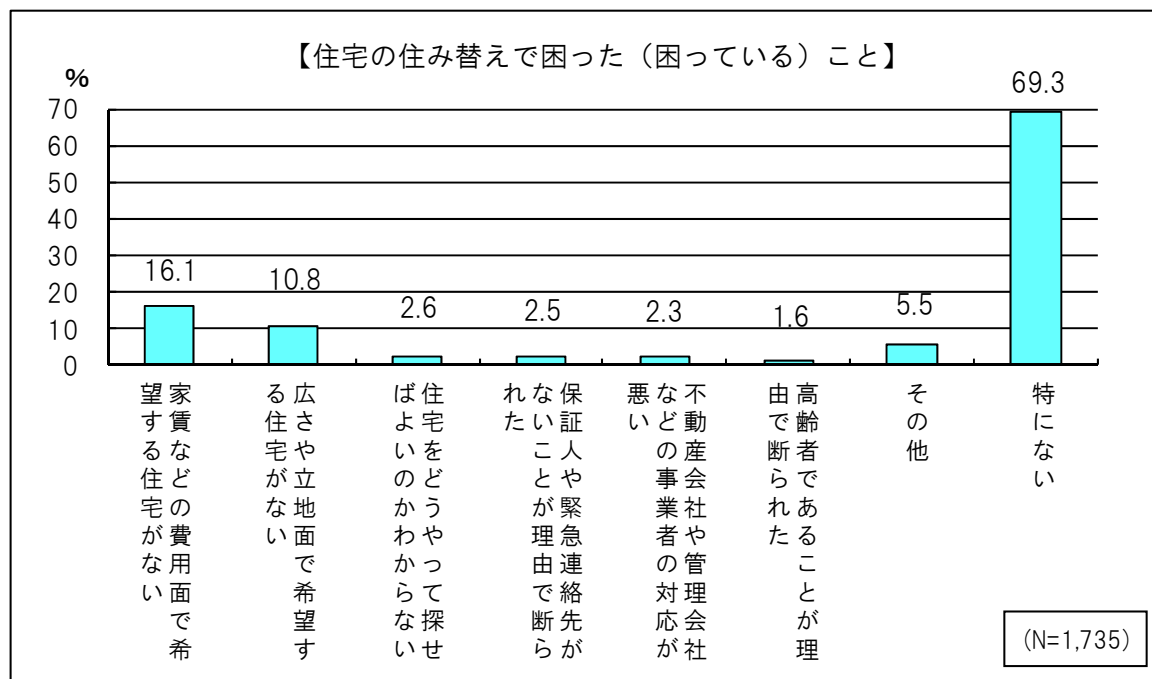
(5) 今後の介護意向 (高齢者一般調査)

介護が必要になったときは、「在宅で、家族の介護と介護サービスを併せて介護を受けたい」、「施設等に入所したいが、サービスが充実すれば、在宅で生活したい」、「在宅で、介護保険サービスを中心に介護を受けたい」、「在宅で、できる限り家族だけの介護を受けたい」を合わせた 58.6%が『在宅で生活したい』との意向を持っています。



(6) 住宅の住み替えで困った（困っている）こと（高齢者一般調査）

住宅の住み替えについては、「特にない」という回答が7割弱となっているものの、「住宅をどうやって探せばよいのかわからない」（2.6%）や、「保証人や緊急連絡先がないことが理由で断られた」（2.5%）、「高齢者であることが理由で断られた」（1.6%）など、円滑な入居が困難だという回答が少なからずあります。



3. 第5期介護保険事業計画の進捗状況

第5期介護保険事業計画期間の介護サービスの利用状況は、介護給付については、在宅サービスは訪問介護（ホームヘルプ）、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、福祉用具貸与が計画を大きく上回り、予防給付については、介護予防通所介護（デイサービス）が計画を大きく上回っています。施設サービスは全てのサービスが計画を下回っています。

なお、保険給付費は、平成24年度の実績が計画の97.4%、平成25年度の実績は計画の98.0%となっています。

○介護給付（要介護1～5）

サービス区分		単位	H24			H25			H26		
			計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	時間/月	137,963	161,732	117.2%	140,441	172,476	122.8%	144,004	172,560	119.8%
	訪問入浴介護	回/月	1,788	1,908	106.7%	1,882	1,930	102.6%	1,948	2,040	104.7%
	訪問看護	人/月	2,380	2,530	106.3%	2,505	2,666	106.4%	2,640	2,780	105.3%
	訪問リハビリテーション	回/月	5,579	4,554	81.6%	6,163	5,160	83.7%	6,961	5,500	79.0%
	居宅療養管理指導	人/月	4,710	5,554	117.9%	4,970	6,431	129.4%	5,250	7,410	141.1%
	通所介護（デイサービス）	回/月	99,747	106,486	106.8%	109,163	121,421	111.2%	119,313	136,140	114.1%
	通所リハビリテーション（デイケア）	回/月	40,588	35,565	87.6%	43,207	37,248	86.2%	46,318	38,740	83.6%
	短期入所生活介護（ショートステイ）	日/月	15,718	17,425	110.9%	16,132	18,714	116.0%	16,563	19,500	117.7%
	短期入所療養介護（ショートステイ）	日/月	1,617	1,442	89.2%	1,643	1,505	91.6%	1,697	1,350	79.6%
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,470	2,445	99.0%	2,570	2,447	95.2%	2,670	2,550	95.5%
	福祉用具貸与	人/月	8,930	10,099	113.1%	9,480	11,176	117.9%	10,100	12,620	125.0%
	特定福祉用具販売	件/月	314	304	96.8%	336	290	86.4%	358	300	83.7%
	住宅改修	件/月	241	230	95.5%	257	229	89.2%	274	250	91.2%
地域密着型	居宅介護支援	人/月	17,765	17,943	101.0%	18,932	19,034	100.5%	20,204	21,490	106.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	10	0	0.0%	15	42	280.0%	20	150	750.0%
	夜間対応型訪問介護	人/月	50	59	118.0%	55	72	130.9%	70	80	114.3%
	認知症対応型通所介護	回/月	5,011	4,718	94.2%	5,233	4,406	84.2%	5,893	4,510	76.5%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	512	458	89.5%	547	515	94.1%	582	590	101.4%
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人/月	1,610	1,517	94.2%	1,690	1,569	92.8%	1,770	1,770	100.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	50	46	92.0%	50	46	92.0%	50	50	100.0%
施設	複合型サービス	人/月	10	0	0.0%	20	0	0.0%	30	30	100.0%
	介護老人福祉施設※1（特別養護老人ホーム）	人/月	4,350	3,970	91.3%	4,750	4,209	88.6%	5,050	4,870	96.4%
	介護老人保健施設	人/月	2,540	2,458	96.8%	2,540	2,455	96.7%	2,540	2,490	98.0%
	介護療養型医療施設	人/月	950	899	94.6%	950	837	88.1%	950	830	87.4%

※1 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援１・２）

サービス区分		単位	H24			H25			H26		
			計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
在宅	介護予防訪問介護（ホームヘルプ）	人/月	6,740	6,507	96.5%	7,190	6,791	94.5%	7,670	7,180	93.6%
	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	介護予防訪問看護	人/月	370	310	83.8%	400	334	83.5%	420	350	83.3%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	826	480	58.1%	1,021	539	52.8%	1,139	610	53.5%
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	460	472	102.6%	490	514	104.9%	530	570	107.5%
	介護予防通所介護（デイサービス）	人/月	3,790	4,368	115.3%	4,040	5,054	125.1%	4,320	5,860	135.6%
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	人/月	1,300	1,081	83.2%	1,390	1,163	83.7%	1,490	1,200	80.5%
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日/月	432	373	86.4%	491	394	80.3%	493	460	93.2%
	介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	日/月	21	14	67.2%	23	12	51.4%	28	0	—
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	480	433	90.2%	500	427	85.4%	510	420	82.4%
	介護予防福祉用具貸与	人/月	2,650	3,295	124.3%	2,840	3,834	135.0%	3,060	4,640	151.6%
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	190	179	94.2%	203	188	92.5%	217	200	92.3%
	介護予防住宅改修	件/月	202	199	98.7%	216	215	99.6%	230	230	100.0%
地域密着型	介護予防支援	人/月	10,882	11,080	101.8%	11,609	11,898	102.5%	12,406	13,620	109.8%
	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	7	24	360.0%	8	12	160.0%	8	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	50	42	84.0%	50	48	96.0%	50	60	120.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人/月	10	4	40.0%	10	3	30.0%	10	10	100.0%

○保険給付費

（単位：百万円）

	H24	H25	H26
実績値	74,534	79,254	82,562
計画値	76,513	80,900	85,230
計画比	97.4%	98.0%	96.9%

※H26の実績値については、見込値

○施設・居住系サービスの定員数

（単位：人）

	H24			H25			H26		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護老人福祉施設※1（特別養護老人ホーム）	4,400	4,396	99.9%	4,800	4,797	99.9%	5,100	5,126	100.5%
介護老人保健施設※2	2,610	2,609	100.0%	2,610	2,627	100.7%	2,610	2,627	100.7%
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	1,710	1,614	94.4%	1,782	1,782	100.0%	1,872	1,849	98.8%
特定施設入居者生活介護※3	4,147	4,147	100.0%	4,147	4,171	100.6%	4,147	4,171	100.6%

※1 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む。

※2 介護老人保健施設のH24からH25の増加分は、介護療養型医療施設からの転換分。

※3 特定施設入居者生活介護には、地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

特定施設入居者生活介護のH24からH25の増加分は、介護療養型医療施設からの転換分。

○地域支援事業

区分		事業名	H24			H25			H26			
			計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
介護予防事業	一次予防事業	高齢者創作講座・老人教室事業　＊	239,027人	214,835人	89.9%	247,393人	215,475人	87.1%	256,052人	221,724人	86.6%	
		生きがいと健康づくり推進事業　＊	25,925人	18,449人	71.2%	26,832人	21,580人	80.4%	27,771人	22,206人	80.0%	
		ふれあいサロン　　　　　　　　　＊	17,953人	14,289人	79.6%	18,655人	14,192人	76.1%	19,390人	14,276人	73.6%	
		介護支援ボランティア事業	—	—	—	—	762人	—	—	1,156人	—	
		生き生きシニア健康福岡21事業　＊	56,588人	61,973人	109.5%	59,275人	62,861人	106.0%	62,178人	63,741人	102.5%	
	二次予防事業	シニア健康教室	961人	1,331人	138.5%	1,024人	1,386人	135.4%	1,097人	1,442人	131.4%	
		訪問型介護予防事業	39人	20人	51.3%	78人	28人	35.9%	117人	39人	33.3%	
		二次予防事業対象者把握事業	11,570人	10,927人	94.4%	11,748人	9,604人	81.8%	12,497人	9,200人	73.6%	
包括的支援事業・任意事業	支援的 事業	いきいきセンターふくおか運営等経費	39 か所	39 か所	100.0%	39 か所	39 か所	100.0%	39 か所	39 か所	100.0%	
		高齢者虐待防止ネットワーク事業	1 回	1 回	100.0%	1 回	0 回	0.0%	1 回	1 回	100.0%	
	任意 事業	家族介護支援事業										
		徘徊高齢者等ネットワーク事業		116人	603人	519.8%	116人	647人	557.8%	116人	688人	593.1%
		認知症高齢者家族やすらぎ支援事業		20人	23人	115.0%	20人	25人	125.0%	20人	22人	110.0%
		おむつサービス事業		3,043人	3,307人	108.7%	3,421人	3,422人	100.0%	3,846人	3,854人	100.2%
		家族介護支援事業		83人	32人	38.6%	83人	56人	67.5%	83人	56人	67.5%
		徘徊高齢者等ネットワーク事業(拡充)		—	—	—	—	193人	—	—	213人	—
		その他事業										
		成年後見制度利用支援事業(高齢者)		46人	17人	37.0%	54人	19人	35.2%	62人	18人	29.0%
		居宅介護支援事業者業務支援事業		—	321人	—	—	257人	—	—	323人	—
		ふれあい相談員派遣事業		—	254人	—	—	273人	—	—	336人	—
		介護支援専門員資質向上事業		—	88人	—	—	117人	—	—	120人	—
		安心情報キット配付事業		—	30,658人	—	—	5,793人	—	—	4,000人	—
		あんしんショートステイ事業		2,706人	2,551人	94.3%	2,962人	2,883人	97.3%	3,242人	3,130人	96.5%
		住宅改造相談事業　　　　　　　＊		2,821人	2,889人	102.4%	2,821人	2,776人	98.4%	2,821人	2,787人	98.8%
		声の訪問事業		505人	487人	96.4%	515人	478人	92.8%	525人	476人	90.7%
		生活支援ショートステイ事業		11人	9人	81.8%	11人	8人	72.7%	11人	9人	81.8%
		配食サービス事業		531人	497人	93.6%	471人	451人	95.8%	418人	396人	94.7%
		緊急通報体制整備事業		5,602人	5,628人	100.5%	5,770人	5,757人	99.8%	5,943人	5,926人	99.7%
		認知症施策総合推進事業		—	30,274人	—	—	37,254人	—	—	42,000人	—

※ *は延べ利用者数、その他は実利用者数

※ 介護支援ボランティア事業は実活動者数

※ いきいきセンターふくおか運営等経費については、地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)の設置箇所数

※ 高齢者虐待防止ネットワーク事業については会議の開催回数

4. 介護保険法の改正の主な内容

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、医療法、介護保険法等の関係法律が改正されました。

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点から改正が行われ、平成27年度以降順次施行されます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされています。

① サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図る。

ア 在宅医療・介護連携の推進 [平成30年4月までに順次]

イ 認知症施策の推進 [平成30年4月までに順次]

ウ 地域ケア会議の推進 [平成27年4月～]

エ 生活支援サービスの充実・強化 [平成30年4月～]

② 重点化・効率化

ア 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 [平成29年4月～]

全国一律の介護予防給付（訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス））を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手（介護従事者、民間事業者、NPO、ボランティア等）による多様なサービスの提供を行えるようにする。

イ 特養入所の重点化 [平成27年4月～]

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定する（既入所者は除く）。

※ 要介護1・2でもやむを得ない状況等による特例的な入所は可能

(2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減が拡充され、また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

① 低所得者の保険料軽減を拡充 [平成 27 年 4 月～]

市民税非課税世帯について、従来の公費負担（給付費の 50%）とは別に公費を投入し、負担軽減を図る。

② 重点化・効率化

ア 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ [平成 27 年 8 月～]

合計所得金額 160 万円以上の利用者の自己負担割合を、原則 1 割から 2 割に引き上げる。

イ 「補足給付」の要件に資産等を勘案

市民税非課税世帯を対象とした、施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である「補足給付」について、以下の要件を加える。

○一定額を超える預貯金等がある場合は、対象外とする。

（単身 1,000 万円，夫婦世帯 2,000 万円） [平成 27 年 8 月～]

○世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、対象外とする。

[平成 27 年 8 月～]

○補足給付の支給段階の判定に、非課税年金（遺族年金，障害年金）を勘案する。 [平成 28 年 8 月～]

5. 高齢者を取り巻く課題

- 福岡市の特徴のひとつに単身高齢者世帯の多さが挙げられますが、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するためには、介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、NPO 法人やボランティアの育成、地域組織等の活動支援などが重要となります。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費も年々増加しており、介護保険制度の運営や高齢者の保険料の負担に多大な影響を与えていることから、生活機能が低下した方のみならず、全ての高齢者への介護予防事業の推進や、健康づくりへの取り組みがより重要となってきています。
- 高齢者実態調査によると、高齢者の6割程度、介護者の7割以上は住み慣れた在宅での生活や介護を希望しており、そのためには夜間や緊急時に対応でき、通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充が必要です。一方で、入所・居住系ニーズへの適切な対応も必要であり、きめ細かでバランスの取れた介護基盤の整備を行うことが求められています。
- 同じく高齢者実態調査によると、住宅の住み替えで困ったことがある高齢者は約3割に達しており、多様化する高齢者の状況やニーズに対応した住まいの確保や、高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居するための取り組みを進める必要があります。

これらの課題を解決し、介護や医療の必要性が高くなっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で自立した生活を続けていくため、地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図る必要があります。

第3章

第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 福岡市における地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムが目指す姿

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年度に向けて、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(2) これまでの取組みと今後の方向性

① 「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」による検討（平成24年度～）

医療機関、介護事業所、地域包括支援センター、行政などの関係機関・団体の代表者で構成する「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」を平成24年度より設置し検討を進めています。具体的には、「医療」「介護」「保健（予防）」「生活支援」「住まい」の5分野ごとに現状や課題、取り組むべきこと等について検討しています。

② モデル事業の実施（平成25・26年度）

上記の検討を通じて見えてきた課題に対し、下記のモデル事業を実施しています。

ア モデル事業A

「医療分野と介護分野の連携が十分でない」「特に高齢者が医療機関から在宅に退院するときの専門スタッフの連携が十分でない」という課題が抽出されたため、平成25年度に退院予定の高齢者の支援を通じて医療機関やケアマネジャー、介護事業所等が連携の強化を図る「退院時連携モデル事業」を実施しました。また、平成26年度は退院時のみでなく在宅での支援を含めた専門スタッフの連携強化を図る「医療介護の連携強化モデル事業」を実施しています。

イ モデル事業B

地域での支えあい、助け合いの仕組みづくりのため、地域における高齢者に関する課題を住民自らが見つけ、解決していくための取組みを実践する「高齢者地域支援モデル事業」を、平成25年度は東区・中央区の4校区、平成26年度は全区で各区1～2校区で実施しています。

③ 今後の方向性（平成27年度～）

モデル事業の結果等を踏まえ、検討会議で平成26年度中に作成する今後3年間のアクションプランに基づき、関係機関・団体と行政が連携して取組みを進めます。

2. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

(1) 在宅医療・介護連携の推進

① 現状と課題

現在、市内で亡くなる方のうち、8割以上の方が病院で亡くなり、自宅で亡くなる方は約1割ですが、平成26年高齢社会白書によると、55歳以上の方の54.6%が自宅で最期を迎えたいと望んでいます。

今後、医療・介護ニーズが急増する75歳以上の後期高齢者が増加することから、高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

現在、「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」の専門部会である「医療部会」や「福岡市在宅医療協議会」において、医療と介護の連携や、在宅医療の推進について検討しています。

② 施策の方向性と展開

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、福岡市医師会等の協力を得つつ、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、在宅医療・介護サービス等の情報共有等様々な局面で連携を図ることのできる体制の整備などに取り組みます。

(2) 認知症施策の推進

① 現状と課題

厚生労働省の報告によると、認知症高齢者は65歳以上の15%、また、認知症予備軍である軽度認知障がい（MCI）は65歳以上の13%を占めているといわれています。

本市における要介護認定者のうち約5割の高齢者が認知症を有しており、高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加すると予測されています。

そのため、本市では、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター養成研修を行っており、認知症サポーターは現在4万人を超えました。

また、平成25年12月から、徘徊による行方不明者の早期発見・早期保護により介護者の負担軽減を図るため「徘徊高齢者捜してメール」を開始しました。このメール配信事業は、認知症高齢者が行方不明になった時に、協力サポーターや協力事業者にメールを配信し捜索に協力いただくものです。

このような取組みのほか、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるためには、地域での更なるネットワークの構築が課題となっています。

認知症は早期発見・早期診断・早期治療が重要です。現在、福岡市医師会・認知症疾患医療センターと連携して「認知症医療連携システム」を活用した支

援を行っています。高齢者が日常的な身体疾患で受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）が早期に認知症に気づき、認知症医療連携システムを活用し早期に認知症の診断や治療が開始され、適切な介護サービスと連携ができるよう、今後ますます医療と介護の連携を強化する必要があります。

この他にも介護サービスとして、認知症であっても安心して在宅で生活できるよう24時間365日の介護を提供する小規模多機能型居宅介護等の整備を図るとともに、在宅生活が困難になったとしても、住み慣れた地域で住み替えができるよう認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を行っています。

② 施策の方向性と展開

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、福岡市医師会や認知症疾患医療センターを中心に医療と介護の連携を強化し、認知症の早期の段階から適切な診断と対応が可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じて、総合的かつ継続的な支援体制を推進していきます。

また、地域密着型サービスの整備等については、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等をより身近なところで整備できるよう、日常生活圏域の設定を細やかにすることで地域的偏在が起らないよう整備を進めるとともに、既存事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを進めていきます。

（３）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

① 現状と課題

今後、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことになり、多様な生活上の支援の提供が必要となっていきます。

現在は、福岡市シルバー人材センターによる有償ボランティア事業「ワンコインお助け隊」や、福岡市社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」などが行われていますが、更なる企業やNPO法人、地域住民等の力を活用した様々な生活支援サービスを充実させていくことが重要です。

また、介護予防については、現在もシニア健康教室や訪問型介護予防事業などをはじめとして、要介護状態になることや重度化を予防するための取組みを実施していますが、今後は既存のサービスに加えて、地域の多様な主体を活用した取組みを推進していくことが重要となります。

② 施策の方向性と展開

生活支援コーディネーターの配置等を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進します。

あわせて、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

また、「社会参加」や「生きがいの充実」などが、高齢者自身の介護予防にもつながることが期待できることから、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランティア活動等を支援していきます。

（４）高齢者の居住安定に係る施策との連携

① 現状と課題

高齢者数・高齢者世帯数が増加する中、高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々であり、多様化する高齢者の状況やニーズに対応した住まいの確保が求められています。

特に、介護が必要な状況となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができる住宅の供給は重要であるため、「サービス付き高齢者向け住宅」など、バリアフリー化され、見守りや生活支援サービスがついた高齢者向け賃貸住宅の供給を進めています。

また、身体機能の低下した高齢者がいる世帯に対し、高齢者の自立を助長するとともに、介護を行う家族等の負担が軽減されるよう、住宅を改造する費用の助成などを行っています。

さらに、住宅型有料老人ホーム等の適正な運営に関する指導を行い、事業所の質の向上を図っています。

今後も、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向け賃貸住宅の供給や、在宅生活が困難な高齢者の生活の拠点としての施設の整備、住宅改造への助成や相談事業を促進していく必要があります。

あわせて、高齢者であることを理由に、高齢者世帯が民間賃貸住宅への入居を制限される場合があるため、高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居するための取組みを進める必要があります。

② 施策の方向性と展開

個々の高齢者の状況やニーズに対応した多様な住まいの確保のため、高齢者が居住する住宅の改造相談への対応や改造費用の助成により、バリアフリー化を支援するとともに、高齢者向けの住宅や施設の供給促進などを図ります。

また、多様化する高齢者の心身の状況や住まいのニーズに沿った情報の提供により、高齢者が安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに、高齢者が円滑に入居するための支援策を検討します。

第4章

第4章 サービス量の見込みと確保方策

1. 人口と要介護認定者の推計

(1) 人口の推計

人口の将来推計では、第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）期間の最終年度である平成 29 年度には高齢者数が 32 万 6,300 人で高齢化率が 21.6%となり、高齢化が一層進展していきます。

(単位:人)

		H27	H28	H29
総人口		1,493,700	1,503,800	1,512,800
65歳以上		304,800	316,500	326,300
内訳	前期（65～74歳）	164,000	168,300	171,000
	後期（75歳以上）	140,800	148,200	155,300
高齢化率		20.4%	21.0%	21.6%

※ H27～29は保健福祉局で
コーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 要介護認定者数の推計

現在、介護予防事業や予防給付の実施により、要介護認定者が増加しないよう努めており、現状のまま推移した場合、平成 29 年度における要介護認定者数は、約 7万 4,000 人になると見込んでいます。

(単位:人)

	H27	H28	H29
要支援1	14,350	15,750	17,220
要支援2	8,560	9,160	9,800
要介護1	12,260	13,080	13,940
要介護2	10,230	10,890	11,590
要介護3	7,320	7,770	8,240
要介護4	6,590	6,950	7,330
要介護5	5,750	5,990	6,240
合計	65,060	69,590	74,360
認定率	21.3%	22.0%	22.8%

2. 介護サービス

(1) 日常生活圏域

① 日常生活圏域の設定

ア 概要

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

このため、第3期介護保険事業計画より地域密着型サービスなどの整備を計画する単位となる日常生活圏域を設定しています。

イ 設定の見直し

地域密着型サービスについては、住み慣れた地域でサービスが利用できるよう、一部地域に事業所が集中しないよう整備を進めているところであり、第4・5期介護保険事業計画において設定した日常生活圏域においては、ある程度整備が進んでいます。

今後、高齢者数の増加に対応した地域密着型サービスの整備を進めていくうえでは、より身近な場所への事業所整備が重要であることから、さらにきめ細かな圏域設定が必要となっているため37圏域から59圏域へと設定の見直しを行いました。

ウ 設定の方針

中学校区単位を基本としつつ、地域包括支援センターの圏域を考慮しながら設定を行いました。

<理由>

- 国は、30分以内にサービスが提供される中学校区を日常生活圏域の単位として想定していること。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの柱の一つとして、医療機関・介護保険事業所等をコーディネートする中心的役割を担うこととなっており、コーディネートが円滑に実施できるよう、一部の地域包括支援センターに地域密着型サービスが集中しないよう整備を進めていく必要があること。

No.	圏域番号	中学校区	総人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率	認定者数(人)	認定率
市内計			1,444,783	275,097	19.0%	55,653	20.2%
1	東第1-1	志賀	7,967	2,269	28.5%	531	23.4%
2	東第1-2	和白	29,748	5,610	18.9%	1,110	19.8%
3	東第2	和白丘	27,802	6,994	25.2%	1,183	16.9%
4	東第3	香椎第2	28,096	5,178	18.4%	946	18.3%
5	東第4	香椎第1	21,358	3,073	14.4%	620	20.2%
6	東第5	多々良	19,894	4,128	20.7%	706	17.1%
7	東第6	青葉・多々良中央	33,296	6,862	20.6%	1,373	20.0%
8	東第7	松崎	15,364	2,864	18.6%	569	19.9%
9	東第8	箱崎・福岡	30,889	5,432	17.6%	1,248	23.0%
10	東第9	香椎第3	27,062	5,229	19.3%	869	16.6%
11	東第10	照葉・城香	14,259	3,224	22.6%	653	20.3%
12	東第11	箱崎清松	30,843	3,935	12.8%	785	19.9%
13	博多第1	千代・博多	29,899	5,601	18.7%	1,178	21.0%
14	博多第2	東光	17,936	2,851	15.9%	559	19.6%
15	博多第3	東住吉・住吉	36,495	5,104	14.0%	1,096	21.5%
16	博多第4	席田	23,410	5,112	21.8%	1,180	23.1%
17	博多第5	板付	22,175	4,122	18.6%	821	19.9%
18	博多第6	那珂	29,473	4,375	14.8%	1,319	30.1%
19	博多第7	吉塚	25,275	4,638	18.4%	924	19.9%
20	博多第8	三筑	20,871	3,274	15.7%	653	19.9%
21	中央第1	当仁	36,578	7,023	19.2%	1,419	20.2%
22	中央第2	舞鶴	20,260	3,351	16.5%	583	17.4%
23	中央第3	警固・高宮・春吉	52,055	7,905	15.2%	1,511	19.1%
24	中央第4	城西・友泉	27,654	5,163	18.7%	1,438	27.9%
25	中央第5	平尾	36,451	5,838	16.0%	1,109	19.0%
26	南第1	春吉	28,234	3,762	13.3%	818	21.7%
27	南第2	長丘	22,956	5,224	22.8%	1,176	22.5%
28	南第3	三宅	27,864	5,228	18.8%	1,075	20.6%
29	南第4	宮竹・横手	35,544	5,913	16.6%	683	11.6%
30	南第5	臼佐	14,919	3,702	24.8%	686	18.5%
31	南第6	老司	15,894	4,123	25.9%	784	19.0%
32	南第7	柏原	18,803	4,255	22.6%	873	20.5%
33	南第8	野間	19,697	3,813	19.4%	814	21.3%
34	南第9	高宮	27,396	4,223	15.4%	872	20.6%
35	南第10	筑紫丘	16,298	3,900	23.9%	801	20.5%
36	南第11	花畑	21,225	5,544	26.1%	1,135	20.5%

No.	圏域番号	中学校区	総人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率	認定者数(人)	認定率
37	城南第1	城西・城南	39,850	6,969	17.5%	1,144	16.4%
38	城南第2	梅林	20,073	4,849	24.2%	1,020	21.0%
39	城南第3	片江	20,560	4,169	20.3%	965	23.1%
40	城南第4	長尾	17,930	4,303	24.0%	849	19.7%
41	城南第5	友泉	23,175	4,887	21.1%	1,005	20.6%
42	早良第1	高取	27,396	3,651	13.3%	821	22.5%
43	早良第2	原北・原中央	36,295	6,290	17.3%	1,264	20.1%
44	早良第3	西福岡	15,974	3,659	22.9%	731	20.0%
45	早良第4	次郎丸	20,991	4,434	21.1%	891	20.1%
46	早良第5	原	21,999	5,247	23.9%	1,131	21.6%
47	早良第6	金武	15,772	3,917	24.8%	855	21.8%
48	早良第7	早良	13,058	3,711	28.4%	820	22.1%
49	早良第8	百道	31,824	4,260	13.4%	859	20.2%
50	早良第9	田隈	29,096	6,706	23.0%	1,394	20.8%
51	西第1	姪浜	30,984	5,693	18.4%	1,134	19.9%
52	西第2	内浜	50,049	7,523	15.0%	1,274	16.9%
53	西第3	西陵	13,210	3,649	27.6%	702	19.2%
54	西第4	壱岐丘・金武	16,356	4,253	26.0%	801	18.8%
55	西第5-1	玄洋	13,081	2,699	20.6%	812	30.1%
56	西第5-2	玄洋・北崎	5,604	1,918	34.2%	469	24.5%
57	西第6	下山門	20,848	4,005	19.2%	800	20.0%
58	西第7	壱岐	20,911	4,795	22.9%	930	19.4%
59	西第8	元岡	25,807	4,668	18.1%	882	18.9%

※高齢者数は平成25年9月末の住民基本台帳による(外国人は含まない)。

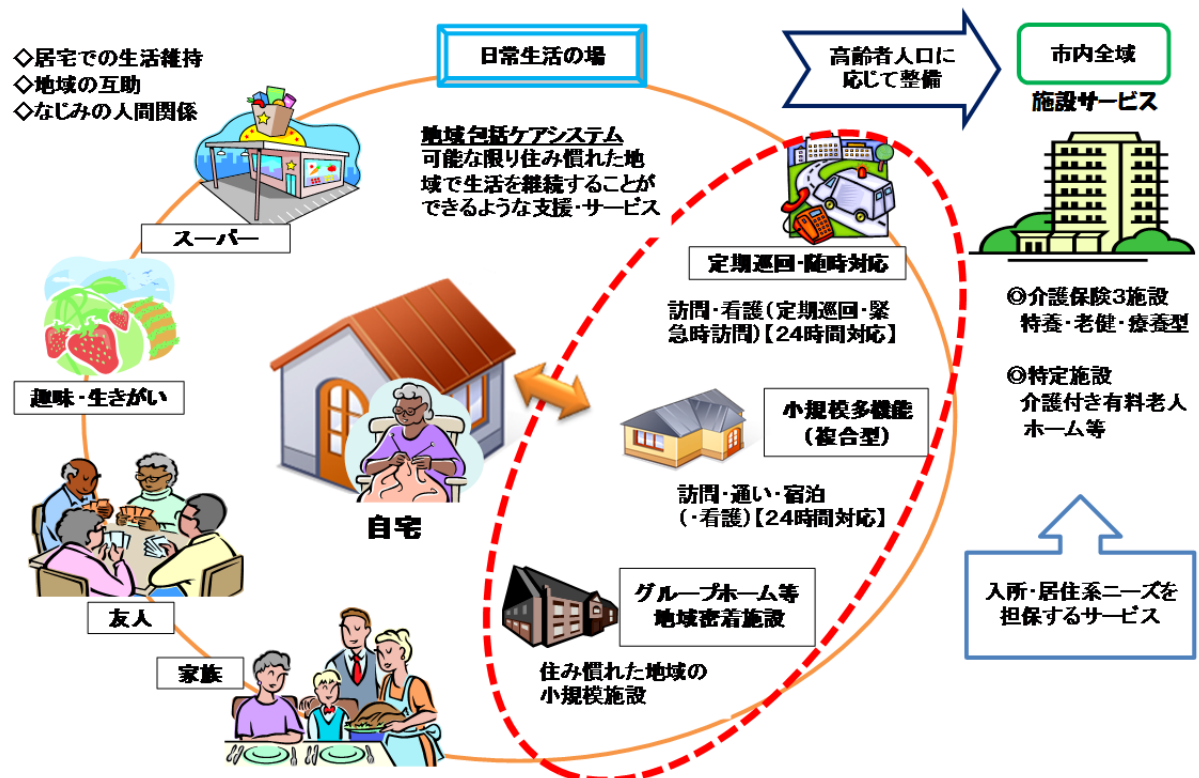
※要介護認定者数は、平成25年9月末現在(住所地特例は含まない)。

(2) 介護サービスの基盤整備

介護サービスについては、市民のニーズに適切に対応していくため、中・長期的な視点から、次の3つの基本方針に基づき整備を進めていきます。

＜中・長期的な基本方針＞

- ① 長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスヘシフト
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの一定量の確保



第6期計画期間においては、上記の基本方針を踏まえ、以下の整備方針に基づき適切な整備を図ります。

＜第6期計画期間における整備方針＞

- ① 在宅生活を支えるサービスの拡充
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

ア 施設・居住系サービスの整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など介護保険施設については、第6期計画期間における利用量に見合うサービス基盤を確保できるよう計画的に整備を進めます。

また、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が進むよう努めます。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護の整備目標（量）

区 分	H27	H28	H29
※ ¹ 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） [当該年度の整備量]	5,340 人分 [215 人分]	5,635 人分 [295 人分]	5,930 人分 [295 人分]
介護老人保健施設 [当該年度の整備量]	2,627 人分 [－]	2,627 人分 [－]	2,627 人分 [－]
※ ² 特定施設入居者生活介護 [当該年度の整備量]	4,171 人分 [－]	4,171 人分 [－]	4,171 人分 [－]

※ 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備目標（量）については、地域密着型介護老人福祉施設の定員数を含む。

※ 2 特定施設入居者生活介護の整備目標（量）については、地域密着型特定施設入居者生活介護の定員数を含む。

イ 地域密着型サービスの整備

在宅での 24 時間 365 日の切れ目ないサービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについて、地域的偏在やサービスの質の向上などに留意しながら整備していきます。

また、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ、高齢者数の増加に見合う定員数を確保していきます。

※なお、日常生活圏域ごとの整備数量については、高齢者数や地域的偏在及びサービスの質の向上に留意しながら、年度ごとに決定します。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの整備目標

区 分	H27	H28	H29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 [当該年度の整備量]	7 事業所 [2 事業所]	10 事業所 [3 事業所]	13 事業所 [3 事業所]
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス [当該年度の整備量]	54 事業所 [11 事業所]	64 事業所 [10 事業所]	74 事業所 [10 事業所]

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備目標（量）

区 分	H27	H28	H29
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） [当該年度の整備量]	2,029 人分 [180 人分]	2,155 人分 [126 人分]	2,281 人分 [126 人分]

(3) 介護サービスの量の見込み

① 介護サービスの必要見込量

○介護給付（要介護1～5）

サービス区分		単位	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	回／月	185,800	201,490	219,510
	訪問入浴介護	回／月	2,090	2,190	2,350
	訪問看護	人／月	2,850	3,030	3,230
	訪問リハビリテーション	回／月	5,900	6,420	6,890
	居宅療養管理指導	人／月	8,640	10,050	11,710
	通所介護（デイサービス）	回／月	152,770	136,480	154,270
	通所リハビリテーション（デイケア）	回／月	40,490	42,220	44,070
	短期入所生活介護（ショートステイ）	日／月	20,540	21,550	22,640
	短期入所療養介護（ショートステイ）	日／月	1,350	1,430	1,370
	特定施設入居者生活介護	人／月	2,570	2,640	2,690
	福祉用具貸与	人／月	14,380	16,360	18,640
	特定福祉用具販売	件／月	300	320	330
	住宅改修	件／月	260	270	290
	居宅介護支援	人／月	23,580	25,850	28,380
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	230	320	430
	夜間対応型訪問介護	人／月	120	170	250
	認知症対応型通所介護	回／月	4,660	4,780	4,780
	小規模多機能型居宅介護	人／月	600	740	880
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人／月	1,940	2,060	2,180
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	50	50	50
	複合型サービス	人／月	120	120	120
	地域密着型通所介護	回／月	—	35,530	40,160
施設	介護老人福祉施設※1（特別養護老人ホーム）	人／月	5,070	5,350	5,630
	介護老人保健施設	人／月	2,490	2,490	2,490
	介護療養型医療施設	人／月	830	830	830

※1 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援1・2）

サービス区分		単位	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
在宅	介護予防訪問介護（ホームヘルプ）	人／月	7,510	7,820	8,120
	介護予防訪問入浴介護	回／月	0	0	0
	介護予防訪問看護	人／月	370	380	390
	介護予防訪問リハビリテーション	回／月	680	680	740
	介護予防居宅療養管理指導	人／月	630	680	740
	介護予防通所介護（デイサービス）	人／月	6,760	6,150	3,070
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	人／月	1,220	1,250	1,260
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日／月	460	510	550
	介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	日／月	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	420	420	420
	介護予防福祉用具貸与	人／月	5,570	6,660	7,940
	特定介護予防福祉用具販売	件／月	200	220	220
	介護予防住宅改修	件／月	240	270	280
	介護予防支援	人／月	14,880	16,180	13,270
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回／月	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	60	70	80
	介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人／月	10	10	10
	介護予防地域密着型通所介護	人／月	—	1,600	800

② 介護サービスの量の考え方

ア 在宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）

在宅サービスについては、最近の利用実績などをもとに、利用者数、利用量の増減を勘案して見込みました。

主なサービスは以下のとおりです。

○ 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

標準的在宅サービス利用者（施設・居住系サービス以外のサービス利用者。

以下「在宅利用者」という。）の約 37%の利用を見込み、平成 29 年度は 1 月あたり 16,130 人が利用すると見込みました。（平成 25 年度と比較して約 3%増）

なお、介護予防訪問介護の利用者の一部については、制度改正により平成 29 年度から開始される予定の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するものとして見込みました。

また、本サービス利用者の一部が定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスへ移行するものとして見込みました。

○ 訪問看護・介護予防訪問看護

在宅利用者の約 8%の利用を見込み、平成 29 年度は 1 月あたり 3,620 人が利用すると見込みました。（平成 25 年度と比較して約 21%増）

なお、本サービス利用者の一部が複合型サービスへ移行するものとして見込みました。

○ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

在宅利用者の約 37%の利用を見込み、平成 29 年度は 1 月あたり 16,310 人が利用すると見込みました。（平成 25 年度と比較して約 5%増）

なお、本サービス利用者の一部が、制度改正により平成 28 年 4 月から導入される地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護に、介護予防通所介護の利用者の一部が、平成 29 年度から開始される予定の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するものとして見込みました。

また、本サービス利用者の一部が定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスへ移行するものとして見込みました。

○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

在宅利用者の約 13%の利用を見込み、平成 29 年度は 1 月あたり 5,860 人が利用すると見込みました。（平成 25 年度と比較して約 16%増）

- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
在宅利用者の約5%の利用を見込み、平成 29 年度は 1 月あたり 2,300 人が利用すると見込みました。（平成 25 年度と比較して約 23%増）

イ 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）・地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）

地域密着型サービスの必要量については、最近の利用実績や類似するサービスの利用状況などをもとに、利用者数、利用量の増減を勘案して見込みました。

- 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護
平成 28 年 4 月から導入される地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護については、小規模通所介護事業所が提供するサービスが対象となります。

小規模事業所の定員総数から勘案して平成 29 年度は 1 月あたり 4,240 人の利用があるものと見込みました。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
平成 29 年度において各行政区に 2 事業所でサービスが提供されるものとし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の直近の利用状況を勘案して、平成 29 年度は、1 月あたり 430 人の利用があるものと見込みました。

- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
平成 29 年度において日常生活圏域数を上回る程度の事業所でサービスが提供されるものとして、登録定員数に対する利用率などを勘案して、1 月あたり 960 人が利用すると見込みました。（平成 25 年度と比較して約 70% 増）

- 複合型サービス
平成 29 年度において各行政区に 1 事業所でサービスが提供されるものとし、小規模多機能型居宅介護の登録定員数に対する利用率から勘案し、1 月あたり 120 人の利用があるものと見込みました。

ウ 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスについては、平成 25 年度の施設ごとのサービス利用状況に、今後の整備目標などを勘案し見込みました。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。）
今後の整備目標及び直近の定員に対する利用率を勘案して見込みました。

- 介護老人保健施設
平成 26 年 3 月と同数で推移するものと見込みました。
- 介護療養型医療施設
現在、新規指定は認められておらず、平成 26 年 3 月と同数で推移するものと見込みました。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
今後の整備目標及び直近の定員に対する利用率を勘案して見込みました。
- 特定施設入居者生活介護
直近の定員に対する利用率を勘案して見込みました。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
平成 26 年 3 月と同数で推移すると見込みました。

(4) 介護サービス見込量の確保のための方策

利用者が、サービスを自由に選択できるようにするために、介護サービス見込量の確保が図られるよう基盤整備に努める必要があります。

① 介護サービス事業者の状況

ア 民間事業者の活発な参入

介護サービス事業者数は、平成26年9月現在で2,008(みなし指定は除く。)となっています。

また、営利法人やNPOなど多様な事業者が参入しています。

イ 介護サービス供給量調査

介護サービス事業者に対して、平成26年6月に今後のサービス供給量等について調査した結果、見込量は確保できる見通しです。

② 確保のための方策

ア 事業所への情報提供

要介護者の増加とその多様なニーズに対応するよう、参入を計画している事業者に対して、要介護高齢者の介護度分布などの情報を、積極的に提供します。

イ 在宅サービス量の確保

在宅サービスを重視した取組みを行うため、特に地域密着型サービスの適切な基盤整備に努めます。

ウ 人材の確保策

介護サービス事業者自らの人材の確保・養成の取組みや福岡市介護保険事業者協議会などの関係団体のネットワークづくりを支援します。

また、広報活動を通じて福祉・介護サービスの重要性などについての啓発に努めるとともに、新規職員に対する実践的研修など従業者に対する研修を実施し、質の向上に努めます。

エ 地域密着型サービスの公募による事業者の指定

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)」及び「地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」については、適切なサービス基盤の確保とサービスの質の向上を図るため、公募による事業者の指定を行います。

オ 地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて学識経験者等の外部委員で構成された「福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会」及び「福岡市地域密着型サービス運営委員会」による意見を反映させます。

③ 離島におけるサービス基盤整備

＊ 離島振興法適用地域（小呂島，玄界島）

ア 離島の現況

小呂島及び玄界島の高齢化率は、平成 25 年 9 月末現在でそれぞれ 21.0%、31.3%と市全体の 20.2%に比べ高い状況にあります。

要介護認定者数は、平成 25 年 9 月末現在で小呂 11 人，玄界島 50 人となっており，認定率は，小呂島 25.0%，玄界島 30.1%です。

サービス提供を行う事業者に対して交通費の助成を行うなど介護サービス事業者の確保に努めています。

<現況>

（平成 25 年 9 月末現在）

	小呂島	玄界島	福岡市全体
総人口	210 人	530 人	1,444,783 人
高齢者数	44 人	166 人	275,097 人
高齢化率	21.0 %	31.3 %	19.0 %
要介護認定者数	11 人	50 人	55,653 人
認定率	25.0%	30.1%	20.2%

※ 人口は平成 25 年 9 月末住民基本台帳(外国人は含まない)。

イ 介護サービス基盤整備の方策

離島等住民が在宅サービスの利用が必要な場合に対応できるよう，今後ともサービス提供を行う事業者に対して交通費の助成を行うなど，サービスの確保に努めます。

3. 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

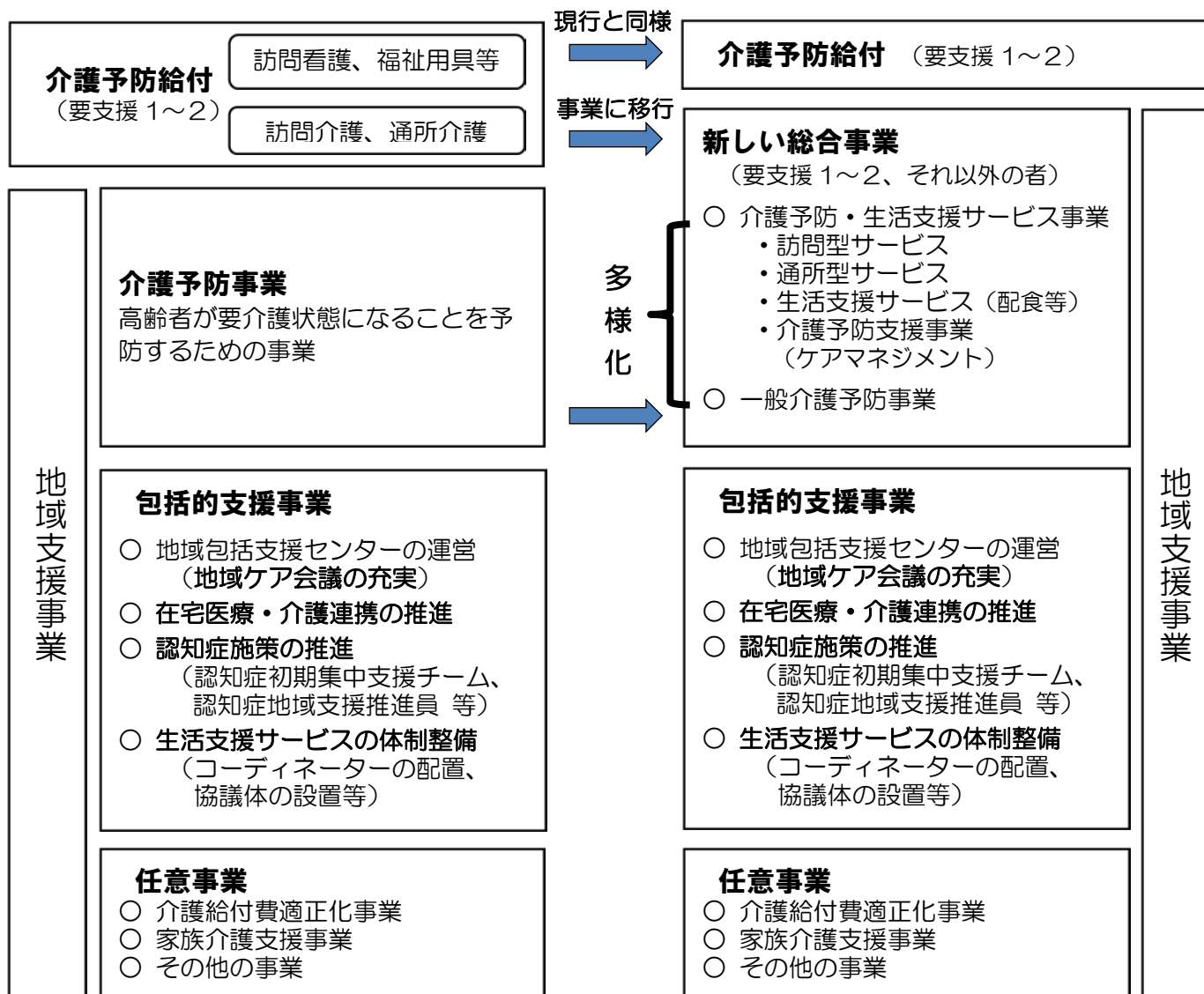
なお、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）の開始前と開始後で、実施内容が大きく異なります。

地域支援事業の全体像

新しい総合事業 開始前

新しい総合事業 開始後

（平成 29 年度以降）



(1) 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業

平成 27 年度から平成 28 年度までの地域支援事業は、第 5 期介護保険事業計画と同じく介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

① 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることを予防するための事業です。

これまでは、主として活動的な高齢者と、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者に対象を分け事業を実施していましたが、平成 27 年度より、分け隔てなく、全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

○介護予防普及啓発事業

認知症予防やロコモティブシンドローム予防等の介護予防をテーマとした講座や教室を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。

また、介護予防や健康づくりに取り組む高齢者の自主グループ育成や住民運営の通いの場を充実させる等、地域主体による介護予防を推進します。

○地域介護予防活動支援事業

ふれあいサロンや老人福祉センター事業などにおいて、レクリエーション等の活動を通じた地域や高齢者の自主的な介護予防や健康づくりの取組みを支援します。

② 包括的支援事業

○地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援しています。

なお、高齢者の増加への対応や更なる地域との連携強化を図るため、平成 27 年度から、地域包括支援センターを 18 か所増設し、57 か所に拡大します。

〔設置箇所数〕 市内 57 か所

〔配置スタッフ〕 原則として保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの
3 職種

〔業務内容〕

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行います。

イ 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態になることを予防し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、高齢者の心身の状況等に応じて必要な援助を行います。

ウ 権利擁護業務

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

また、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者が安心できる生活の支援を図ります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の共働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援します。

○虐待防止ネットワーク事業

本市の高齢者虐待防止の施策の評価・見直し等や、関係機関・団体とのネットワークの強化、区役所における困難事例への対応の検証等を行うため、警察・弁護士・社会福祉士・法務局関係者等で構成する「高齢者虐待防止連絡協議会」の開催等により、高齢者虐待防止の推進を図ります。

○在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、福岡市医師会等の協力を得つつ、以下の事業を実施し、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

- ▶ 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ▶ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ▶ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- ▶ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ▶ 在宅医療・介護関係者の研修
- ▶ 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ▶ 地域住民への普及啓発
- ▶ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

なお、事業の実施にあたっては実施可能な事業から開始し、平成 30 年度までには、全ての事業を実施します。

○認知症施策の推進

今後の認知症施策の基本目標は、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことです。

認知症には早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など総合的かつ継続的な支援体制を確立していく必要があります。そのため、地域支援事業として以下の事業を実施します。

- ▶ 認知症初期集中支援推進事業
- ▶ 認知症地域支援推進員等事業
- ▶ 認知症ケア向上推進事業

認知症初期集中支援推進事業は、保健師や精神保健福祉士等の専門職と認知症の専門医で構成される「認知症初期集中支援チーム」を配置し、家族などからの相談により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うものです。全国の実施状況を見ながら、福岡市医師会や認知症疾患医療センター等との協議など、準備期間を設け平成 30 年度から実施します。

認知症地域支援推進員等事業は、本市では平成 22 年度から実施しておりますが、この事業は、保健師の資格を有する認知症地域支援員を保健福祉局に配属し、医療機関や地域包括支援センター、介護保険事業者や、認知症の人と家族の会などと連携を図り、認知症の人に対する地域の支援体制の強化を図っています。

認知症ケア向上推進事業は、認知症ケアの向上推進を図るために認知症の人の家族に対する支援の推進や、認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進などを実施するものですが、関係機関との協議など準備期間を設け平成 29 年度から実施します。

○生活支援サービスの体制整備

高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、既存事業も含め検討するとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

市町村におけるコーディネーターの配置にあたっては、一定の人材水準を全国的に確保する必要性があることから、国、都道府県において経過措置終了の平成 30 年度に向けて計画的に人材育成のための研修が実施されることとされています。

また、国においてコーディネーター、協議体について具体的取り組み事例が複数パターン示されていますが、どのパターンが本市に適合するか、あるいはまったく

く別のパターンでの取組みが必要か等を今後検討し、この検討結果を踏まえ方針を決定後、県等が実施する研修においてコーディネーターとする者の人材育成を行います。

さらに、協議体の設置についても、関係機関等と協議を行う必要があるため、上記準備期間を設け平成 30 年度から実施します。

③ 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを、介護保険制度の中で実施します。

○介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスを提供するための事業を実施します。

○家族介護支援事業

家族介護者の負担軽減や支援を図るため、介護知識・技術を習得する教室と介護者相互の交流会を開催する家族介護支援事業、ボランティア等による訪問や徘徊高齢者を早期発見する認知症高齢者対策事業を実施します。

○その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため、成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業、身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し住宅を居住に適するように改造する相談に応じる住宅改造相談事業を実施します。

また、一人暮らし高齢者や要援護高齢者などに対し、生活支援として定期的な安否確認、家庭内の緊急時の対応を行うとともに、おむつやショートステイの費用の一部を助成するなどの事業を行います。

(2) 新しい総合事業を開始した後の地域支援事業

平成 29 年度以降は、新しい総合事業を開始します。

① 新しい総合事業

「新しい総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

なお、事業の実施にあたっては、訪問・通所事業者に加え NPO、民間企業、ボ

ランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取組み等のための準備期間を設け、平成 29 年度から実施します。

○介護予防・生活支援サービス事業

現行の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）、介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス、緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス、ボランティアなどによる生活支援、保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス（従来の二次予防事業に相当）等、国のガイドラインを参考に事業内容を検討し実施します。

○一般介護予防事業

平成 27 年度より実施する介護予防事業と同様に、全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、自主グループの育成や住民運営の通いの場を充実させ地域づくりによる介護予防を推進していきます。

② 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業及び任意事業は、平成 27 年度・28 年度での検討状況を踏まえて、実施していきます。

(3) 地域支援事業の量の見込み

○地域支援事業

区分	事業名	推 計		
		H27	H28	H29
介護予防事業	高齢者創作講座・老人教室事業 *	228,154 人	234,770 人	新しい総合事業
	生きがいと健康づくり推進事業 *	22,850 人	23,513 人	
	ふれあいサロン *	14,360 人	14,444 人	
	介護支援ボランティア事業	1,206 人	1,253 人	
	生き生きシニア健康福岡21事業 *	64,633 人	65,538 人	
	シニア健康教室	1,501 人	1,563 人	
	訪問型介護予防事業	54 人	75 人	
包括的支援事業	いきいきセンターふくおか運営等経費	57 か所	57 か所	57 か所
	高齢者虐待防止ネットワーク事業	1 回	1 回	1 回
	在宅医療・介護連携の推進	実施可能な事業から開始し、平成30年4月1日 までには、全ての事業を実施		
	認知症施策の推進			
	認知症施策総合推進事業	48,000 人	54,000 人	60,000 人
任意事業	認知症ケア向上推進事業	平成29年度から実施		
	家族介護支援事業			
	徘徊高齢者等ネットワーク事業	729 人	770 人	811 人
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	22 人	22 人	22 人
	おむつサービス事業	4,341 人	4,889 人	5,506 人
	家族介護支援事業	56 人	56 人	56 人
	徘徊高齢者等ネットワーク事業(拡充)	233 人	253 人	273 人
	その他事業			
	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	18 人	18 人	18 人
	居宅介護支援事業者業務支援事業	323 人	323 人	323 人
	ふれあい相談員派遣事業	336 人	336 人	336 人
	介護支援専門員資質向上事業	120 人	120 人	120 人
	安心情報キット配付事業	3,000 人	3,000 人	3,000 人
	あんしんショートステイ事業	3,398 人	3,689 人	4,005 人
	住宅改造相談事業 *	2,787 人	2,787 人	2,787 人
	声の訪問事業	474 人	472 人	470 人
	生活支援ショートステイ事業	9 人	9 人	9 人
	配食サービス事業	347 人	304 人	267 人
	緊急通報体制整備事業	6,100 人	6,279 人	6,463 人

※ *は延べ利用者数、その他は実利用者数

※ 介護支援ボランティア事業は実活動者数

※ いきいきセンターふくおか運営等経費については、地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)の設置箇所数

※ 高齢者虐待防止ネットワーク事業については会議の開催回数

(4) 地域支援事業の量の考え方

① 介護予防事業

- 高齢者創作講座・老人教室事業と生きがいと健康づくり推進事業については、60歳以上を対象としているため、平成25年度の実績をもとに、高齢者数の伸び率を勘案して見込みました。
- ふれあいサロンについては、平成25年度の実績をもとに、参加者数の伸び率を勘案して見込みました。
- 介護支援ボランティア事業については、平成25年度の実績をもとに、高齢者数の伸び率を勘案して見込みました。
- 生き生きシニア健康福岡21事業、シニア健康教室、訪問型介護予防事業は平成24年度・25年度の実績をもとに見込みました。

② 包括的支援事業

- いきいきセンターふくおか運営については、地域包括支援センター数を計上しました。(平成27年度より、39か所から57か所に増設)
- 高齢者虐待防止ネットワーク事業については、関係機関とのネットワーク機能の強化や事例検討等を行う「高齢者虐待防止連絡協議会」の開催数を目標値として計上しました。
- 認知症施策総合推進事業については、認知症サポーター養成人数を平成29年度までに6万人とする目標値を設定し見込みました。

③ 任意事業

任意事業の見込みについては、各事業の利用者推移の傾向により分類し推計しました。

- 利用者が増減している事業は、直近3か年の平均値としました。(認知症高齢者家族やすらぎ支援事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業(高齢者)、居宅介護支援事業者業務支援事業、ふれあい相談員派遣事業、介護支援専門員資質向上事業、住宅改造相談事業、生活支援ショートステイ事業)
- 利用者が増加傾向にある事業は、直近3か年の利用者の伸び率、平均増加件数としました。(徘徊高齢者等ネットワーク事業、おむつサービス事業、徘徊高齢者等ネットワーク事業(拡充)、あんしんショートステイ事業、緊急通報体制整備事業)
- 利用者が減少傾向にある事業は、直近3か年の利用者の減少状況及び平成25年度の実績をもとに、高齢者数の伸び率を勘案し推計しました。(声の訪問事業、配食サービス事業)
- 安心情報キット配付事業については、新規対象者として約3,000人を計上しました。

(5) 見込量確保のための方策

- 高齢者が自立した生活を営むことができるよう、各個人のニーズに応じた情報を各区保健福祉センターや地域包括支援センターを通じて提供します。
また、各相談者に対してきめ細かに対応するため、地域包括支援センターが市民にとって立ち寄りやすく身近な場所になるよう、更なるセンターの周知を図り、地域や関係団体等との連携・共働を強化します。
- 新しい総合事業を推進していくには、多様なサービスの担い手が不可欠であるため、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進します。
- 「社会参加」「生きがいの充実」など高齢者自身の介護予防の効果も期待できることから、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランティア活動等を支援していきます。
- 民間企業などの地域の多様な主体を活用し、在宅の虚弱高齢者に対する介護予防・生活支援サービス事業の創出・拡大が必要なことから、恒常的なサービスの担い手となる企業等の拡大・充実を図るため、平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月末まで「高齢者生活支援人材育成事業」を実施します。

4. 市町村特別給付等

市町村特別給付等とは、「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としてしています。

市町村特別給付は、要介護者・要支援者に対し、法令で定められた保険給付(法定給付)以外の独自のサービスを実施することができ、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもので、いずれも条例で定める必要があります。

また、市町村特別給付等に係る費用はすべて第 1 号被保険者の保険料で賄うこととされています。

本市では、市町村特別給付等で実施することができる要援護者への支援のための事業や家族介護者への支援のための事業については、地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者保健福祉事業として実施していきます。

5. 介護保険事業の円滑な推進のための方策

(1) 健全で効率的な事業運営

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となる社会保険制度です。

健全な事業運営のために保険料負担と要介護状態・要支援状態の軽減または重度化の防止に資するサービスの効果的な利用について、市民の理解と協力を得られるよう、制度の周知を積極的に行うとともに、収納事務を的確に行います。

また、介護保険事業の運営が、効果的かつ効率的なものとなるよう努めます。

(2) 市民意識の醸成

① 介護予防への積極的な取り組み

少子高齢化の進展を踏まえ、高齢になっても住み慣れた地域で誰もが最後まで自分らしい生活を安心して続けていくためには、高齢者をはじめとする市民一人ひとりができるだけ健康であることが重要です。一人ひとりが、ライフスタイルや健康に生きる意識を見直し、自主的・継続的な健康づくり・介護予防に積極的に取り組むことによって、介護保険制度の安定的な運営だけでなく、市民全体の生活の質の向上にもつながります。生活機能が低下した高齢者への介護予防事業の推進や、地域における健康づくりや介護予防の取り組みに対する支援の充実に努めます。

② 地域での支え合い活動の推進

高齢者世帯の社会的孤立を防ぎ、介護負担等の軽減につながるよう、地域に根づいた住民同士の支えあい活動や、地域を超えたつながりなど、市民相互の結びつきの力を強めることも重要となってきます。

高齢期を迎えた方々の豊かな経験、知識、能力を生かした社会参加活動をはじめ、市民一人ひとりが、地域での支えあい活動への関心を高めて自発的に社会参加活動に参画することにより、介護保険制度の安定的な運営において役割を果たすことが求められており、そのための環境づくりに努めます。

(3) 市民への積極的な情報提供

① 介護保険制度の分かりやすい情報提供

介護保険制度をはじめ高齢者への保健福祉施策の情報や介護保険事業の運営状況などについて、市政だより、ホームページ、介護保険制度解説冊子、出前講座などにより、分かりやすい広報に努めます。

特に、情報不足になりがちな一人暮らし高齢者等に対しては、介護支援専門員、民生委員、老人クラブ、ふれあいネットワーク、ボランティアなどへの積極的な情報提供と連携に努めながら、心身の状況に応じてきめ細かな対応を行います。

② 選択のための事業者情報の提供

利用者がサービスを選択するためには、介護サービス事業者の情報が正確に分

かりやすく提供されることが重要です。

このため、「福岡市内介護保険事業所一覧」（毎月更新，位置情報含む。）をホームページに掲載しています。

また，地域包括支援センターや介護支援専門員などにおいて「介護サービス情報の公表」制度による各サービス事業者の情報の有効活用を図ります。

（４）公正な要介護認定の取組み

介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため，申請者の状況を的確に把握したより公正な要介護認定に向けた取組みを進めるとともに，要介護認定事務を円滑に行います。

① 認定調査（訪問調査）

新規認定申請及び区分変更認定申請については，職員による直営調査を基本とし，更新認定申請については，居宅介護支援事業所，介護保険施設及び指定市町村事務受託法人へ調査を委託し，要介護認定調査を円滑に実施します。

また，調査に従事する職員及び認定調査を受託する居宅介護支援事業者などの調査員に対して専門研修を実施することにより，調査の質の向上を図ります。

② 主治医意見書

主治医意見書は，二次判定の重要な資料であることから，意見書を作成する医師に対し，的確な意見書が作成されるよう，関係団体と連携しながら研修を実施します。

③ 介護認定審査会

介護認定審査会については，これを構成する保健・医療・福祉関係の専門家について，適切な人材の確保に努めます。

また，公正な要介護認定を確保するため，模擬認定の実施による平準化事業，審査会委員に対する研修，各区の運営協議会及び市の連絡協議会において，審査判定に係る水準の均一化及び適正化を図るための手法の検討などを行い，適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。

（５）介護サービスの質の向上

① 介護サービス計画の質の向上

利用者の選択や家族などの状況を踏まえた質の高い介護サービスが，総合的・一体的に，利用者本位で提供されるためには，介護支援専門員の役割は特に重要となっています。

介護支援専門員が適切にケアマネジメント機能を果たすとともに，介護サービス計画の質の向上が図られるよう支援します。

ア 地域包括支援センターにおける取組み

○ 介護予防ケアマネジメントの充実

要支援１，２の人を対象に，介護予防・生活支援の視点で適切な介護予防

サービスなどが利用できるよう利用者と共働して介護予防サービス計画を作成するとともに適切なケアマネジメントを行い、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

○ 地域の介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対して、処遇困難事例の指導・助言を行うなど相談機能を充実します。

また、介護支援専門員が相互に、情報交換など交流を行い、専門職としての資質の向上が図れる各区のネットワークづくりを支援するとともに、地域包括支援センターの圏域レベルのネットワークづくりを目指します。

イ 介護支援専門員への研修の充実

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図るための研修を充実します。特に、介護サービス計画が適切に作成されるよう対応します。

ウ 介護支援専門員への積極的な情報提供

介護支援専門員は、介護保険サービスだけでなく、高齢者保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整することを求められているため、介護支援専門員が必要とする情報を積極的に提供します。

エ ケアマネジメントの適正化

介護支援専門員が利用者の身体状況や生活環境等にあわせて、過不足のない、効果的かつ効率的な介護サービスのプランニング（計画作成）ができるよう支援するため、介護支援専門員が作成したアセスメント（利用者が抱える問題点等の把握）や介護サービス計画等を介護支援専門員とともに検証・確認します。

② 介護サービス事業者の質の向上

ア 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

イ 事業者への指導・監査

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とよりよいケアの実現に向けて、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、事業者への指導を実施するとともに、事業者の法令遵守の徹底を図ります。

また、不正が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

ウ サービス従事者の資質向上

サービスの質の向上には、介護支援専門員や訪問介護員をはじめ介護サービス事業者の資質の向上が重要です。

事業所に対し、独自研修の実施やその研修受講の機会の確保などを指導するとともに、本市が実施する福岡市介護保険事業者研修事業において、介護保険事業所のニーズを反映させた、認知症や権利擁護などの研修を実施するなど、その充実を図ります。

また、地域密着型サービス事業所は、次の表のとおり事業種別ごとに指定要件の研修受講が必須となっていることから、事業所の人員交代などに迅速に対応できる研修実施に努めます。

○ サービス事業ごとの必須研修一覧

	認知症対応型 通所介護事業所	小規模多機能型居宅 介護及び複合型 サービス事業所	認知症対応型共同 生活介護事業所
認知症介護実践研修	○	○	○
認知症対応型サービス 事業開設者研修		○	○
認知症対応型サービス 事業管理者研修	○	○	○
小規模多機能型サービス 等計画作成担当者研修		○	

エ 地域密着型サービスの外部評価

外部評価は、地域密着型サービスにおける介護の質の向上を目的として、各事業者が自己評価を行ったうえで、福岡県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受けるものです。

この評価結果の積極的な活用を働きかけます。

オ 利用者の声を生かす仕組みづくり

「ふれあい相談員」が、施設など介護サービスが提供されている場を訪ね、利用者の話を聞き、相談に応じたり、利用者の生活を観察する一方、サービス提供事業所におけるサービスの実態を把握し、両者の橋渡しをしながら、問題改善等介護サービスの質の向上に努めています。

カ 事業者、関係機関及び地域の連携支援

各種介護サービス事業者で構成される団体等の連絡会や研修会等を通じ、事業者間及び関係機関の連携強化を図れるよう支援します。

また、地域密着型サービスにおいては、運営推進会議や介護医療連携推進会議等に行政も積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、地域における介護の拠点としての機能を発揮できるよう支援します。

(6) 介護給付等に要する費用の適正化

① 要介護認定の適正化

認定調査を委託する場合には、職員が内容を点検し、必要に応じて指導を行うとともに、定期的に直営調査の対象とし、適正な調査を確保します。

また、必要に応じて、受託事業者が行う認定調査に職員が同行して助言や指導を行うサポート事業を実施します。

要介護認定の申請者に対しては、要介護認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで、適正な介護認定を確保します。

② ケアプランの点検

実地指導等において、ケアプランの点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修を行った利用者の自宅を訪問調査し、利用者の状態確認及び施工状況の確認を行い、不正の発見や、給付の適正化につなげます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連介護給付適正化システムから提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や、介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化につなげます。

⑤ 介護給付費通知

現物給付のサービス利用者に、毎年1回、保険給付の状況を送付し、不正請求がないか利用票や領収書と照らしあわせて確認を促すことによって、利用していないサービスに対する不正の発見や、給付の適正化につなげます。

(7) 相談・苦情対応体制の充実

① 保険者としての相談・苦情対応

介護保険に関する相談や苦情に対しては、保健福祉局介護福祉課、高齢者サービス支援課及び各区の福祉・介護保険課、地域保健福祉課が必要に応じて介護サービス事業者に指導を行うなど、的確、迅速に対応します。

また、居宅介護支援事業者や関係機関とも連携しながら苦情の解決に努めるとともに、内容に応じて福岡県国民健康保険団体連合会への苦情申立てにつないでいきます。

要介護認定や保険料に関する苦情については、適切な対応が行われるよう関係職員の資質の向上に努めるとともに、福岡県介護保険審査会への不服審査手続きの支援を行うなど、苦情解決に努めます。

② 事業者自らの相談・苦情対応

介護サービス事業者が、利用者の苦情への対応体制を整備し、自ら適切に対応

するよう指導します。

さらに、居宅介護支援事業者は、自ら調整したサービスに関しての苦情については、一次的な対応が求められることから、その標準的な対応マニュアルの周知を図るとともに、対応困難な事例については地域包括支援センターなどによる支援に努めます。

（８）計画の達成状況などの点検

① 介護保険事業計画の達成状況などの点検

介護保険事業の実施状況などの情報について、市民に分かりやすく多様な手段で提供します。

また、介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする福岡市保健福祉審議会（高齢者保健福祉専門分科会）で事業の点検や評価を行います。

② 新しい総合事業の点検

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、地域の実情に応じた柔軟なサービスが提供できるよう、国のガイドラインを参考にしながら、関係者間で議論しつつ評価、検討を行います。

第5章

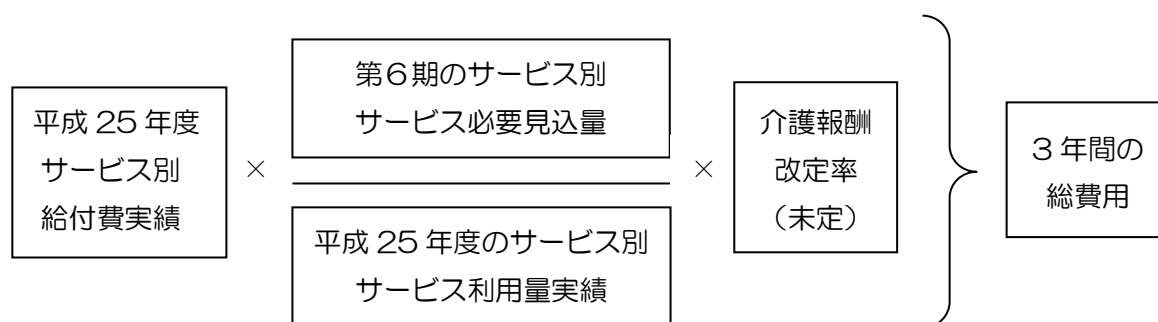
第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

1. 第6期介護保険事業計画における事業費

(1) 保険給付費等の見込み方

事業計画期間(平成27～29年度)における介護サービスの見込量などをもとに、介護保険の事業費を次のように見込みました。

① 保険給付費（在宅サービス・施設サービス）



② その他の経費（在宅・施設サービスに共通の経費）

- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 特定入所者介護サービス費
- 国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料

③ 地域支援事業費

- 新しい総合事業

下記の計算式で算定される上限額の範囲内で見込みました。

$$\begin{aligned} & \text{新しい総合事業の上限} \\ &= \text{【事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護，介護予防通所介護，} \\ & \quad \text{介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】} \\ & \times \text{【福岡市の75歳以上高齢者の伸び】※初年度は10\%以内} \\ & - \text{当該年度の予防給付} \\ & \quad \text{（介護予防訪問介護，介護予防通所介護，介護予防支援）の総額} \end{aligned}$$

○介護予防事業・包括的支援事業・任意事業

事業の上限額が決まっていない（今後政令で示される予定）ため、現行の枠組みで見込みました。

＜現行の枠組み＞

各年度の保険給付費（審査支払手数料除く。）の下表に掲げる率が法定上限額。

区 分	H24	H25	H26
地域支援事業費	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業 ・任意事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

（２）第６期計画期間（平成 27～29 年度）における保険給付費等の見込み
（利用者負担を除いた額）

支出区分	第６期計画	第５期計画
保険給付費	2, 9 1 3 億円	2, 4 2 7 億円
地域支援事業費	1 1 8 億円	5 8 億円
支出合計	3, 0 3 1 億円	2, 4 8 5 億円

（３）保険給付費等の負担割合

支出区分	左 の 負 担 割 合	
保険給付費	国・県・市負担分	約 50%
	第 2 号保険料（40～64 歳）	28%
	第 1 号保険料（65 歳以上）	約 22%
地域支援事業費 （新しい総合事業 ・介護予防事業費）	国・県・市負担分	約 50%
	第 2 号保険料（40～64 歳）	28%
	第 1 号保険料（65 歳以上）	約 22%
地域支援事業費 （包括的支援事業 ・任意事業費）	国・県・市負担分	78%
	第 1 号保険料（65 歳以上）	22%

（４）第 1 号被保険者（65 歳以上の方）で負担すべき経費（３年間）

6 6 7 億円程度（介護報酬の改定等により変動します。）

2. 第1号被保険者保険料の考え方

第6期の介護保険料は、低所得者の保険料軽減を拡充するため、新たに公費が投入されるなど、保険料段階や乗率の見直しが実施されます。

そのため、第6期においては、国の動向を踏まえた乗率の見直しを行います。

(1) 公費投入による乗率の見直し

低所得者（市民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、新たに公費（国・県・市）を投入し、乗率の引き下げを行います。

(2) 保険料所得段階の見直し

国における保険料所得段階の見直しにあわせ、第1段階及び第2段階を統合するとともに、第3段階と第4段階の特例割合を標準化します。

(3) 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす方に対し、保険料額を新第2段階及び新第3段階から新第1段階に下げる独自の軽減制度を継続するなど、保険料負担が難しい方への配慮を行います。

(4) 介護給付費準備基金の活用

第5期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第6期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、本市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

(5) 保険料基準額（月額）

第6期の保険料基準額（月額）については、国において介護報酬に関する議論が進められていること等により確定にいたっておりませんが、現状では 5,800 円～6,200 円程度と見込んでいます。

<第6期>

区 分				計算方法	保険料月額
新第 1 段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給，本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	基準額 ×0.3 程度	1,740～1,860 円程度
新第 2 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円超 1 2 0 万円以下	基準額 ×0.5 程度	2,900～3,100 円程度
新第 3 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 1 2 0 万円を超える	基準額 ×0.7 程度	4,060～4,340 円程度
新第 4 段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	基準額 ×0.9 程度	5,220～5,580 円程度
新第 5 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円を超える	基準額 ×1.00	5,800～6,200 円程度
新第 6 段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が 1 2 5 万円以下	基準額 ×1.10	6,380～6,820 円程度
新第 7 段階			本人の合計所得金額が 1 2 5 万円超 2 0 0 万円未満	基準額 ×1.30	7,540～8,060 円程度
新第 8 段階			本人の合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	基準額 ×1.60	9,280～9,920 円程度
新第 9 段階			本人の合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	基準額 ×1.80	10,440～11,160 円程度
新第 10 段階			本人の合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	基準額 ×2.00	11,600～12,400 円程度
新第 11 段階			本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	基準額 ×2.20	12,760～13,640 円程度
新第 12 段階			本人の合計所得金額が 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	基準額 ×2.40	13,920～14,880 円程度
新第 13 段階			本人の合計所得金額が 7 0 0 万円以上	基準額 ×2.50	14,500～15,500 円程度

<参考：第5期>

区 分				計算方法	平均月額 保険料額	
第 1 段階		本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給	基準額 ×0.45	2,413 円
第 2 段階				本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	基準額 ×0.45	2,413 円
特例 割合				本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円超 1 2 0 万円以下	基準額 ×0.65	3,485 円
第 3 段階				本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 1 2 0 万円を超える	基準額 ×0.75	4,022 円
特例 割合		世帯課税		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	基準額 ×0.93	4,987 円
第 4 段階				本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円を超える	基準額 ×1.00	5,362 円
第 5 段階		本人が市民税課税		本人の合計所得金額が 1 2 5 万円以下	基準額 ×1.10	5,898 円
第 6 段階				本人の合計所得金額が 1 2 5 万円超 2 0 0 万円未満	基準額 ×1.30	6,971 円
第 7 段階				本人の合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	基準額 ×1.60	8,579 円
第 8 段階				本人の合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	基準額 ×1.80	9,652 円
第 9 段階				本人の合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	基準額 ×2.00	10,724 円
第 10 段階				本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	基準額 ×2.20	11,796 円
第 11 段階				本人の合計所得金額が 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	基準額 ×2.40	12,869 円
第 12 段階				本人の合計所得金額が 7 0 0 万円以上	基準額 ×2.50	13,405 円

參考資料

用語解説

(1) 介護保険サービス

介護給付 対象：要介護1～要介護5	
サービス種類	説明
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が30人以上であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与。
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェア等・すのこ等）、排泄（腰掛け便座等）の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。

サービス種類	説 明
住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すり取付け, 段差解消, 滑り止め, 和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう, サービスの種類, 内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに, サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に, 定期的な巡回訪問または通報を受け, 利用者の居宅で, 入浴, 排泄, 食事の提供等日常生活上の世話を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて, 訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら, 定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要介護者)に, デイサービスセンターなどで, 通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要介護者)を対象に共同生活(5～9人)を通し, 入浴, 排泄, 食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム, ケアハウス(その入居定員が29人以下であるもの)等に入居している要介護者について, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練及び療養上の世話を行う。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで, 介護と看護サービスを一体的に提供する。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護, 医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	療養上の管理, 看護, 医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練, その他必要な医療を行う。

予防給付 対象：要支援１・要支援２	
サービス種類	説 明
介護予防訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行う。
介護予防通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、通所により介護予防を目的として、入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に資するものとして定められたものを貸与。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説 明
特定介護予防福祉用具販売 （特定介護予防福祉用具購入費の支給）	介護予防に資すると定められた，入浴，排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
介護予防住宅改修 （住宅改修費の支給）	手すり取り付け，段差解消，滑り止め，和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて，介護予防サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要支援者）に，デイサービスセンターなどで，介護予防を目的として，通所により入浴・食事の提供等日常生活上の支援，機能訓練を行う。
介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の介護その他日常生活上の支援，機能訓練を行う。
介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者（要支援者）を対象に共同生活（５～９人）を通し，介護予防を目的として，入浴，排泄，食事等の日常生活上の支援を行う。

(2) その他の用語説明

(五十音順)

用 語	説 明
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本市に設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員	要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。 要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。
介護予防	介護予防は、高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと」である。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業者。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにする、サービス提供のマネジメント。
高額介護サービス費	要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される。 この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設等における食費・居住費（滞在費）は含まない。
コーホート要因法	ある基準年の男女別・年齢別人口をもとに、男女・年齢階級別の死亡率、社会動態による移動率、女子の年齢別出生率などを仮定してあてはめ、将来の人口を推計する方法。

用 語	説 明
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
市町村特別給付等	本計画書では、市町村特別給付等を、「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としている。 市町村特別給付は、要介護者・要支援者に対し、介護保険法で定められた保険給付(法定給付)以外の独自のサービスを実施することができるもので、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもの。 なお、市町村特別給付等を行う場合は、その費用をすべて第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。
指定市町村事務受託法人	指定市町村事務受託法人は、公正な立場で要介護認定調査ができると都道府県が認めた法人で、新規認定申請の要介護認定調査を行うことも可能となっている。
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの保険給付など請求に関する審査、支払い事務に対する手数料。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。
成年後見制度	認知症などのために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人などが財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。

用 語	説 明
調整交付金	保険給付と新しい総合事業において国が負担する25%のうち20%は定率負担として交付されるが、残りの5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付される。
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で、介護との連携を図る担当者が配置される。
福岡市保健福祉総合計画	平成23年12月策定。 計画期間は平成23年度から27年度までの5年間。 福岡市福祉のまちづくり条例を策定根拠とし、高齢者保健福祉計画をはじめ、福岡市における保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープランであるとともに、社会福祉法に定める地域福祉計画。
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期はH27～H29）における保険給付費、地域支援事業費などの事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したものの。

用 語	説 明
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態（虚弱状態）の高齢者など、日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者。
要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援１・２に、要介護者は要介護１～５までに区分される。 本計画書においては、要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。
ロコモティブシンドローム	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障がいが起こり、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態。

第 6 期福岡市介護保険事業計画

(素案)

概 要

第6期福岡市介護保険事業計画 (素案)

概 要

平成26年9月

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値から見た現状	2
2. 介護保険法の改正の主な内容	3
3. 高齢者を取り巻く課題	4

第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 福岡市における地域包括ケアシステムの構築	5
(1) 地域包括ケアシステムが目指す姿	5
(2) これまでの取組みと今後の方向性	5
2. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項	6

第4章 サービス量の見込みと確保方策

1. 人口と要介護認定者の推計	7
(1) 人口の推計	7
(2) 要介護認定者数の推計	7
2. 介護サービス	8
(1) 日常生活圏域	8
(2) 介護サービスの基盤整備	8
(3) 介護サービスの量の見込み	10
3. 地域支援事業	11
(1) 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業	12
(2) 新しい総合事業を開始した後の地域支援事業	12
(3) 地域支援事業の量の見込み	13

第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

1. 第6期介護保険事業計画における事業費	14
(1) 第6期計画期間（平成27～29年度）における保険給付費等の 見込み（利用者負担を除いた額）	14
2. 第1号被保険者保険料の考え方	14

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成25年10月1日現在、高齢化率は25.1%となっており、4人に1人が65歳以上の高齢者、8人に1人が75歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方、本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後急速に高齢化が進むものと推計されており、「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

本市では、平成24年3月に平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とする「福岡市高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画）」を策定し、その計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

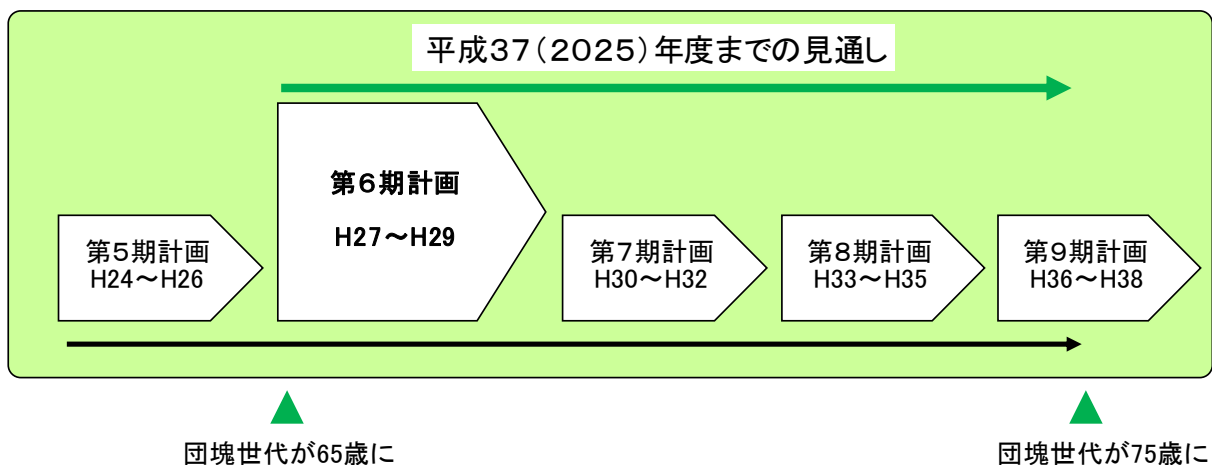
この度、平成27年度から平成29年度までの3年間に於いて、本市における介護保険制度の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえながら、介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「第6期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間であります。

第6期介護保険事業計画は、高齢化のピークを迎える時期に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携等の取組みを本格化していくための計画となります。

また、サービスの充実の方向性など、中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となります。



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値から見た現状

(1) 高齢者数の推移

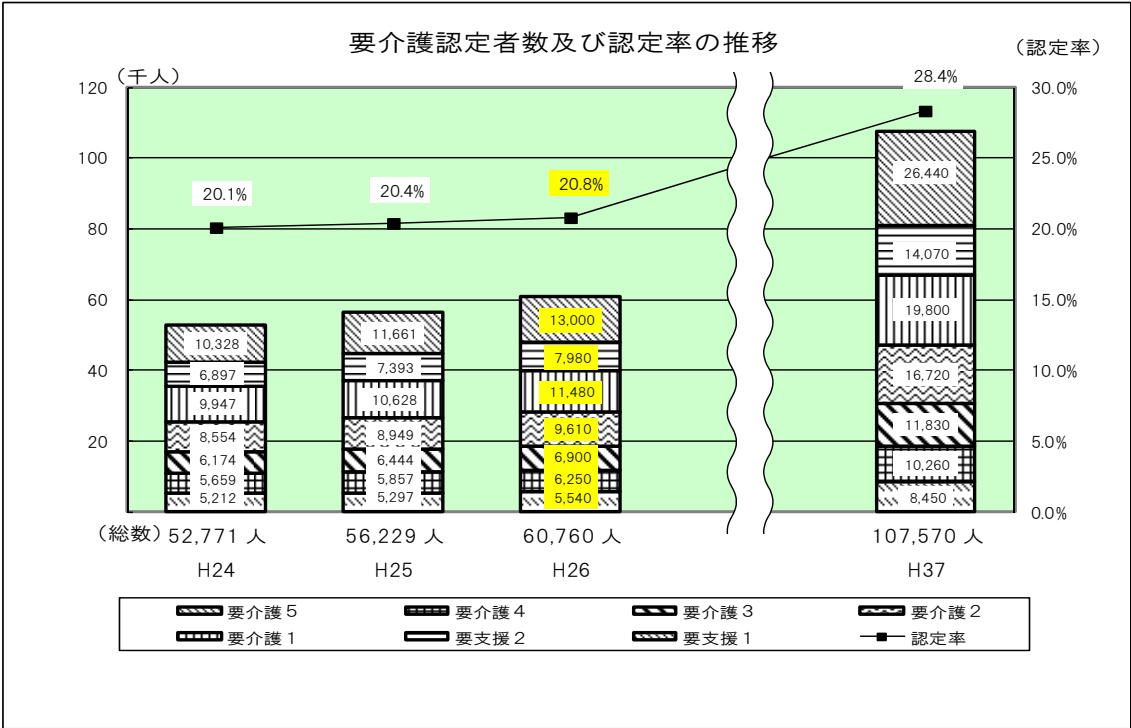
本市における65歳以上の高齢者数は、平成26年度は29万2,100人で高齢化率は19.7%となっています。また、本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの高齢化は着実に進んでいます。

		H24	H25	H26	(単位:人)
					H37
総人口		1,456,687	1,470,746	1,482,700	1,561,700
65歳以上		263,624	276,340	292,100	379,400
内訳	前期(65～74歳)	138,369	147,100	157,400	162,400
	後期(75歳以上)	125,255	129,240	134,700	217,000
高齢化率		18.1%	18.8%	19.7%	24.3%

※ H24,H25は9月末現在の住民基本台帳登録総数。
※ H26,H37は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 要介護認定者数の推移

認定率（高齢者に占める要介護認定者の割合）は、平成24年度以降は緩やかに上昇しており、特に要支援1の認定率が上昇しています。



(3) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数の推計値）は、毎年増加を続けています。

	H 24	H 25	H 26	(単位:人) H 37
認知症高齢者数	28,504	29,687	32,150	55,730

※ H 26, H 37は推計値。

※ 福岡市の要介護認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の割合を、要介護認定者の推計に乗じて算出。

2. 介護保険法の改正の主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされています。

① サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図る。

ア 在宅医療・介護連携の推進 [平成 30 年 4 月までに順次]

イ 認知症施策の推進 [平成 30 年 4 月までに順次]

ウ 地域ケア会議の推進 [平成 27 年 4 月～]

エ 生活支援サービスの充実・強化 [平成 30 年 4 月～]

② 重点化・効率化

ア 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 [平成 29 年 4 月～]

全国一律の介護予防給付（訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス））を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手による多様なサービスの提供を行えるようにする。

イ 特養入所の重点化 [平成 27 年 4 月～]

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定する（既入所者は除く）。 ※ やむを得ない状況等による特例的な入所は可能

(2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減が拡充され、また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

① 低所得者の保険料軽減を拡充 [平成 27 年 4 月～]

市民税非課税世帯について、従来の公費負担（給付費の 50%）とは別に公費を投入し、負担軽減を図る。

② 重点化・効率化

- ア 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ [平成 27 年 8 月～]
合計所得金額 160 万円以上の利用者の自己負担割合を、原則 1 割から 2 割に引き上げる。
- イ 「補足給付」の要件に資産等を勘案
市民税非課税世帯を対象とした、施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である「補足給付」について、以下の要件を加える。
 - 一定額を超える預貯金等がある場合は、対象外とする。
(単身 1,000 万円, 夫婦世帯 2,000 万円) [平成 27 年 8 月～]
 - 世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、対象外とする。
[平成 27 年 8 月～]
 - 補足給付の支給段階の判定に、非課税年金(遺族年金, 障害年金)を勘案する。 [平成 28 年 8 月～]

3. 高齢者を取り巻く課題

- 福岡市の特徴のひとつに単身高齢者世帯の多さが挙げられますが、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するためには、介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、NPO 法人やボランティアの育成、地域組織等の活動支援などが重要となります。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費も年々増加しており、介護保険制度の運営や高齢者の保険料の負担に多大な影響を与えていることから、生活機能が低下した方のみならず、全ての高齢者への介護予防事業の推進や、健康づくりへの取り組みがより重要となってきています。
- 高齢者実態調査によると、高齢者の 6 割程度、介護者の 7 割以上は住み慣れた在宅での生活や介護を希望しており、そのためには夜間や緊急時に対応でき、通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充が必要です。一方で、入所・居住系ニーズへの適切な対応も必要であり、きめ細かでバランスの取れた介護基盤の整備を行うことが求められています。
- 同じく高齢者実態調査によると、住宅の住み替えで困ったことがある高齢者は約 3 割に達しており、多様化する高齢者の状況やニーズに対応した住まいの確保や、高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居するための取り組みを進める必要があります。

これらの課題を解決し、介護や医療の必要性が高くなっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で自立した生活を続けていくため、地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図る必要があります。

第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 福岡市における地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムが目指す姿

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年度に向けて、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(2) これまでの取組みと今後の方向性

① 「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」による検討（平成24年度～）

医療機関、介護事業所、地域包括支援センター、行政などの関係機関・団体の代表者で構成する「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」を平成24年度より設置し検討を進めています。具体的には、「医療」「介護」「保健（予防）」「生活支援」「住まい」の5分野ごとに現状や課題、取り組むべきこと等について検討しています。

② モデル事業の実施（平成25・26年度）

上記の検討を通じて見えてきた課題に対し、下記のモデル事業を実施しています。

ア モデル事業A

「医療分野と介護分野の連携が十分でない」「特に高齢者が医療機関から在宅に退院するときの専門スタッフの連携が十分でない」という課題が抽出されたため、平成25年度に退院予定の高齢者の支援を通じて医療機関やケアマネジャー、介護事業所等が連携の強化を図る「退院時連携モデル事業」を実施しました。また、平成26年度は退院時のみでなく在宅での支援を含めた専門スタッフの連携強化を図る「医療介護の連携強化モデル事業」を実施しています。

イ モデル事業B

地域での支えあい、助け合いの仕組みづくりのため、地域における高齢者に関する課題を住民自らが見つけ、解決していくための取組みを実践する「高齢者地域支援モデル事業」を、平成25年度は東区・中央区の4校区、平成26年度は全区で各区1～2校区で実施しています。

③ 今後の方向性（平成27年度～）

モデル事業の結果等を踏まえ、検討会議で平成26年度中に作成する今後3年間のアクションプランに基づき、関係機関・団体と行政が連携して取組みを進めます。

2. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

(1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、福岡市医師会等の協力を得つつ、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、在宅医療・介護サービス等の情報共有等様々な局面で連携を図ることのできる体制の整備などに取り組みます。

(2) 認知症施策の推進

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、福岡市医師会や認知症疾患医療センターを中心に医療と介護の連携を強化し、認知症の早期の段階から適切な診断と対応が可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じて、総合的かつ継続的な支援体制を推進していきます。

また、地域密着型サービスの整備等については、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等をより身近なところで整備できるよう、日常生活圏域の設定を細やかにすることで地域的偏在が起らないよう整備を進めるとともに、既存事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを進めていきます。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援コーディネーターの配置等を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進します。

あわせて、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

また、「社会参加」や「生きがいの充実」などが、高齢者自身の介護予防にもつながることが期待できることから、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランティア活動等を支援していきます。

(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

個々の高齢者の状況やニーズに対応した多様な住まいの確保のため、高齢者が居住する住宅の改造相談への対応や改造費用の助成により、バリアフリー化を支援するとともに、高齢者向けの住宅や施設の供給促進などを図ります。

また、多様化する高齢者の心身の状況や住まいのニーズに沿った情報の提供により、高齢者が安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに、高齢者が円滑に入居するための支援策を検討します。

第4章 サービス量の見込みと確保方策

1. 人口と要介護認定者の推計

(1) 人口の推計

人口の将来推計では、第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）期間の最終年度である平成 29 年度には高齢者数が 32 万 6,300 人で高齢化率が 21.6%となり、高齢化が一層進展していきます。

(単位:人)

		H 27	H 28	H 29
総人口		1,493,700	1,503,800	1,512,800
65歳以上		304,800	316,500	326,300
内 訳	前期（65～74歳）	164,000	168,300	171,000
	後期（75歳以上）	140,800	148,200	155,300
高齢化率		20.4%	21.0%	21.6%

※ H 27～29は保健福祉局で
コーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 要介護認定者数の推計

現在、介護予防事業や予防給付の実施により、要介護認定者が増加しないよう努めており、現状のまま推移した場合、平成 29 年度における要介護認定者数は、約 7万 4,000 人になると見込んでいます。

(単位:人)

	H 27	H 28	H 29
要支援 1	14,350	15,750	17,220
要支援 2	8,560	9,160	9,800
要介護 1	12,260	13,080	13,940
要介護 2	10,230	10,890	11,590
要介護 3	7,320	7,770	8,240
要介護 4	6,590	6,950	7,330
要介護 5	5,750	5,990	6,240
合計	65,060	69,590	74,360
認定率	21.3%	22.0%	22.8%

2. 介護サービス

(1) 日常生活圏域

① 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

このため、第3期介護保険事業計画より地域密着型サービスなどの整備を計画する単位となる日常生活圏域を設定しています。

今後、高齢者数の増加に対応した地域密着型サービスの整備を進めていくうえでは、より身近な場所への事業所整備が重要であることから、さらにきめ細かな圏域設定が必要となっているため37圏域から59圏域へと設定の見直しを行いました。

<設定の方針>

中学校区単位を基本としつつ、地域包括支援センターの圏域を考慮しながら設定を行いました。

(2) 介護サービスの基盤整備

介護サービスについては、市民のニーズに適切に対応していくため、中・長期的な視点から、次の3つの基本方針に基づき整備を進めていきます。

<中・長期的な基本方針>

- ① 長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスへシフト
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの一定量の確保

第6期計画期間においては、上記の基本方針を踏まえ、以下の整備方針に基づき適切な整備を図ります。

<第6期計画期間における整備方針>

- ① 在宅生活を支えるサービスの拡充
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

ア 施設・居住系サービスの整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など介護保険施設については、第6期計画期間における利用量に見合うサービス基盤を確保できるよう計画的に整備を進めます。

また、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が進むよう努めます。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護の整備目標（量）

区 分	H27	H28	H29
※ ¹ 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） [当該年度の整備量]	5,340 人分 [215 人分]	5,635 人分 [295 人分]	5,930 人分 [295 人分]
介護老人保健施設 [当該年度の整備量]	2,627 人分 [－]	2,627 人分 [－]	2,627 人分 [－]
※ ² 特定施設入居者生活介護 [当該年度の整備量]	4,171 人分 [－]	4,171 人分 [－]	4,171 人分 [－]

※ 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備目標（量）については、地域密着型介護老人福祉施設の定員数を含む。

※ 2 特定施設入居者生活介護の整備目標（量）については、地域密着型特定施設入居者生活介護の定員数を含む。

イ 地域密着型サービスの整備

在宅での 24 時間 365 日の切れ目ないサービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについて、地域的偏在やサービスの質の向上などに留意しながら整備していきます。

また、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ、高齢者数の増加に見合う定員数を確保していきます。

※なお、日常生活圏域ごとの整備数量については、高齢者数や地域的偏在及びサービスの質の向上に留意しながら、年度ごとに決定します。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの整備目標

区 分	H27	H28	H29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 [当該年度の整備量]	7 事業所 [2 事業所]	10 事業所 [3 事業所]	13 事業所 [3 事業所]
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス [当該年度の整備量]	54 事業所 [11 事業所]	64 事業所 [10 事業所]	74 事業所 [10 事業所]

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備目標（量）

区 分	H27	H28	H29
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） [当該年度の整備量]	2,029 人分 [180 人分]	2,155 人分 [126 人分]	2,281 人分 [126 人分]

(3) 介護サービスの量の見込み

○介護給付（要介護1～5）

サービス区分		単位	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	回／月	185,800	201,490	219,510
	訪問入浴介護	回／月	2,090	2,190	2,350
	訪問看護	人／月	2,850	3,030	3,230
	訪問リハビリテーション	回／月	5,900	6,420	6,890
	居宅療養管理指導	人／月	8,640	10,050	11,710
	通所介護（デイサービス）	回／月	152,770	136,480	154,270
	通所リハビリテーション（デイケア）	回／月	40,490	42,220	44,070
	短期入所生活介護（ショートステイ）	日／月	20,540	21,550	22,640
	短期入所療養介護（ショートステイ）	日／月	1,350	1,430	1,370
	特定施設入居者生活介護	人／月	2,570	2,640	2,690
	福祉用具貸与	人／月	14,380	16,360	18,640
	特定福祉用具販売	件／月	300	320	330
	住宅改修	件／月	260	270	290
	居宅介護支援	人／月	23,580	25,850	28,380
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	230	320	430
	夜間対応型訪問介護	人／月	120	170	250
	認知症対応型通所介護	回／月	4,660	4,780	4,780
	小規模多機能型居宅介護	人／月	600	740	880
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人／月	1,940	2,060	2,180
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	50	50	50
	複合型サービス	人／月	120	120	120
施設	地域密着型通所介護	回／月	—	35,530	40,160
	介護老人福祉施設※1（特別養護老人ホーム）	人／月	5,070	5,350	5,630
	介護老人保健施設	人／月	2,490	2,490	2,490
	介護療養型医療施設	人／月	830	830	830

※1 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援1・2）

サービス区分		単位	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
在宅	介護予防訪問介護（ホームヘルプ）	人／月	7,510	7,820	8,120
	介護予防訪問入浴介護	回／月	0	0	0
	介護予防訪問看護	人／月	370	380	390
	介護予防訪問リハビリテーション	回／月	680	680	740
	介護予防居宅療養管理指導	人／月	630	680	740
	介護予防通所介護（デイサービス）	人／月	6,760	6,150	3,070
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	人／月	1,220	1,250	1,260
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日／月	460	510	550
	介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	日／月	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	420	420	420
	介護予防福祉用具貸与	人／月	5,570	6,660	7,940
	特定介護予防福祉用具販売	件／月	200	220	220
	介護予防住宅改修	件／月	240	270	280
	介護予防支援	人／月	14,880	16,180	13,270
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回／月	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	60	70	80
	介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人／月	10	10	10
	介護予防地域密着型通所介護	人／月	—	1,600	800

3. 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

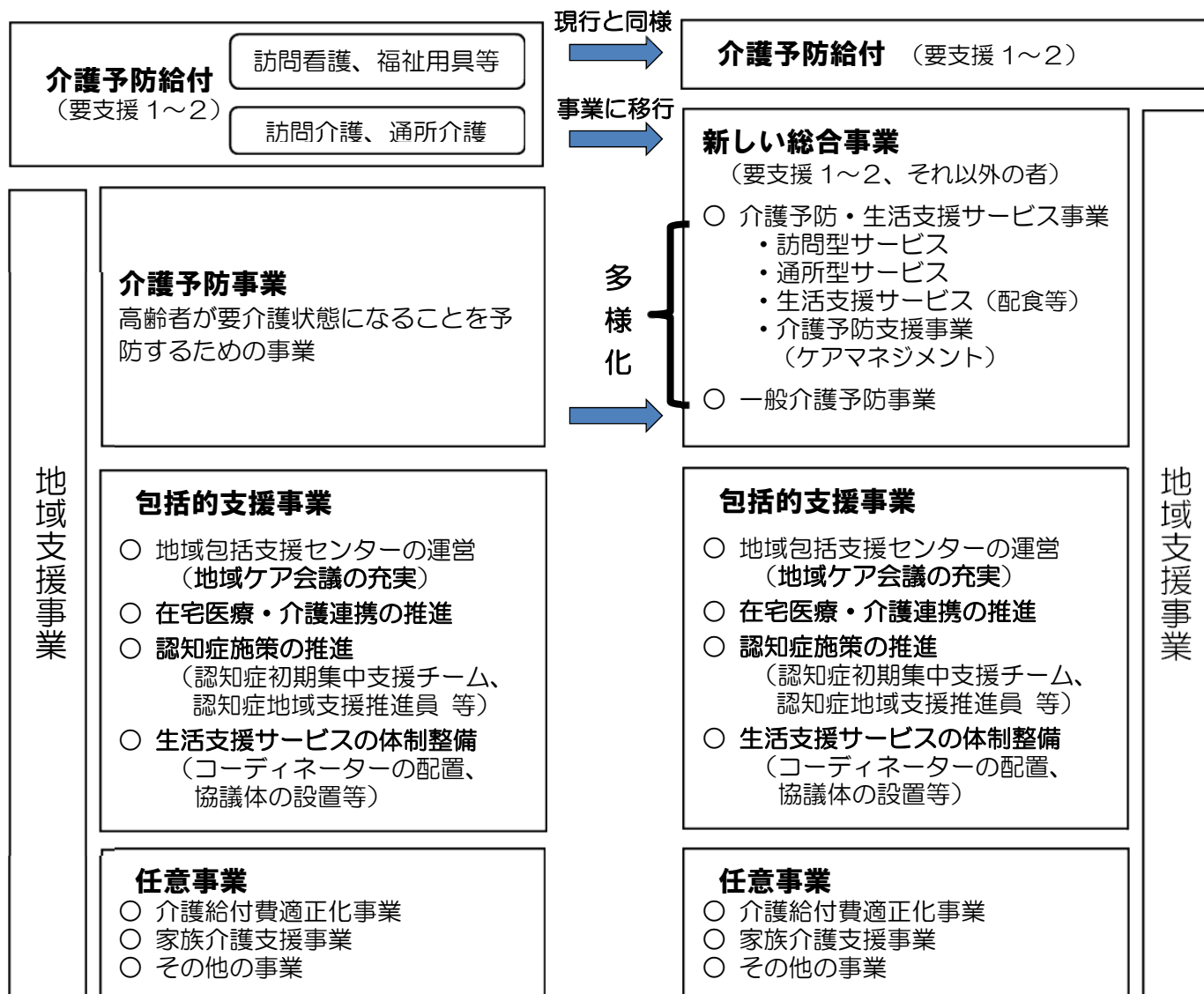
なお、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）の開始前と開始後で、実施内容が大きく異なります。

地域支援事業の全体像

新しい総合事業 開始前

新しい総合事業 開始後

（平成 29 年度以降）



(1) 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業

平成 27 年度から平成 28 年度までの地域支援事業は、第 5 期介護保険事業計画と同じく介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

① 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることを予防するための事業です。これまでは、主として活動的な高齢者と、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者に対象を分け事業を実施していましたが、平成 27 年度より、分け隔てなく、全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

② 包括的支援事業

高齢者の増加への対応や更なる地域との連携強化を図るため、平成 27 年度から、地域包括支援センターを 18 か所増設し、57 か所に拡大します。また、これまでの地域包括支援センターによる総合相談支援等に加え、以下の事業について既存事業も含め検討し実施します。

- 在宅医療・介護連携の推進 [平成 30 年 4 月までに順次]
- 認知症施策の推進 [平成 30 年 4 月までに順次]
- 生活支援サービスの充実・強化 [平成 30 年 4 月～]

③ 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを、介護保険制度の中で実施します。

(2) 新しい総合事業を開始した後の地域支援事業

① 新しい総合事業

「新しい総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

なお、事業の実施にあたっては、訪問・通所事業者に加え NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取組み等のための準備期間を設け、平成 29 年度から実施します。

② 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業及び任意事業は、平成 27 年度・28 年度での検討状況を踏まえて、実施していきます。

(3) 地域支援事業の量の見込み

○地域支援事業

区分	事業名	推 計		
		H27	H28	H29
介護予防事業	高齢者創作講座・老人教室事業 *	228,154 人	234,770 人	新しい総合事業
	生きがいと健康づくり推進事業 *	22,850 人	23,513 人	
	ふれあいサロン *	14,360 人	14,444 人	
	介護支援ボランティア事業	1,206 人	1,253 人	
	生き生きシニア健康福岡21事業 *	64,633 人	65,538 人	
	シニア健康教室	1,501 人	1,563 人	
	訪問型介護予防事業	54 人	75 人	
包括的支援事業	いきいきセンターふくおか運営等経費	57 か所	57 か所	57 か所
	高齢者虐待防止ネットワーク事業	1 回	1 回	1 回
	在宅医療・介護連携の推進	実施可能な事業から開始し、平成30年4月1日 までには、全ての事業を実施		
	認知症施策の推進			
	認知症施策総合推進事業	48,000 人	54,000 人	60,000 人
任意事業	認知症ケア向上推進事業	平成29年度から実施		
	家族介護支援事業			
	徘徊高齢者等ネットワーク事業	729 人	770 人	811 人
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	22 人	22 人	22 人
	おむつサービス事業	4,341 人	4,889 人	5,506 人
	家族介護支援事業	56 人	56 人	56 人
	徘徊高齢者等ネットワーク事業(拡充)	233 人	253 人	273 人
	その他事業			
	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	18 人	18 人	18 人
	居宅介護支援事業者業務支援事業	323 人	323 人	323 人
	ふれあい相談員派遣事業	336 人	336 人	336 人
	介護支援専門員資質向上事業	120 人	120 人	120 人
	安心情報キット配付事業	3,000 人	3,000 人	3,000 人
	あんしんショートステイ事業	3,398 人	3,689 人	4,005 人
	住宅改造相談事業 *	2,787 人	2,787 人	2,787 人
	声の訪問事業	474 人	472 人	470 人
	生活支援ショートステイ事業	9 人	9 人	9 人
	配食サービス事業	347 人	304 人	267 人
	緊急通報体制整備事業	6,100 人	6,279 人	6,463 人

※ *は延べ利用者数、その他は実利用者数

※ 介護支援ボランティア事業は実活動者数

※ いきいきセンターふくおか運営等経費については、地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)の設置箇所数

※ 高齢者虐待防止ネットワーク事業については会議の開催回数

第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

1. 第6期介護保険事業計画における事業費

(1) 第6期計画期間（平成27～29年度）における保険給付費等の見込み （利用者負担を除いた額）

支出区分	第6期計画	第5期計画
保険給付費	2, 9 1 3 億円	2, 4 2 7 億円
地域支援事業費	1 1 8 億円	5 8 億円
支出合計	3, 0 3 1 億円	2, 4 8 5 億円

※支出合計のうち、約22%を第1号被保険者保険料で負担することになります。

2. 第1号被保険者保険料の考え方

第6期の介護保険料は、低所得者の保険料軽減を拡充するため、新たに公費が投入されるなど、保険料段階や乗率の見直しが実施されます。

そのため、第6期においては、国の動向を踏まえた乗率の見直しを行います。

(1) 公費投入による乗率の見直し

低所得者（市民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、新たに公費（国・県・市）を投入し、乗率の引き下げを行います。

(2) 保険料所得段階の見直し

国における保険料所得段階の見直しにあわせ、第1段階及び第2段階を統合するとともに、第3段階と第4段階の特例割合を標準化します。

(3) 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす方に対し、保険料額を新第2段階及び新第3段階から新第1段階に下げる独自の軽減制度を継続するなど、保険料負担が難しい方への配慮を行います。

(4) 介護給付費準備基金の活用

第5期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第6期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、本市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

(5) 保険料基準額（月額）

第6期の保険料基準額（月額）については、国において介護報酬に関する議論が進められていること等により確定にいたっておりませんが、現状では 5,800 円～6,200 円程度と見込んでいます。

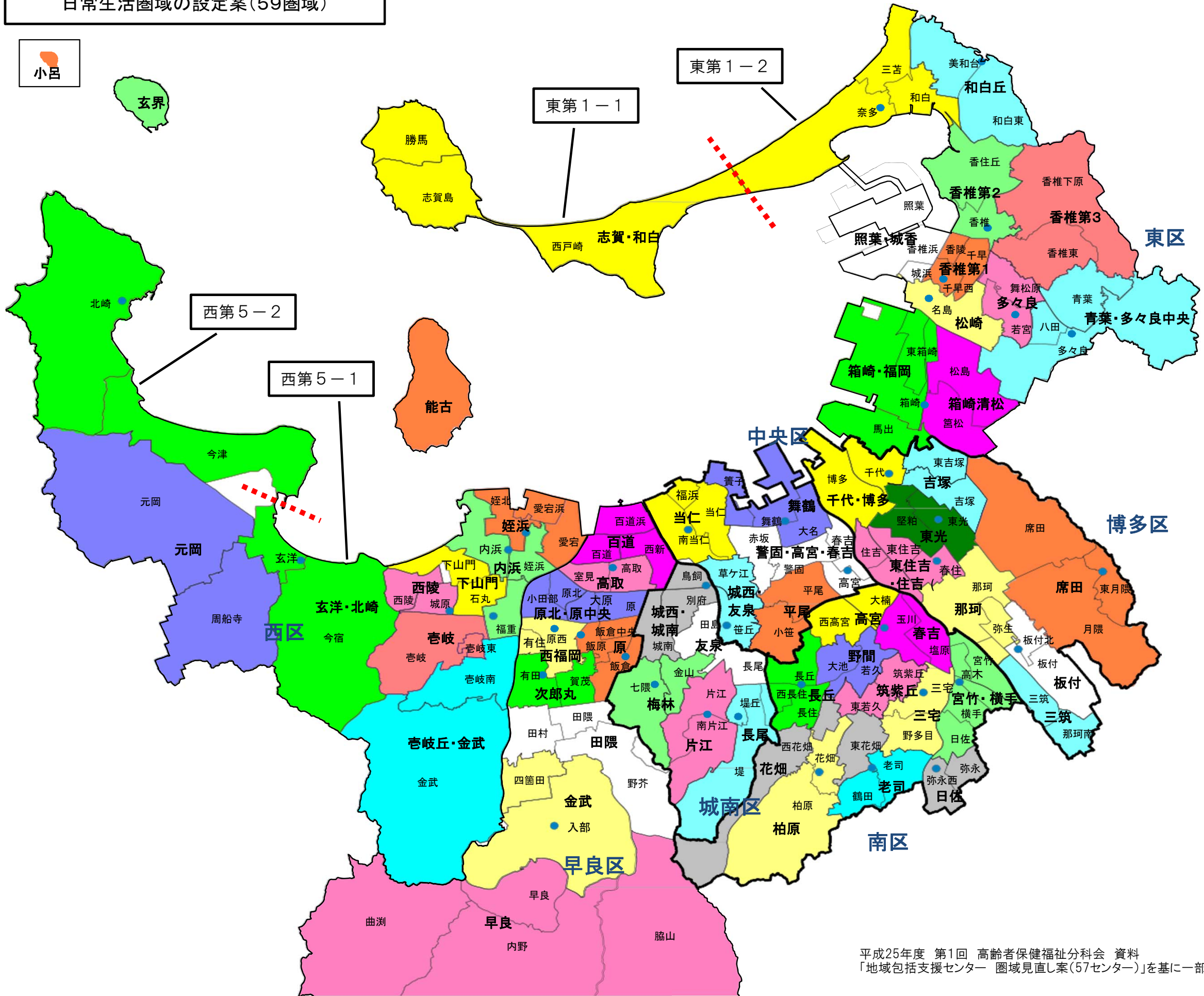
<第6期>

区 分				計算方法	保険料月額
新第 1 段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給，本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	基準額 × 0.3 程度	1,740～1,860 円程度
新第 2 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円超 1 2 0 万円以下	基準額 × 0.5 程度	2,900～3,100 円程度
新第 3 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 1 2 0 万円を超える	基準額 × 0.7 程度	4,060～4,340 円程度
新第 4 段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	基準額 × 0.9 程度	5,220～5,580 円程度
新第 5 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円を超える	基準額 × 1.00	5,800～6,200 円程度
新第 6 段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が 1 2 5 万円以下	基準額 × 1.10	6,380～6,820 円程度
新第 7 段階			本人の合計所得金額が 1 2 5 万円超 2 0 0 万円未満	基準額 × 1.30	7,540～8,060 円程度
新第 8 段階			本人の合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	基準額 × 1.60	9,280～9,920 円程度
新第 9 段階			本人の合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	基準額 × 1.80	10,440～11,160 円程度
新第 10 段階			本人の合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	基準額 × 2.00	11,600～12,400 円程度
新第 11 段階			本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	基準額 × 2.20	12,760～13,640 円程度
新第 12 段階			本人の合計所得金額が 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	基準額 × 2.40	13,920～14,880 円程度
新第 13 段階			本人の合計所得金額が 7 0 0 万円以上	基準額 × 2.50	14,500～15,500 円程度

<参考：第5期>

区 分			計算方法	平均月額 保険料額
第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給 基準額 ×0.45	2,413 円
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下 基準額 ×0.45	2,413 円
特例 割合			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下 基準額 ×0.65	3,485 円
第3段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える 基準額 ×0.75	4,022 円
特例 割合			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下 基準額 ×0.93	4,987 円
第4段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える 基準額 ×1.00	5,362 円
第5段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円以下 基準額 ×1.10	5,898 円
第6段階			本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満 基準額 ×1.30	6,971 円
第7段階			本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満 基準額 ×1.60	8,579 円
第8段階			本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満 基準額 ×1.80	9,652 円
第9段階			本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満 基準額 ×2.00	10,724 円
第10段階			本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満 基準額 ×2.20	11,796 円
第11段階			本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満 基準額 ×2.40	12,869 円
第12段階			本人の合計所得金額が700万円以上 基準額 ×2.50	13,405 円

日常生活圏域の設定案(59圏域)



平成25年度 第1回 高齢者保健福祉分科会 資料
「地域包括支援センター 圏域見直し案(57センター)」を基に一部加工

第 6 期福岡市介護保険事業計画にかかる
パブリック・コメントの実施

第6期福岡市介護保険事業計画にかかる パブリック・コメントの実施について（案）

1 趣旨

介護保険法に基づく「第6期福岡市介護保険事業計画」の策定において、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、福岡市情報公開条例第36条第2項第2号、第3項に基づくパブリック・コメントを下記のとおり実施するもの。

2 実施要領

（1）意見募集期間

平成26年11月4日（火）から平成26年12月4日（木）まで（必着）

（2）資料の閲覧・配布場所

資料は本市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布する。

情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（市役所1階）、各区役所市民相談室、各区役所福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザ

（3）配付・閲覧資料

配付用：計画案概要版（3,000部）

閲覧用：計画案（300部）

※内容は別冊資料「第6期福岡市介護保険事業計画 素案」及び
「第6期福岡市介護保険事業計画 素案（概要）」参照。

（4）募集方法

郵送、FAX、電子メール、窓口への持参のいずれかにより、必ず氏名と住所を明記のうえ提出するものとし、電話や口頭による意見は受け付けない。

提出様式は自由とする（配布冊子に「はがき（切手不要）」と「FAX用紙」を添付）。

（5）広報

市政だより11月1日号及び本市ホームページへ掲載

（6）結果の公表

提出された意見への対応は計画の確定時に公表する予定で、意見に対する個別の回答は行わない。

3 市民説明会

以下の日程で計3回開催する。

日時	会場	定員
11/10（月） 14:30～16:00	あいれふ10階 講堂 （中央区舞鶴2-5-1）	先着100名
11/12（水） 18:00～19:30	福岡市役所15階 講堂 （中央区天神1-8-1）	先着200名
11/22（土） 14:30～16:00	あいれふ10階 講堂 （中央区舞鶴2-5-1）	先着100名

福岡市地域包括支援センターの運営法人の決定について

福岡市地域包括支援センターの運営法人の決定について

本市においては、介護保険法に基づき、高齢者等の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント等を担う地域包括支援センター（愛称：いきいきセンターふくおか）を、市内に 39 か所設置している。

高齢者の増加への対応や更なる地域との連携強化を図るため、平成 27 年度から、いきいきセンターふくおかを 18 か所増設し、57 か所とすることに伴い、このたび、センターの運営法人の公募・選考を行い、下記のとおり決定したため、報告を行うもの。

また、今回の増設に併せて、開設時間につきましても、現行の月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までに加え、土曜日の同時間帯についても開設するよう変更を行う。

1 運営法人

運営法人名	住所	委託箇所数
①一般社団法人 福岡市医師会	早良区百道浜 1 丁目 6 番 9 号	30 か所
②社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会	西区内浜 1 丁目 7 番 1 号	20 か所
③社会福祉法人 順和	南区西長住 2 丁目 1 番 57 号	1 か所
④特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	博多区銀天町 2 丁目 2 番 37 号	1 か所
⑤公益社団法人 福岡医療団	博多区千代 5 丁目 18 番 1 号	1 か所
⑥社会福祉法人 ちどり福祉会	東区八田 1 丁目 4 番 15 号	1 か所
⑦特定医療法人 順和	城南区樋井川 3 丁目 47 番 1 号	1 か所
⑧医療法人 福岡桜十字	中央区渡辺通 3 丁目 5 番 11 号	1 か所
⑨医療法人 寺沢病院	南区市崎 1 丁目 14 番 11 号	1 か所

※①～③については、継続委託法人、④～⑨については、新規委託法人。

2 圏域ごとの運営法人一覧

別紙 1 のとおり

3 センターの設置圏域

別紙 2 のとおり

4 運営（委託）期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

※平成 28 年度以降については、実施状況が良好な場合に限り契約を更新する。

なお、概ね 5 年を目途に改めて公募を行う。

◆圏域ごとの運営法人一覧

東区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
東第1	ふくおか福祉サービス協会	勝馬	志賀島	西戸崎	奈多	三苫	和白	志賀島	和白
東第2	福岡市医師会	美和台	和白東					和白丘	
東第3	福岡市医師会	香住丘	香椎					香椎第2	
東第4	ふくおか福祉サービス協会	香陵	千早	千早西				香椎第1	
東第5	福岡市医師会	舞松原	若宮					多々良	
東第6	ちどり福祉会	青葉	八田	多々良				青葉	多々良中央
東第7	ふくおか福祉サービス協会	名島						松崎	
東第8	ふくおか福祉サービス協会	東箱崎	箱崎	馬出				箱崎	福岡
東第9	福岡市医師会	香椎下原	香椎東					香椎第3	
東第10	ふくおか福祉サービス協会	香椎浜	城浜	照葉				城香	照葉
東第11	福岡市医師会	筈松	松島					箱崎清松	

博多区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
博多第1	福岡医療団	千代	博多					千代	博多
博多第2	福岡市医師会	堅粕	東光					東光	
博多第3	福岡市医師会	東住吉	春住	住吉（美野島を含む）				東住吉	住吉
博多第4	ふくおか福祉サービス協会	席田	月隈	東月隈				席田	
博多第5	ふくおか福祉サービス協会	板付北	板付					板付	
博多第6	福岡市医師会	那珂	弥生	宮竹※				那珂	
博多第7	地域福祉を支える会 そよかぜ	三筑	那珂南					三筑	
博多第8	福岡市医師会	吉塚	東吉塚					吉塚	

中央区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
中央第1	福岡市医師会	福浜	当仁	南当仁				当仁	
中央第2	福岡市医師会	舞鶴（大名、箕子を含む）						舞鶴	
中央第3	ふくおか福祉サービス協会	赤坂	警固	春吉	高宮			警固	高宮 春吉
中央第4	ふくおか福祉サービス協会	笹丘	草ヶ江	鳥飼※				友泉	城西
中央第5	福岡桜十字	平尾	小笹					平尾	

南区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
南第1	ふくおか福祉サービス協会	玉川	塩原					春吉	
南第2	（社福）順和	長住	長丘	西長住※				長丘	
南第3	福岡市医師会	三宅	野多目					三宅	
南第4	ふくおか福祉サービス協会	宮竹※	高木	横手	日佐			横手	宮竹
南第5	ふくおか福祉サービス協会	弥永	弥永西					日佐	
南第6	福岡市医師会	老司	鶴田					老司	
南第7	福岡市医師会	柏原	花畑					柏原	
南第8	福岡市医師会	若久	大池					野間	
南第9	寺沢病院	大楠	西高宮					高宮	
南第10	福岡市医師会	東若久	筑紫丘					筑紫丘	
南第11	（医療）順和	東花畑	西花畑					花畑	

城南区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
城南第1	ふくおか福祉サービス協会	鳥飼※	別府	城南				城南	城西
城南第2	福岡市医師会	七隈	金山					梅林	
城南第3	福岡市医師会	片江	南片江					片江	
城南第4	ふくおか福祉サービス協会	堤	堤丘	西長住※				長尾	
城南第5	福岡市医師会	長尾	田島					友泉	

早良区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
早良第1	ふくおか福祉サービス協会	室見	高取					高取	
早良第2	福岡市医師会	原	大原	原北	小田部			原中央	原北
早良第3	福岡市医師会	原西	有住					西福岡	
早良第4	ふくおか福祉サービス協会	有田	賀茂					次郎丸	
早良第5	福岡市医師会	飯倉	飯原	飯倉中央				原	
早良第6	ふくおか福祉サービス協会	四箇田	入部					金武	
早良第7	福岡市医師会	早良	脇山	内野	曲淵			早良	
早良第8	福岡市医師会	西新	百道	百道浜				百道	
早良第9	福岡市医師会	田村	田隈	野芥				田隈	

西区									
センター	運営法人	担当小学校区					担当中学校		
西第1	福岡市医師会	愛宕	愛宕浜	姪北	能古	小呂		姪浜	能古 小呂
西第2	ふくおか福祉サービス協会	姪浜	内浜	玄界	福重			内浜	玄界
西第3	福岡市医師会	西陵	城原					西陵	
西第4	ふくおか福祉サービス協会	香岐南	金武					香岐丘	金武
西第5	福岡市医師会	今宿	玄洋	今津	北崎			玄洋	北崎
西第6	福岡市医師会	下山門	石丸					下山門	
西第7	ふくおか福祉サービス協会	香岐	香岐東					香岐	
西第8	福岡市医師会	周船寺	元岡					元岡	

※東第1及び西第5については、別途支所を設置する。

※2つの区にまたがっている小学校区については、それぞれの居住地を管轄する区で担当する。

平成 25 年度以降に開始した主な新規事業について

平成25年度以降に開始した主な新規事業について

1 見守り推進プロジェクト

(1) 開始時期

平成25年8月

(2) 事業概要

- ①「福岡見守るっ隊」の結成
(新たな見守りの担い手を増やす)
- ②24時間365日対応の
「見守りダイヤル」の設置と専門
スタッフの現地派遣
- ③出張講座
- ④見守りサービス登録事業
(啓発・情報提供)

(3) 実施状況

(開始～平成26年8月末現在)

①通報件数 126件

【内訳】救命件数 9件
死亡確認件数 14件
状況確認件数 103件

②出張講座実施件数 14件

① 福岡見守るっ隊の結成

企業等の訪問によるサービスの中で、住民の異変に気づいた場合、通報してもらう協定等を結ぶ。

(協力予定企業)
○新聞販売店
○牛乳販売店
○郵便局
○電気、水道、ガス
○宅配事業者
○コンビニ など



通報

地域で見守り活動を行う方
近隣住民の方

通報

④ 見守りサービス登録事業

企業の見守りサービスを登録し、市から福祉関係者や地域福祉の団体等に情報提供し、高齢者のサービス利用を促進する。



協力予定サービス
○警備会社
○見守り携帯電話
○見守り機器
など

見守りネットワークセンター

② 見守りダイヤルの設置+現場対応チームの派遣

「福岡見守るっ隊」や地域で見守り活動を行う方が気づいた住民の異変の通報を受け、現地対応等を行う。



※警察、消防案件は除く

★通報先
080-9100-0883

③ 出張講座

孤立死防止やおいじたく等の講座を地域で開催する場合、講師を派遣する。



○公民館やマンション等の集会所などで、孤立死等のテーマを学ぶ市民へ支援を行う。

※センターはNPOに委託

2 徘徊高齢者捜してメール

(1) 開始時期

平成25年12月

(2) 事業概要

認知症などで徘徊する高齢者の情報を、登録した協力サポーター（市民）・協力事業者（介護事業者・交通事業者・コンビニ等）にメールで一斉送信し、捜索に協力してもらうことで、徘徊高齢者の早期発見・早期保護につなげる。

(3) 実施状況

（開始～平成26年8月末現在）

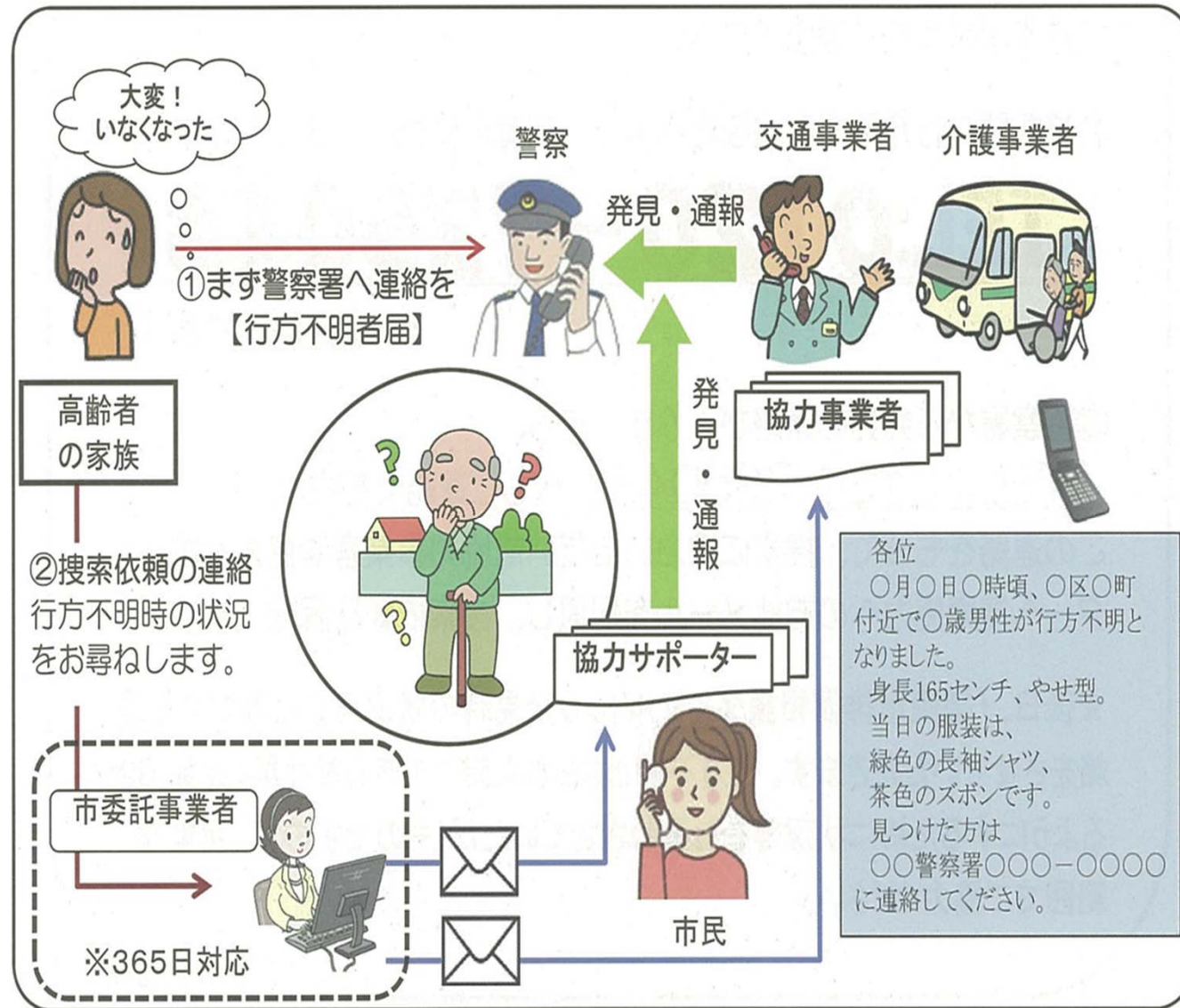
①事前登録した認知症高齢者
319人

②協力サポーター及び協力事業者
協力サポーター 3,253人
協力事業者 658社

③配信件数

12件

（※全員発見・保護されている。）



3 高齢者住まい・生活支援モデル事業

(1) 開始時期（予定）

平成26年10月

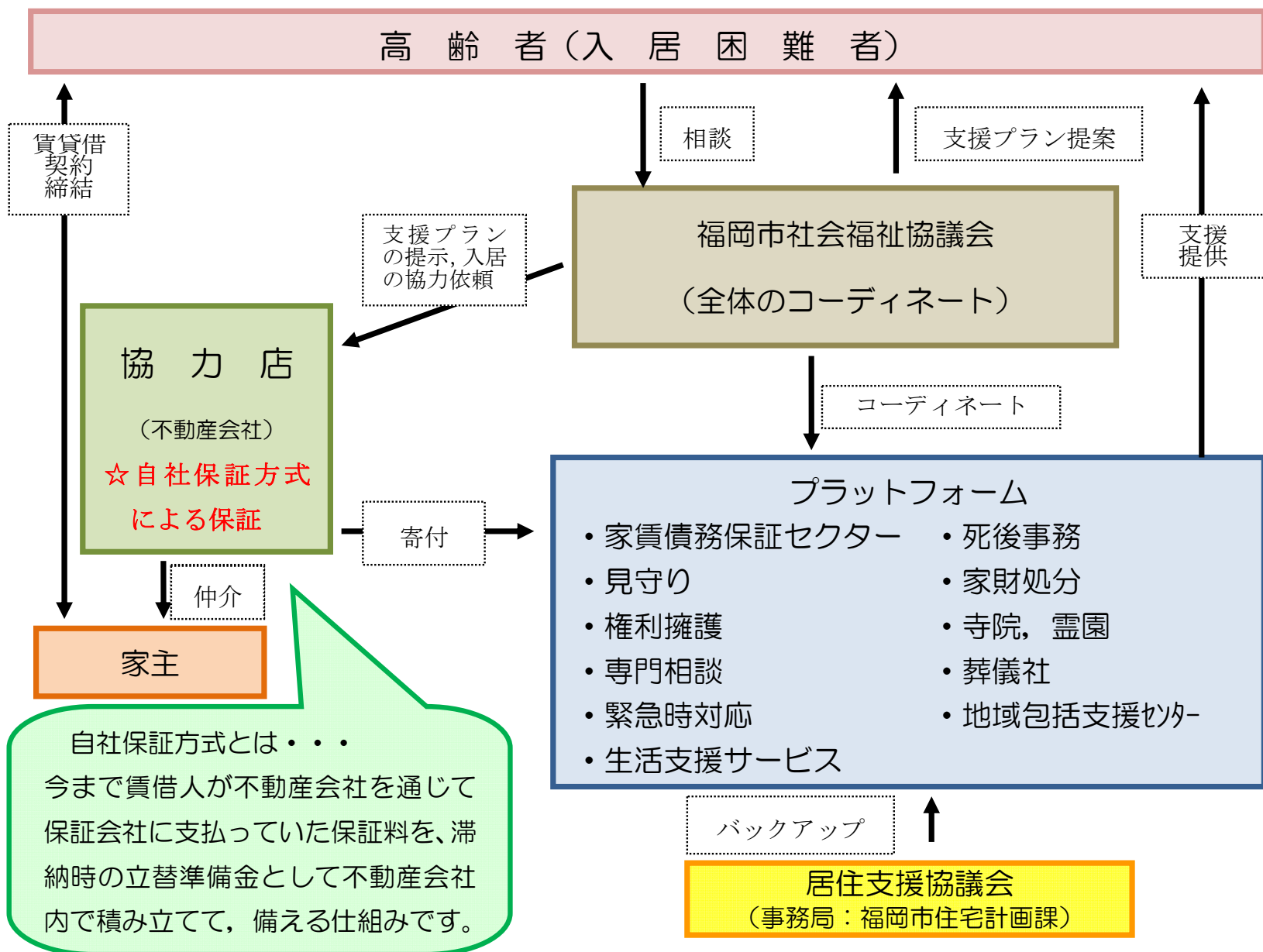
(2) 事業概要

福岡市社会福祉協議会がコーディネーターとなり、これまで保証人がいない等の理由により、民間賃貸住宅への入居が困難であった高齢者の入居を支援するとともに、様々な生活支援サービスを提供するプラットフォームを構築することで、いつまでも安心して在宅で生活できるようにする。

プラットフォームの構築にあたっては、「自社保証方式」という新たな手法を導入する。

〔事業の特徴〕

- 家主** = プラットフォームからの支援があることで、安心して単身高齢者等に住居を貸すことができ、空き家が解消。
- 協力店（不動産会社）**
= プラットフォームからの支援により、高齢者等の入居者に安心して住居を仲介・斡旋。
また、保証料の一部を寄付することによりCSR（企業の社会的責任）の向上を図ることができる。
- 高齢者（入居困難者）**
= プラットフォームからの支援により、円滑に住居に入居ができ、安心して地域で生活ができる。



※ 厚生労働省の低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業（平成26年度～平成28年度）に採択

福岡市高齢者保健福祉施策の実施状況

目 次

I	福岡市高齢者保健福祉計画の基本理念等	1
II	福岡市の高齢者保健福祉施策の実施状況（平成 25 年度）	2
III	第 5 期介護保険事業の実施状況（平成 25 年度）	2 6

I 福岡市高齢者保健福祉計画の基本理念等

本市は、「本格的な高齢社会」に向けて実現すべき目標として基本理念を掲げ、その実現のために4つの取り組みの視点に基づいて、高齢者保健福祉施策を総合的に推進していきます。

特に、社会参加活動への支援、健康づくり・介護予防の推進、認知症高齢者の支援体制の充実、地域生活支援体制の充実について重点的に推進します。

【基本理念】

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成

【取り組みの視点】

健康でいきいきとした豊かな
シニアライフの実現

要援護高齢者の総合支援の充実

地域生活支援体制の充実

安全・安心な生活環境の向上

【施策区分】

社会参加活動への支援

社会参加活動の環境整備

就業機会の確保

健康づくりの推進

介護予防の推進

在宅生活支援の充実

施設・居住系サービスの充実

介護サービスの質の確保・向上

認知症高齢者の支援体制の充実

権利擁護の推進

総合相談機能の充実

地域ネットワーク体制の構築

高齢者居住支援

人に優しいまちづくりの推進

Ⅱ 福岡市の高齢者保健福祉施策の実施状況（平成25年度）

（１）健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

いつまでも元気にいきいきと暮らすためには、自らが継続的な健康づくりや、介護予防に努めることが重要であることから、生活機能が低下した高齢者への介護予防事業の推進や、地域における健康づくりや介護予防の取り組みに対する支援など、高齢者の健康寿命の延伸に取り組む。

また、高齢期を迎えてからも、豊かな経験、知識、能力を活かして活躍することが期待されており、就業やボランティア活動等への参加を支援する。

① 社会参加活動への支援 （現状と課題）

平成25年度福岡市高齢者実態調査（以下「高齢者実態調査」という。）によると、高齢者の約9割は、健康あるいは病気などがあっても日常生活は自立しているなど概ね健康である。

少子高齢化の進展により、地域コミュニティ活動の担い手の減少が懸念されることから、高齢者が社会の支え手の一員となることが期待されている。

高齢者が高齢期を充実した実り多いものとするためには、趣味・教養、文化、スポーツ活動のみならず、自ら社会における役割を見いだし、これまで培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした自主的・自発的な社会参加活動を行うことが重要である。

（施策の方向性と展開）

高齢者が生きがいを持って生活することは、健康の維持・介護予防の推進にもつながっていくことから、趣味・教養、文化、スポーツ活動、または地域活動を通じて、豊かで健康的な生活を維持できるよう支援に努めるとともに、自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような、高齢者の社会参加のあり方について検討していく。

事業名	事業概要と実績			
老人クラブ	高齢者の社会参加を進め、その生活を健康で豊かなものとする。 ①老人クラブ組織（単位老人クラブ、活動推進員、連合会） ②日常的活動（友愛訪問、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、高齢者農園、囲碁将棋大会、美術展） ③高齢者保健福祉大会			
	年度	23	24	25
	年度末会員数(人)	45,196	43,813	42,845
老人福祉センター	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供する。 ①教養講座 ②相談事業 ③高齢者創作講座 ④老人教室 ⑤入浴サービスなど			
	年度	23	24	25
	利用許可証交付数(人)	12,182	12,436	14,709

事業名	事業概要と実績			
生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし、生涯を健康で社会活動ができるよう、生きがいづくりや健康づくりの教室等を地域において実施する。 ①各区において行うスポーツやレクリエーションなど ②高齢者パソコン教室 ③区グラウンド・ゴルフ大会 ④健康づくり教室			
[一次予防事業]	年度	23	24	25
	参加者数(人)	22,970	20,620	24,264
高齢者創作講座・老人教室	高齢者の社会参加を進め、教養の向上及び相互親睦を図るため、老人福祉センターや老人いきいの家などで、文化や教養、創作に関する講座、教室を実施する。			
[一次予防事業]	年度	23	24	25
	延べ参加者数(人)	222,106	214,835	215,488
高齢者地域参画支援講座	高齢者が生きがいを持ち、学習活動を通じて習得した知識・技能を活用して積極的に社会参加することができるよう、地域の状況に即した多様な講座を開催する。			
	年度	23	24	25
	参加者数(人)	51,380	51,824	52,248
	実施公民館数(館)	138	141	137
全国健康福祉祭	スポーツ・文化・健康と福祉の総合的祭典への福岡市選手団の参加費を助成する。			
	年度	23	24	25
	開催地	熊本県	宮城県	高知県
	派遣者数(人)	148	108	133
敬老金・敬老祝品	多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に敬老の意を表し、敬老金及び敬老祝品を贈呈する。			
	年度	23	24	25
	敬老金贈呈者数(人)	13,428	14,171	14,596
	敬老祝品贈呈者数(人)	216	234	236

② 社会参加活動の環境整備

(現状と課題)

高齢者実態調査によると、社会活動をするためには、「一緒に活動する仲間」や「活動に関する情報」の必要性があげられており、また、近所づきあいの少なさが顕著となるなど、地域コミュニティとの関係の希薄さが浮き彫りになっている。

高齢者の意欲に応じた自主的・自発的な地域貢献・社会参加ができるよう、環境づくりや支援が必要と考えられ、特に、高齢期を迎える「団塊の世代」がスムーズに地域コミュニティに参画する仕組みづくりが重要である。

(施策の方向性と展開)

高齢者が主体的に社会との関わりを持つことができるよう、これまでに培ってきた経験、知識、能力を活かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加したいという社会貢献意欲の高い高齢者の活躍の場づくりとして、活動拠点の機能強化や関連情報の提供に努める。

また、高齢者の意欲と地域社会のニーズをうまく組み合わせる仕組みづくりを検討するなど、高齢者の社会貢献活動を総合的に支援する環境の充実に努める。

事業名	事業概要と実績			
福祉バス	高齢者団体等のレクリエーション等の団体活動を支援するため福祉バスを運行し、その構成員の社会参加の推進を図る。			
	年度	23	24	25
	老人クラブ利用数	654	658	638
高齢者乗車券	高齢者の社会参加を推進し、高齢者福祉の向上に寄与するため、交通費の一部を助成する。 (平成22年度からＩＣカード乗車券を導入)			
	年度	23	24	25
	交付実績(人)	94,608	97,305	100,043
老人いきいの家	高齢者の教養の向上や相互親睦などの場を提供する。			
	年度	23	24	25
	利用者数(人)	326,780	327,608	322,582
老人福祉センター	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として機能の充実に努める。			
	年度	23	24	25
	設置箇所数	7	7	7
ボランティア・インターンシップ事業	団塊の世代や高齢者などが、自ら関心のあるＮＰＯ・ボランティア活動やコミュニティ活動を一定期間体験することができる機会を提供し、社会参加活動の促進を図る。(平成23年度事業終了)			
	年度	23	24	25
	体験者数(人)	231	-	-
	うち60歳以上(人)	19	-	-
ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業	「教えたい」高齢者と「学びたい」高齢者を結ぶ学習活動や、ボランティアを必要とする学校や社会教育施設についての情報収集・提供、知識・技術をボランティア活動等で「活かしたい」高齢者の相談・調整を行う。(平成24年度事業終了)			
	年度	23	24	25
	参加者数(人)	1,171	771	-

③ 就業機会の確保

(現状と課題)

高齢者実態調査によると、就業に対する意識や目的は、生活のために仕事をしている人の割合が増加傾向にあるが、自分の能力を活かしたい、健康のため、生きがいがあるなど様々である。

また、少子高齢化の進展により、社会の支え手が減少する中、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、能力を活かして社会の支え手の一員として積極的にその役割を果たすことが求められている。

(施策の方向性と展開)

高齢者の就業は、収入を得ることだけではなく、生きがいづくりや社会参加を目的とするなど、就業ニーズが多様化していることから、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会が得られるよう支援する。

事業名	事業概要と実績			
シルバー人材センター	就業を通じて高齢者の能力を活用し、高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供する。また、平成25年7月から、高齢者が日常生活でお困りのちょっとした作業について、100円または500円でお手伝いをする、有償ボランティア事業「ワンコインお助け隊」を開始している。			
	年度	23	24	25
	年度末会員数(人)	6,966	6,908	6,802
	年間就業率(%)	78.1	74.7	74.6
就労相談窓口事業	各区に設置している、15歳以上を対象とした「就労相談窓口」において、個別相談、セミナーの開催、求職者のニーズに合わせた求人情報の紹介を行うほか、特に40歳以上の中高年求職者については、正社員（期限の定めのない雇用）または雇用期間が1年以上の求人情報の紹介を行う。博多・南区の窓口では併設のハローワーク機能と連携し、就労を支援する。			
	年度	23	24	25
	相談件数	3,872	3,597	4,468

④ 健康づくりの推進

(現状と課題)

子どもから高齢者まで、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、健康づくりが重要である。

本市では、平成14年3月に策定した「健康日本21福岡市計画」に基づき、行政や地域、関係団体等と連携して市民の健康づくりを推進しており、最終評価を踏まえ、平成25年6月に第2期の健康日本21福岡市計画を策定した。

また、平成20年度の医療制度改革により、従来の生活習慣病予防のための基本健康診査が廃止され、メタボリックシンドローム対策を中心とした医療保険者による「特定健診・特定保健指導」が開始され、健診制度も大きく変わっている。

今後、高齢者の増加やニーズの多様化を踏まえ、健康寿命の延伸をめざした取り組みを進めていく必要がある。

(施策の方向性と展開)

健康づくりは、市民が主体的・自主的に、楽しく・気軽に取り組めるような支援が重要であるため、地域や関係団体等と協力しながら、「健康日本21福岡市計画」に基づくとともに、介護保険の「地域支援事業」や医療保険の「特定健診等」とも連携して、家庭や地域で継続して健康づくりに取り組めるよう情報提供や環境づくりを推進する。

事業名	事業概要と実績																											
特定健診・特定保健指導（よかドック）	平成20年度より、医療保険者による40～74歳の方を対象にした生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導が開始された。 福岡市では、愛称「よかドック」として福岡市国民健康保険加入者を対象に、各区保健福祉センター、健康づくりサポートセンター（24年度までは健康づくりセンター）、実施医療機関（約570箇所）などで実施。個別勧奨や全市的な啓発を行い、受診の習慣化を図るとともに、日曜日実施の拡充など、受診しやすい環境づくりを行う。 <table><tr><td>年度</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>特定健診受診者数（人）</td><td>39, 286</td><td>44, 730</td><td>49, 328</td></tr></table> ※25年度は暫定値				年度	23	24	25	特定健診受診者数（人）	39, 286	44, 730	49, 328																
年度	23	24	25																									
特定健診受診者数（人）	39, 286	44, 730	49, 328																									
福岡市健康づくりチャレンジ事業	「まち全体を健康に！」をスローガンに、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を構築するため、10月の「福岡市健康づくり月間」を中心に、民間企業や大学等と連携した各種事業を展開する。 ①シンク・ヘルス・プロジェクト～健康について考える秋～ 「福岡市健康づくり月間」である10月に、行政、企業、大学等による健康イベントの集中PR及び集中開催を行い、健康づくりに取り組む市民の活動を支援する。平成25年度は、人口150万人突破記念事業に位置づけ、期間を11月まで延長し、「健康づくりに150！（行こう）月間」として実施。 <table><tr><td>年度</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>29, 766</td><td>35, 279</td><td>36, 231</td></tr></table> ②健康チャレンジキャンペーン 10月の「福岡市健康づくり月間」を中心に、健康づくり活動への参加者にポイントを付与し、参加者に抽選で賞品が当たる健康づくりのキャンペーンを実施する。平成25年度は、「健康づくりに150！（行こう）月間」に実施。 <table><tr><td>年度</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>298</td><td>2, 475</td><td>2, 875</td></tr></table> ③ポータルサイト運営 健康づくり・スポーツに関する情報を一元的に集約・発信するポータルサイトを設置運営する。 <table><tr><td>年度</td><td>23</td><td>24</td><td>25(※)</td></tr><tr><td>アクセス数(件)</td><td>40, 639</td><td>47, 825</td><td>27, 364</td></tr></table> ※25年度は8か月間				年度	23	24	25	参加者数(人)	29, 766	35, 279	36, 231	年度	23	24	25	参加者数（人）	298	2, 475	2, 875	年度	23	24	25(※)	アクセス数(件)	40, 639	47, 825	27, 364
年度	23	24	25																									
参加者数(人)	29, 766	35, 279	36, 231																									
年度	23	24	25																									
参加者数（人）	298	2, 475	2, 875																									
年度	23	24	25(※)																									
アクセス数(件)	40, 639	47, 825	27, 364																									
健康手帳配布	健康管理に役立てるため、健診や医療の記録が記入でき、生活習慣病予防や健康増進の方法などを掲載した健康手帳を特定健診やがん検診時に配布する。 <table><tr><td>年度</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>配布数(冊)</td><td>17, 778</td><td>17, 682</td><td>17, 549</td></tr></table>				年度	23	24	25	配布数(冊)	17, 778	17, 682	17, 549																
年度	23	24	25																									
配布数(冊)	17, 778	17, 682	17, 549																									

⑤ 介護予防の推進

(現状と課題)

健康づくり・介護予防は、高齢者それぞれの状態に合わせた取り組みが必要で、自らの心がけや自立への意欲を喚起しながら継続して生活機能の維持・改善に取り組むことができるよう支援体制の構築が求められている。

生活機能がやや低下した人を対象とする二次予防事業については、介護予防教室参加者の生活機能の維持・改善率が高いものの、対象者の把握や教室参加者が少ないことが課題となっている。

(施策の方向性と展開)

介護予防事業については、周知を強化し、参加者を増やしていく。また、自主的・自発的な活動をより促進して、自ら健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援する。

○二次予防事業…対象者の把握に努め、対象者のニーズや状況に応じた支援をしていく。

○一次予防事業…健康づくり・介護予防についての知識の普及、啓発を目的に、高齢者が自ら取り組むことができるよう支援する。

事業名	事業概要と実績			
二次予防事業 対象者把握事業	把握事業（平成20～22年度介護予防健診，平成23年度～健康チェックリスト郵送）や地域包括支援センター及び各区保健福祉センターの地域活動等により，二次予防事業対象者を把握し，介護予防事業への参加を推進する。			
[二次予防事業]	年度	23	24	25
	健康チェックリスト実施者数（件）	52,066	48,749	45,222
	二次予防事業対象者数（人）	13,057	10,927	9,604
シニア健康教室	スポーツジムや医療機関等で，運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施することで，身体機能の向上を図る。			
[二次予防事業]	年度	23	24	25
	運動器の機能向上参加者数(人)	840	1,331	1,386
	栄養改善・口腔機能向上参加者数(人)	415		
	※平成24年度より，運動・栄養・口腔の複合プログラムとして実施			
訪問型介護予防事業	閉じこもりがちな高齢者などを保健師や運動指導員が訪問し，健康づくり・介護予防や生活習慣予防等のアドバイスを行う。			
[二次予防事業]	年度	23	24	25
	利用者数(人)	20	20	28
生き生きシニア健康福岡21事業	〔転倒予防教室〕 各区保健福祉センターやスポーツジム，医療機関等で，転倒予防を目的として，運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施する。 〔生き生き講座〕 公民館などで，運動機能向上・栄養改善・認知症予防などの講座を，専門スタッフや講師を派遣して実施する。			
[一次予防事業]	年度	23	24	25
	参加者数(人)	56,097	61,973	62,861

事業名	事業概要と実績			
【再掲】 生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし、生涯を健康で社会活動ができるよう、生きがいづくりや健康づくりの教室等を地域において実施する。 ①各区において行うスポーツやレクリエーションなど ②高齢者パソコン教室 ③区グラウンド・ゴルフ大会 ④健康づくり教室			
	年度	23	24	25
[一次予防事業]	参加者数(人)	22,970	20,620	24,264
【再掲】 高齢者創作講座・老人教室	高齢者の社会参加を進め、教養の向上及び相互親睦を図るため、老人福祉センターや老人いきいの家などで、文化や教養、創作に関する講座、教室を実施する。			
	年度	23	24	25
[一次予防事業]	延べ参加者数(人)	222,106	214,835	215,488

(2) 要援護高齢者の総合支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が、いつまでも住み慣れた家庭や地域で生活が続けられるよう、きめ細かなサービスの基盤整備の充実を図り、安全・安心を確保するための取組みを推進する。

また、認知症高齢者等がその人らしさを尊重され、安心して生活できるよう、医療と保健、介護、地域が密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークの充実強化を図るとともに、認知症に関する知識の普及啓発を行い、権利擁護の総合的な取組みを推進する。

① 在宅生活支援の充実

(現状と課題)

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域における基本的な生活を確保するための支援や、安心の確保を図っていくことが求められている。

支援や介護を要する状態になっても、適切な保健・福祉・医療・介護サービスを利用しながら安心して生活が続けられるよう、在宅サービスの提供が求められるとともに、介護している家族等を支えるための在宅サービスの充実が必要である。

(施策の方向性と展開)

介護や医療の需要度が高い高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活が続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減、かかりつけ医等による在宅医療の提供など、きめ細かなサービスの充実を図り、安全・安心を確保するための取組みを推進する。

事業名	事業概要と実績			
緊急通報システム	単身等高齢者宅に通報装置を設置し、高齢者の急病等の緊急時に協力員や訪問介護員（ホームヘルパー）がかけつけ、または救急車の要請を行う。			
	年度	23	24	25
	年度末登録者数(人)	5,541	5,628	5,757
声の訪問	単身高齢者に定期的に電話し、相談相手となって安否確認や健康状態を把握するとともに、必要な各種サービスの情報を提供する。			
	年度	23	24	25
	年度末登録者数(人)	484	487	478
日常生活用具	単身高齢者や寝たきり高齢者がいる世帯に対し、火災警報器、自動消火器、電磁調理器の3品目を給付する。			
	年度	23	24	25
	給付(件)	193	184	158
おむつサービス	在宅の寝たきり高齢者におむつ代の助成を行うことにより、介護負担を軽減し保健衛生の向上を図る。			
	年度	23	24	25
	年度末利用者数(人)	2,781	3,307	3,422
食の自立支援・配食サービス	要介護高齢者等に対し、配食サービスや食事提供関連サービスを計画的につなげて食の自立を図るとともに、安否の確認を行う。			
	年度	23	24	25
	利用者数(人)	601	497	451

事業名	事業概要と実績			
生活支援 ショートステイ	虚弱高齢者などが家族の不在等により在宅生活に支障をきたす場合、 ショートステイにより在宅生活を支援する。			
	年度	23	24	25
	年度末登録者数(人)	9	9	8
生活支援ハウス	特別養護老人ホーム入所中の要支援又は非該当の人、または長期入院中 で退院可能だが受け入れ先のない人に、介護支援、住居及び地域住民との 交流を総合的に提供する。			
	年度	23	24	25
	定員(人)	30	30	30
	年度末利用者数(人)	28	27	26
寝具洗濯乾燥 消毒サービス	寝具の乾燥消毒及び丸洗いをを行うことにより、介護者の介護負担の軽減 や保健衛生の向上を図る。			
	年度	23	24	25
	年度末利用者数(人)	70	76	64
移送サービス	寝台車などの特殊車両による移動費用の一部を助成し、高齢者の在宅生 活支援、介護者の負担軽減を図る。			
	年度	23	24	25
	年度末利用者数(人)	102	104	104
あんしん ショートステイ	介護者の入院などで介護保険の限度日数を超えるショートステイが必要 な場合に、その費用を助成し、介護者の負担軽減を図り在宅生活を支援す る。			
	年度	23	24	25
	年度末登録者数(人)	2,461	2,551	2,883
家族介護者の つどい	家族介護者に対し、相互交流の機会を提供し、介護技術の習得や心身の リフレッシュを図る。			
	年度	23	24	25
	参加者数(人)	80	32	56
在宅医療の推 進	「福岡型地域包括ケアシステム検討会議」の専門部会として、福岡市医 師会等の関係団体で構成する「医療部会」を設置し、在宅医療に関する現 状や課題を抽出するとともに、連携に向けた情報交換、社会資源調査の実 施及び市民のニーズに応じた実効性のあるサービス提供体制について協 議・検討を行う。 また、福岡市医師会、福岡市歯科医師会及び福岡市薬剤師会が実施する 在宅医療への取組に対しても積極的に支援する。			
	年度	23	24	25
	在宅医療ネットワーク登録医療機関数	462	462	462
	訪問診療実施医療機関数	35	106	111
	緩和ケア病棟保有医療機関数	11	12	13
	在宅歯科診療協力医登録者数	215	216	292
	在宅服薬指導実施薬局数	179	235	295
	在宅緩和ケア対応薬局数	29	26	139
	※訪問診療実施医療機関数：平成22、23年度は、在宅緩和ケア実施医療機関のみを計上			

事業名	事業概要と実績			
居宅介護支援・介護予防支援	介護サービスやインフォーマルサービスの内容を本人、家族等と相談して、サービスを適切に利用できるように介護サービス計画を作成する。			
	年度	23	24	25
	(介護) 人／月	16,622	17,943	19,034
	(予防) 人／月	10,266	11,080	11,898
訪問介護・介護予防訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や家事の援助を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 時間／月	141,976	161,732	172,476
	(予防) 人／月	6,263	6,507	6,791
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 回／月	1,860	1,908	1,930
	(予防) 回／月	1	0	0
訪問看護・介護予防訪問看護	看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 回／月	15,207	22,116	24,438
	(予防) 回／月	1,407	2,797	3,227
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 回／月	4,289	4,554	5,160
	(予防) 回／月	522	480	539
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 人／月	4,841	5,554	6,431
	(予防) 人／月	444	472	514

事業名	事業概要と実績			
通所介護・介護予防通所介護	デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練等を日帰りで行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 回／月	93,898	106,486	121,421
	(予防) 人／月	3,807	4,368	5,054
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等でリハビリテーションを日帰りで行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 回／月	36,548	35,565	37,248
	(予防) 人／月	1,114	1,081	1,163
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 日／月	15,608	17,425	18,714
	(予防) 日／月	316	373	394
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 日／月	1,453	1,442	1,505
	(予防) 日／月	11	14	12
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いすや特殊寝台（介護ベッド）等の福祉用具を貸し出す。			
	年度	23	24	25
	(介護) 人／月	8,976	10,099	11,176
	(予防) 人／月	2,759	3,295	3,834
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給する。			
	年度	23	24	25
	(介護) 件／月	297	304	290
	(予防) 件／月	174	179	188
住宅改修・介護予防住宅改修	手すりの取り付け、段差の解消などの工事等に改修費を支給する。			
	年度	23	24	25
	(介護) 件／月	226	230	299
	(予防) 件／月	185	199	215
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護者に、日常生活上の支援や介護を提供する。			
	年度	23	24	25
	(介護) 人／月	2,352	2,445	2,447
	(予防) 人／月	432	433	427

事業名	事業概要と実績			
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供する。			
	年度	23	24	25
	(介護) 人／月	332	458	515
	(予防) 人／月	22	42	48
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練などを行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 回／月	4,023	4,718	4,406
	(予防) 回／月	23	24	12
夜間対応型訪問介護	24時間安心して生活できるよう、定期巡回と通報による随時対応を組み合わせて夜間の訪問介護を行う。			
	年度	23	24	25
	人／月	44	59	72
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時対応をあわせた訪問介護看護を行う。平成25年4月から11月までに4事業所が開設し、サービスの提供を開始した。			
	年度	23	24	25
	人／月	—	—	42
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを行う。平成25年度の公募により2事業所を採択し、平成26年度からサービスを提供する予定。			

② 施設・居住系サービスの充実

(現状と課題)

在宅での生活が困難な高齢者に対して、身体・生活状況に応じた適切な施設・居住系サービスが提供されることが重要であり、計画目標量の達成に向けて計画的な施設整備の推進が求められている。

また、医療制度改革に伴う療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換については、今後の事業者の動向に留意した適切な対応が求められている。

今後増加すると見込まれている認知症高齢者については、認知症対応型共同生活介護の基盤整備により、引き続き住み慣れた地域で生活が可能となるが、日常生活圏域ごとの施設配置の偏在が発生しない計画的な整備が求められている。

一方、有料老人ホームや高齢者向け住宅など、民間事業者による高齢者関連施設等の整備も進められている。

(施策の方向性と展開)

介護保険事業計画などに基づき、在宅での生活が困難な高齢者に対して、適切な施設・居住系サービスを提供する。

日常生活圏域では、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を促進し、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の充実に努めるとともに、利用者が状態に応じた適切な施設を選択できるよう、情報の提供に努める。

事業名	事業概要と実績			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な入所者に、日常生活の支援や介護を提供する。 (平成25年度末定員数：4,797人) ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。			
	年度	23	24	25
	人／月	3,722	3,970	4,210
介護老人保健施設	状態が安定している高齢者が在宅復帰できるよう、医学的管理のもと介護、看護、医療を提供するとともに、リハビリテーションを中心としたケアを行う。 (平成25年度末定員数：2,627人)			
	年度	23	24	25
	人／月	2,492	2,458	2,456
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする人に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他必要な医療サービスを提供する。 (平成25年度末定員数：838人)			
	年度	23	24	25
	人／月	944	899	836
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症のため介護を必要とする人に対して、共同生活の中で生活介護を行う。			
	年度	23	24	25
	(介護) 人／月	1,349	1,517	1,569
	(予防) 人／月	2	4	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の介護専用型特定施設で、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを提供する。			
	年度	23	24	25
	人／月	46	46	46

事業名	事業概要と実績			
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスを利用できる施設で、現状の定員を維持する。			
	年度	23	24	25
	入所定員(人)	367	367	367

③ 介護サービスの質の確保・向上

(現状と課題)

高齢者の自立を支援するために適切な介護サービスが提供されるためには、介護支援専門員や介護サービス事業者の役割が特に重要となっている。

また、今後見込まれる認知症高齢者の増加を踏まえ、認知症の状態などに応じた適切なサービスや質の確保が求められており、介護サービス従事者の介護技術や資質の向上への取り組みが重要となっている。

各事業者が利用者等の声に積極的に耳を傾けるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりのレベルアップに向けて取り組むことが必要である。

(施策の方向性と展開)

高齢者や家族の状況に応じたきめ細かな質の高い介護サービスを総合的・一体的に利用者本位で提供するため、高度に専門性を有する人材の育成や資質の向上のための支援を充実させるとともに、利用しやすい介護サービス情報の提供に努める。

事業名	事業概要と実績			
介護支援専門員の支援	介護支援専門員に対し、介護支援専門員ネットワークづくりや個別ケースへの助言などの支援を行う。			
	年度	23	24	25
	支援回数(回)	106	108	82
介護保険事業者研修	介護保険事業者に対し、利用者本位で、かつ質の高い介護サービスを安定的に提供するための研修を実施する。 ①ケアマネジメント研修 ②介護技術レベルアップ研修 ③テーマ別研修 ④権利擁護研修 ⑤福祉用具・住宅改修事業研修			
	年度	23	24	25
	研修実施回数(回)	18	19	19
	研修参加者数(人)	2,198	1,906	2,516
認知症介護実践者等研修	高齢者介護実務者に対し、実践的研修を実施するとともに、事業所管理者に対し、適切なサービス提供のための研修を実施する。 ①実践者研修 ②実践リーダー研修 ③認知症対応型サービス事業開設者研修 ④認知症対応型サービス事業管理者研修 ⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ⑥認知症ケア4日間研修 など			
	年度	23	24	25
	研修実施回数(回)	11	10	11
	研修参加者数(人)	674	504	541

事業名	事業概要と実績			
ふれあい相談員	ふれあい相談員が施設などを訪問し、利用者の話を聞いたり相談に応じることで利用者の不安や疑問を解消するとともに、利用者の声を活かして施設側と意見交換するなど、介護サービスの質の向上を図る。			
	年度	23	24	25
	ふれあい相談員数(人)	14	12	14
	訪問施設数	16	16	16
事業者への指導監査	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、指導監査を実施する。			
	年度	23	24	25
	集団指導事業者数	525	1,678	1,803
	実地指導事業者数	162	281	127

④ 認知症高齢者支援体制の充実 (現状と課題)

本市の要介護認定者の約5割を占める認知症高齢者等が増加すると予想され、認知症高齢者等に対する支援がこれまで以上に求められている。

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、早期段階における診断と原因や状態に応じた適切な治療、認知症に関する正しい知識と理解に基づいた本人や家族への適切で質の高いサービスや支援が必要で、医療と保健、介護、地域の相互連携による総合的かつ継続的な支援体制を強化することが重要である。

(施策の方向性と展開)

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、医療と保健、介護、地域が相互に密接に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に対する正しい理解を図るための啓発活動を進めるなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努める。

事業名	事業概要と実績																								
認知症総合対策支援事業	【認知症医療対策】 ① 専門医療機関の機能強化と地域連携 ・平成21年11月に九州大学病院に認知症疾患医療センターを設置 ・平成22年10月から福岡市認知症医療連携システムを始動 更なる認知症の早期発見・早期診断・早期治療の専門医療体制の充実を図る。																								
	<table><tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>認知症相談医※（人）</td><td>109</td><td>135</td><td>152</td></tr><tr><td>協力病院（病院）</td><td>39</td><td>39</td><td>40</td></tr><tr><td>外来件数（件）</td><td>1,180</td><td>1,287</td><td>1,456</td></tr><tr><td>鑑別診断件数（件）</td><td>237</td><td>233</td><td>208</td></tr><tr><td>相談件数（電話・面接等）（件）</td><td>1,201</td><td>1,202</td><td>1,216</td></tr></table> ※福岡市で独自に設置している	年度	23	24	25	認知症相談医※（人）	109	135	152	協力病院（病院）	39	39	40	外来件数（件）	1,180	1,287	1,456	鑑別診断件数（件）	237	233	208	相談件数（電話・面接等）（件）	1,201	1,202	1,216
	年度	23	24	25																					
	認知症相談医※（人）	109	135	152																					
	協力病院（病院）	39	39	40																					
	外来件数（件）	1,180	1,287	1,456																					
	鑑別診断件数（件）	237	233	208																					
	相談件数（電話・面接等）（件）	1,201	1,202	1,216																					
	② 認知症地域医療支援事業（医師の養成等） 「かかりつけ医」に対するかかりつけ医認知症対応力向上研修の実施、かかりつけ医や認知症相談医への助言・区単位で認知症対策の推進役となる「サポート医」の養成を行い支援体制の充実強化を図る。																								
	<table><tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>サポート医養成(人)</td><td>2(延12)</td><td>4(延16)</td><td>2(延18)</td></tr><tr><td>かかりつけ医研修(人)</td><td>45</td><td>35</td><td>35</td></tr></table>	年度	23	24	25	サポート医養成(人)	2(延12)	4(延16)	2(延18)	かかりつけ医研修(人)	45	35	35												
年度	23	24	25																						
サポート医養成(人)	2(延12)	4(延16)	2(延18)																						
かかりつけ医研修(人)	45	35	35																						
【認知症総合相談窓口】 各区保健福祉センター地域保健福祉課を若年性認知症を含む認知症総合相談窓口とし、地域包括支援センター等と連携しながら認知症の総合支援を行う。																									
<table><tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>延相談件数のうち認知症に関する相談（件）</td><td>38,890</td><td>25,387</td><td>26,880</td></tr></table> ※平成24年度は総合相談延件数のうち認知症に関する相談件数を計上（平成22,23年度は同相談延件数のうち認知症に関する相談内容項目数（複数）を計上）	年度	23	24	25	延相談件数のうち認知症に関する相談（件）	38,890	25,387	26,880																	
年度	23	24	25																						
延相談件数のうち認知症に関する相談（件）	38,890	25,387	26,880																						
認知症サポーター養成事業	認知症サポーター（応援者）を養成し、地域住民と共働することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを展開する。 ①認知症キャラバン・メイト養成研修 ②認知症サポーター養成講座																								
	<table><tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>認知症サポーター数（人）</td><td>7,466</td><td>8,620</td><td>6,980</td></tr></table>	年度	23	24	25	認知症サポーター数（人）	7,466	8,620	6,980																
年度	23	24	25																						
認知症サポーター数（人）	7,466	8,620	6,980																						

事業名	事業概要と実績			
認知症高齢者 家族やすらぎ 支援事業	家族が介護疲れ等で休息が必要な時間帯に、ボランティアが居宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手、趣味の手伝いを行い、家族介護者のリフレッシュを図る。			
	①支援員養成事業			
	②支援員派遣事業			
	年度	23	24	25
	利用家族数(世帯)	19	23	25
	総利用数(回)	404	541	395
徘徊高齢者等 ネットワーク 事業	徘徊のある認知症高齢者を地域等とのネットワークを活用し、早期に発見・保護できるよう努める。12月から徘徊高齢者捜してメール事業を開始。			
	①登録制度			
	②徘徊高齢者等ネットワーク会議			
	③一時保護事業			
	④GPS検索システム			
	⑤徘徊高齢者捜してメール事業			
	年度	23	24	25
	年度末登録者数(人)	565	603	647
	捜してメール登録者数(人)	-	-	193

⑤ 権利擁護の推進 (現状と課題)

高齢者虐待などの権利侵害については、予防、相談、発見から保護、支援までを一連で対応する支援体制が求められている。

特に、介護保険制度では、利用者と介護サービス事業者との契約に基づき、利用者がサービスを自ら選択できるため、認知症高齢者など判断能力が十分でない要援護高齢者が適切なサービスを利用できるよう、自己選択・自己決定の支援が重要となっている。

(施策の方向性と展開)

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者の財産を守り、権利の行使を確保し、また、権利の侵害に対しては保護・支援を含めた権利擁護の総合的な取組みを推進する。

事業名	事業概要と実績			
日常生活自立支援事業	判断能力の低下した高齢者や障がい者等の地域での生活を支援する。 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類などの預かりサービス			
	年度	23	24	25
	年度末契約者数(人)	344	430	493
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度普及のための広報活動を行うとともに、身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう、市長が後見開始等の申立を行うとともに、必要な場合、申立費用及び後見人等報酬の助成を行う。 ①普及啓発事業 ②後見開始等の市長申立 ③後見人報酬等助成事業			
	年度	23	24	25
	市長申立件数(件)	17	17	20

事業名	事業概要と実績			
市民後見人養成事業	高齢者などが住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、認知症高齢者等の増加に伴う成年後見人の新たな担い手として、弁護士，司法書士，社会福祉士などの専門職ではない身近な市民が、後見人として活動するために必要な養成研修を実施する。（平成24年度事業開始）			
	年度	23	24	25
	研修実施回数（回）	－	1	1
	研修修了者数（人）	－	44	42
高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者の身体的虐待などの権利侵害に対して、「高齢者虐待防止連絡協議会」を開催することにより、関係機関とのネットワークの機能強化を図る。 また、高齢者の権利侵害を防ぐため、権利擁護について、市政だよりや「ハートフルフェスタ福岡」での啓発など、市民への普及・啓発に努めるとともに、高齢者虐待対応に係る研修等を実施する。 ①高齢者虐待防止連絡協議会 ②広報 ③研修			
	年度	23	24	25
	連絡協議会開催回数	1	1	0
【再掲】 介護保険事業者研修（権利擁護研修）	介護サービス事業者の資質・技術向上のため、成年後見制度や虐待防止法，身体拘束廃止に向けた取組み等について研修を行う。			
	年度	23	24	25
	研修実施回数(回)	6	6	6
	研修参加者数(人)	790	483	674

(3) 地域生活支援体制の充実

地域包括支援センターの相談体制の強化や、一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め、地域における身近な総合相談機能の充実を図る。

また、自治会・町内会等の地域組織や民生委員などが連携した地域の特性に応じたネットワークを形成するための支援や、災害時要援護者の避難体制の整備に努めていく。

① 総合相談機能の充実

(現状と課題)

地域で生活する高齢者は様々な課題を抱えていることから、身近で気軽に相談ができる総合相談機能が必要である。

現在、地域包括支援センターで、高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、それぞれの専門性を活かし連携しながら、総合相談をはじめ、権利擁護や介護予防ケアマネジメントのほかケアマネジャーへの支援などを行っている。平成21年度には39箇所を増設し、平成22年度からは、圏域の高齢者の人口に応じて、職員を増員する等、高齢者が地域で気軽に相談できるよう、相談・支援体制の充実を図ったが、センターの認知度の向上や高齢化の進展に伴い、相談件数は顕著に増加している。

そのため、地域包括支援センターの相談・支援体制の更なる充実を図る必要がある。

(施策の方向性と展開)

地域包括支援センターの相談体制の強化を図り、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化や、「いきいきセンターふくおか」の愛称により一層市民に浸透するよう広報活動に努める。

また、高齢者に関する法律相談や在宅介護に関する相談などに引き続き取り組む。

事業名	事業概要と実績			
いきいきセンターふくおか運営	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護に関する相談を受け、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活をするできるよう支援する。 ①総合相談支援業務 ②介護予防ケアマネジメント業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
	年度	23	24	25
	設置数(箇所)	39	39	39
	実相談件数(件)	24,288	28,207	27,941
	延相談件数(件)	106,241	121,020	121,966
福祉相談事業	高齢者及びその家族等の法律相談や認知症介護に関する悩み等の相談に応じることにより、福祉の増進を図る。			
	年度	23	24	25
	高齢者法律相談(件)	143	155	167
	認知症介護相談(件)	22	32	12
介護実習普及センター	介護知識、介護技術の普及を図るとともに、福祉用具の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を図る。 また、介護専門者研修や出前講座を実施する。 ①介護講座の開催 ②福祉用具の展示・相談 ③情報の収集・提供			
	年度	23	24	25
	年間利用者数(人)	37,051	36,896	34,289

事業名	事業概要と実績			
高齢者を対象としたいきいきセンターへの出張相談（消費生活相談）	いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）から高齢者の契約トラブル等に関して、消費生活センターへ相談があった際、それが電話による相談では解決が難しい事案である場合に、相談員がいきいきセンターふくおかへ出張し、同センター職員立ち会いのもと高齢者から相談を受ける。（平成23年度事業開始）			
	年度	23	24	25
	出張件数（件）	8	1	1

② 地域ネットワーク体制の構築 （現状と課題）

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすためには、地域内においてお互いが支え合い、助け合えるような仕組みづくりが必要である。

また、災害時には、行政による救助・支援活動とあわせて、地域住民による安否確認・避難支援等の自主的な活動が期待されている。

しかし、少子高齢化の急速な進展や人口構造の変化に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯の増加など、家庭や地域での高齢者を支える機能や活力が低下しており、孤立死や所在不明高齢者などが大きく社会問題化するなど、地域での見守りや安否確認などの支え合い活動が今後ますます重要となっている。そのような状況の中、地域における見守り・支援活動等の推進役である民生委員の負担がますます増大している。

（施策の方向性と展開）

地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から孤立した高齢者に対する見守りや支援が行われるよう、また、福祉避難所の指定など災害時要援護者への対応や、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組むため、地域住民や民生委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図る。

特に、孤立死については、予防策として孤立化させないことが重要であるため、このネットワーク活動の支援を行うとともに、効果的な施策の検討を行う。

事業名	事業概要と実績			
高齢者を対象とした消費者啓発事業	公民館や自治協議会，老人クラブ，社会福祉協議会などを対象に，悪質商法をテーマとした出前講座を開催するとともに，身近な地域において高齢者に悪質商法の手口や対処法を伝達する「消費生活サポーター」の育成を行う。			
	①高齢者・高齢者周辺対象消費者教育出前講座			
	②「福岡市消費生活サポーター」育成講座			
	年度	23	24	25
	消費者教育出前講座参加者数(人)	1,351	1,267	1,258
	消費生活サポーター育成講座・情報交換会(回)	3	3	4
地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業	消費生活サポーター年度末登録者数(人)	262	259	207
	※「ご近所ボランティア」は，平成25年12月から「消費生活サポーター」に名称変更			
	地域福祉ソーシャルワーカーをモデル的に配置し，地域で行われる福祉活動を支援して，孤立した高齢者の把握や予防の体制づくりについて検討する。			
	(平成25年度終了事業)			
	年度	23	24	25
	実施校区数	6	8	8
	見守り体制づくりの会議参加数	31	148	227

事業名	事業概要と実績			
ふれあいサロン	一人暮らし高齢者などの孤独感の解消や、寝たきり、認知症の予防を図るため、公民館や集会所等で、地域のボランティアとともにレクリエーション活動や健康チェックなどを定期的に行う。			
	年度	23	24	25
	助成校区数（校区）	134	139	139
	実施箇所数（箇所）	292	316	327
	参加者数（人）	7,779	8,095	7,980
ふれあいネットワーク	高齢者等の支援を要する人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域のボランティアが日常的な見守りや買い物、ゴミ出し等の生活支援を行う。			
	年度	23	24	25
	助成校区数	128	127	129
安心情報キット	一人暮らし高齢者や障がいのある人などの地域での見守りや災害時に支援が必要な方に、安心情報キット（「かかりつけ医」などの医療情報や緊急連絡先を記載した用紙と専用容器）を配付し、災害時や緊急時の万一の備えとするもの。			
	年度	23	24	25
	配付数	－	30,658	5,793
災害時要援護者への支援体制整備	災害時要援護者が安全かつ迅速に避難できるよう、地域住民による避難支援体制の構築支援等を進める。			
	年度	23	24	25
	要援護者情報の提供に関する覚書締結自治協議会数	97	107	116
見守り推進プロジェクト	孤立死の防止などを目的として、高齢者等の見守りをより重層的に行うため、協力機関を増やすとともに、孤立死の予防等を啓発推進するためのもの。 ①福岡見守るっ隊の結成②見守りダイヤルの設置（緊急時の通報と支援体制の整備）③出張講座④見守りサービス登録事業 を実施。			
	年度	23	24	25
	見守りダイヤル	通報件数	－	65
		救命件数	－	6

※25年度は8か月間

(4) 安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安全・安心な生活を送り、社会活動ができるよう、それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市福岡」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化を進める。

① 高齢者居住支援

(現状と課題)

高齢者実態調査によると、高齢者全体の約半数は現在の住まいにおいて、「老朽化している」「手すりが無い」「段差がある」など何らかの困ったことを抱えている。

また、民間賃貸住宅において、高齢などを理由に一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が入居を制限される事例が見られる。

高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活をするためには、身体機能の低下に適切に対応した居住環境の整備や居住の安定確保などが重要であり、福祉施策と住宅施策の連携による推進が必要となっている。

(施策の方向性と展開)

高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化、市営住宅の入居者募集における優遇措置など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者のための良質な住まいの確保を図る。

事業名	事業概要と実績			
住宅改造相談センター	身体機能の低下した高齢者に適するように住宅を改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行う。 住宅改造相談センターにて、専門の相談員（建築士、介護福祉士、看護師等）が相談に応じる。			
	年度	23	24	25
	相談件数（件）	2,694	2,889	2,776
住宅改造助成	介護保険住宅改修費の給付対象となる工事の一部を除く住宅改造について、身体機能の低下した高齢者の自立を促し、介護者の負担を軽減するため、費用の一部を助成する。			
	年度	23	24	25
	助成件数（件）	184	183	173
高齢者住宅相談支援事業	民間賃貸住宅等を探す高齢者に対して、本人の生活状態や住宅の希望等を聞いたうえで、それぞれの状況に応じた住宅及び生活支援サービス等に関する情報を提供する。（平成23年度事業開始）			
	年度	23	24	25
	相談件数（件）	250	203	183
	業者紹介件数（件）	163	163	93
	成約件数（件）	23	17	10

事業名	事業概要と実績															
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者が安全で安心して暮らせる住宅の供給を促進するため、優良な高齢者向け賃貸住宅に対し、建設費の一部助成や家賃の減額助成を行うことにより居住を支援する。 <table><tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>管理戸数(累計)</td><td>86</td><td>86</td><td>110</td></tr><tr><td>認定戸数(累計)</td><td>110</td><td>110</td><td>110</td></tr></table> ※平成23年度に認定した24戸は、平成25年度から管理開始				年度	23	24	25	管理戸数(累計)	86	86	110	認定戸数(累計)	110	110	110
年度	23	24	25													
管理戸数(累計)	86	86	110													
認定戸数(累計)	110	110	110													
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たすサービス付き高齢者向け住宅の登録を推進し、高齢者の単身・夫婦世帯が安心して居住できる住宅の供給促進を図る。 <table><tr><th>年度</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>管理戸数(累計)</td><td>204</td><td>872</td><td>1,760</td></tr><tr><td>登録戸数(累計)</td><td>559</td><td>1,877</td><td>2,452</td></tr></table>				年度	23	24	25	管理戸数(累計)	204	872	1,760	登録戸数(累計)	559	1,877	2,452
年度	23	24	25													
管理戸数(累計)	204	872	1,760													
登録戸数(累計)	559	1,877	2,452													
「福岡市高齢者居住安定確保計画」の策定	高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的とし、高齢者に対する賃貸住宅などの供給目標や必要な施策等を位置づける「福岡市高齢者居住安定確保計画」について、住宅施策と福祉施策の連携を図りながら策定した。（平成25年1月22日策定）															
「福岡市居住支援協議会」の開催	住宅困窮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報等の共有、民間賃貸住宅を活用した住宅困窮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図るため、賃貸住宅事業者、居住支援団体及び市で構成する「居住支援協議会」を設置し、高齢者の民間賃貸住宅等への円滑入居に向けた支援策の検討等を行っている。 【設置日】 平成21年 3 月 30 日 【協議会の構成団体】 民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部 公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構 九州支社 居住支援団体：社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 福岡市：保健福祉局、住宅都市局 【平成25年度の取組】 (1) 高齢者の民間賃貸住宅等への入居にあたり緊急時に対応できる施策の検討 (2) 民間賃貸住宅事業者に対する市の高齢者居住支援策の情報提供と福岡市高齢者住宅相談支援事業への協力依頼の実施 (3) 中高年層を対象とした高齢者の住まいに関するセミナー等の実施															

② 人に優しいまちづくりの推進

(現状と課題)

高齢者をはじめ、すべての市民の自立や社会参加が促進されるよう、ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりが求められている。

道路や交通機関などの施設を、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、より一層のバリアフリー整備を推進する必要がある。

(施策の方向性と展開)

「ユニバーサル都市・福岡※」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化に取り組み、高齢者をはじめとするすべての人に配慮したまちづくりを進めていく。

事業名	事業概要と実績			
施設のバリアフリー化など	「福岡市福祉のまちづくり条例」及び「福岡市交通バリアフリー基本方針」に基づき、高齢者など多くの人が利用する道路や交通機関の施設などのバリアフリー化を促進するとともに、外出や移動のしやすさを支援するため、安全で快適に利用できる施設を目的別に検索できる「バリアフリーマップ」をホームページに掲載して、バリアフリーに関する情報発信に努める。			
	年度	23	24	25
	バリアフリー化した旅客施設の割合	84/90	84/90	85/90
	福岡市バリアフリーマップの掲載施設件数（件）	956	955	955
「福岡市バリアフリー基本計画」の策定	福岡市交通バリアフリー基本方針を全面改定し、ハード・ソフト一体の総合的なバリアフリー化推進の方向を定めた「福岡市バリアフリー基本計画」を策定した。 ・平成25年4月：計画策定			

※「ユニバーサル都市・福岡」：ユニバーサルデザインの理念に基づいた誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちのことであり、福岡市はみんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡をまちづくりの目標像として掲げ、市政の柱の一つとして推進しています。

第5期介護保険事業の実施状況について(平成25年度)

介護保険制度を円滑に運営するために本市では、学識経験者、社会福祉事業従事者、市議会議員、市民団体の代表者等で構成する「保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会」を設置し、市民からの幅広い意見を反映させた「福岡市高齢者保健福祉事業計画(第5期福岡市介護保険事業計画)」(計画期間平成24年度～平成26年度)を策定している。この事業計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度の安定運営に努めている。

① 被保険者数の推移

平成25年度平均の第1号被保険者数は、ほぼ事業計画どおりとなっており、総人口に占める割合は18.8%になっている。
(単位:人)

区 分	事業計画(A)	25年度平均(B)	計画比 (B/A)	24年度平均(C)	24年度比 (B/C)
総人口…a	1,458,100	1,469,993	100.8%	1,456,201	100.9%
第1号被保険者数 (65歳以上人口)…b	275,700	276,154	100.2%	263,143	104.9%
前期(65-74歳人口)	146,300	146,707	100.3%	137,793	106.5%
後期(75歳以上人口)	129,400	129,447	100.0%	125,350	103.3%
第1号被保険者数の総人口に 占める割合…b/a(高齢化率)	18.9%	18.8%		18.1%	
2号被保険者数(40-64歳人口)	487,500	489,751	100.5%	486,433	100.7%

② 要介護認定者数の推移

平成25年度平均の認定率(第1号被保険者に占める要介護認定者の割合)は20.4%となっており、事業計画を上回っている。

(単位:人)

区 分	事業計画(A)		25年度平均(B)		計画比 (B/A)	24年度平均(C)		24年度比 (B/C)
	人数	構成比	人数	構成比		人数	構成比	
要介護認定者数	54,240	100.0%	56,229	100.0%	103.7%	52,771	100.0%	106.6%
認定率	19.7%		20.4%			20.1%		
要支援1	8,790	16.2%	11,661	20.8%	132.7%	10,328	19.6%	112.9%
要支援2	7,630	14.1%	7,393	13.1%	96.9%	6,897	13.1%	107.2%
要介護1	10,760	19.8%	10,628	18.9%	98.8%	9,947	18.8%	106.8%
要介護2	8,700	16.0%	8,949	15.9%	102.9%	8,554	16.2%	104.6%
要介護3	6,990	12.9%	6,444	11.5%	92.2%	6,174	11.7%	104.4%
要介護4	5,940	11.0%	5,857	10.4%	98.6%	5,659	10.7%	103.5%
要介護5	5,430	10.0%	5,297	9.4%	97.6%	5,212	9.9%	101.6%

※ 認定率＝要介護認定者数／第1号被保険者数

③ 介護サービスの利用状況

ア 介護サービス利用者の状況

平成25年度平均のサービス利用者数は43,931人で利用率は83.2%となっており、事業計画を下回っている。

(単位:人)

区分	事業計画(A)		H25年度平均(B)		計画比 (B/A)	H24年度平均(C)		24年度比 (B/C)
	人数	構成比	人数	構成比		人数	構成比	
要介護認定者数	54,240		56,229		103.7%	52,771		106.6%
サービス利用者 (標準的在宅+居住系+施設)	44,370 (85.6%)	100.0%	43,931 (83.2%)	100.0%	99.0%	41,438 (85.3%)	100.0%	106.0%
要支援1	5,990 (70.7%)	13.5%	7,129 (69.0%)	16.2%	119.0%	6,465 (69.5%)	15.6%	110.3%
要支援2	6,330 (86.2%)	14.3%	5,421 (78.6%)	12.3%	85.6%	5,174 (80.0%)	12.4%	104.8%
要介護1	8,770 (85.3%)	19.8%	8,731 (87.8%)	19.9%	99.6%	8,161 (87.3%)	19.7%	107.0%
要介護2	7,720 (93.1%)	17.4%	7,878 (92.1%)	17.9%	102.0%	7,490 (93.0%)	18.1%	105.2%
要介護3	6,130 (92.2%)	13.8%	5,703 (92.4%)	13.0%	93.0%	5,419 (91.5%)	13.1%	105.2%
要介護4	4,980 (88.5%)	11.2%	4,961 (87.7%)	11.3%	99.6%	4,748 (87.7%)	11.5%	104.5%
要介護5	4,450 (86.2%)	10.0%	4,108 (78.8%)	9.4%	92.3%	3,981 (78.3%)	9.6%	103.2%
標準的在宅サービス利用者	31,310	100.0%	31,939	100.0%	102.0%	29,666	100.0%	107.7%
要支援1	5,700	18.2%	6,872	21.5%	120.6%	6,207	20.9%	110.7%
要支援2	6,110	19.5%	5,248	16.4%	85.9%	4,995	16.9%	105.1%
要介護1	7,610	24.3%	7,320	22.9%	96.2%	6,770	22.8%	108.1%
要介護2	5,820	18.6%	6,061	19.0%	104.1%	5,694	19.2%	106.4%
要介護3	3,600	11.5%	3,244	10.2%	90.1%	3,058	10.3%	106.1%
要介護4	1,640	5.2%	1,958	6.1%	119.4%	1,810	6.1%	108.2%
要介護5	830	2.7%	1,236	3.9%	148.9%	1,132	3.8%	109.2%
居住系サービス利用者	4,820	100.0%	4,814	100.0%	99.9%	4,713	100.0%	102.1%
要支援1	290	6.0%	257	5.3%	88.6%	258	5.4%	99.6%
要支援2	220	4.6%	173	3.6%	78.6%	179	3.8%	96.6%
要介護1	1,050	21.8%	907	18.8%	86.4%	919	19.5%	98.7%
要介護2	970	20.1%	896	18.6%	92.4%	895	19.0%	100.1%
要介護3	910	18.9%	909	18.9%	99.9%	892	18.9%	101.9%
要介護4	800	16.6%	966	20.1%	120.8%	884	18.8%	109.3%
要介護5	580	12.0%	706	14.7%	121.7%	686	14.6%	102.9%
施設サービス利用者	8,240	100.0%	7,178	100.0%	87.1%	7,059	100.0%	101.7%
要介護1	110	1.3%	504	7.0%	458.2%	472	6.7%	106.8%
要介護2	930	11.3%	921	12.8%	99.0%	901	12.8%	102.2%
要介護3	1,620	19.7%	1,550	21.6%	95.7%	1,469	20.8%	105.5%
要介護4	2,540	30.8%	2,037	28.4%	80.2%	2,054	29.1%	99.2%
要介護5	3,040	36.9%	2,166	30.2%	71.3%	2,163	30.6%	100.1%

※()内はサービス利用率＝サービス利用者数／要介護認定者数

※各実績は、国保連合会への支払実績による。

イ 介護サービスの利用状況

<在宅サービス>

サービス区分	単位	事業計画 (A)	H25年度 平均(B)	計画比 (B/A)	H24年度 平均(C)	24年度比 (B/C)
訪問介護	利用者数(人/月)		15,721		14,731	106.7%
介護予防訪問介護	人/月	7,190	6,791	94.5%	6,507	104.4%
訪問介護	時間/月	140,441	172,476	122.8%	161,732	106.6%
訪問入浴介護	回/月	1,882	1,930	102.6%	1,908	101.2%
訪問看護	回/月	18,308	27,665	151.1%	24,913	111.0%
訪問リハビリテーション	回/月	7,184	5,699	79.3%	5,034	113.2%
居宅療養管理指導	人/月	5,460	6,945	127.2%	6,026	115.3%
通所介護	利用者数(人/月)		15,463		13,661	113.2%
介護予防通所介護	人/月	4,040	5,054	125.1%	4,368	115.7%
通所介護	回/月	109,163	121,421	111.2%	106,486	114.0%
通所リハビリテーション	利用者数(人/月)		5,056		4,769	106.0%
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,390	1,163	83.7%	1,081	107.6%
通所リハビリテーション	回/月	43,207	37,248	86.2%	35,565	104.7%
短期入所生活介護	日/月	16,623	19,108	115.0%	17,798	107.4%
短期入所療養介護	日/月	1,667	1,517	91.0%	1,456	104.2%
福祉用具貸与	人/月	12,320	15,010	121.8%	13,394	112.1%
特定福祉用具販売	件/月	539	477	88.5%	483	98.8%
住宅改修	件/月	473	444	94.0%	429	103.5%
介護予防支援・居宅介護支援	人/月	30,541	30,932	101.3%	29,023	106.6%
夜間対応型訪問介護	人/月	55	72	130.9%	59	122.0%
認知症対応型通所介護	回/月	5,241	4,418	84.3%	4,742	93.2%
小規模多機能型居宅介護	人/月	597	564	94.5%	500	112.8%

<居住系サービス>

サービス区分	単位	事業計画 (A)	H25年度 平均(B)	計画比 (B/A)	H24年度 平均(C)	24年度比 (B/C)
特定施設入居者生活介護	人/月	3,070	2,874	93.6%	2,878	99.9%
認知症対応型共同生活介護	人/月	1,700	1,572	92.5%	1,521	103.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	50	46	92.0%	46	100.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月		323		268	120.5%

<施設サービス>

サービス区分	単位	事業計画 (A)	H25年度 平均(B)	計画比 (B/A)	H24年度 平均(C)	24年度比 (B/C)
介護老人福祉施設	人/月	4,750	3,886	81.8%	3,702	105.0%
介護老人保健施設	人/月	2,540	2,455	96.7%	2,458	99.9%
介護療養型医療施設	人/月	950	837	88.1%	899	93.1%

※各サービスには、予防給付分を含む。

ウ 各サービス別の保険給付費

(単位:千円)

		事業計画(A)	H25年度(B) 4月～3月分計	執行率 (B/A)	H24年度(C) 4月～3月分計	比較 (B/C)
標準的在宅サービス	訪問介護	6,254,401	7,044,656	112.6%	6,556,056	107.5%
	訪問入浴介護	272,707	282,095	103.4%	277,191	101.8%
	訪問看護	1,609,479	1,630,237	101.3%	1,549,748	105.2%
	訪問リハビリテーション	470,206	396,520	84.3%	344,895	115.0%
	居宅療養管理指導	945,023	1,206,347	127.7%	1,038,224	116.2%
	通所介護	12,040,171	13,357,212	110.9%	11,728,862	113.9%
	通所リハビリテーション	4,999,622	4,320,170	86.4%	4,104,498	105.3%
	短期入所生活介護	1,692,412	1,922,124	113.6%	1,792,975	107.2%
	短期入所療養介護	219,583	204,899	93.3%	189,478	108.1%
	福祉用具貸与	1,607,250	1,897,551	118.1%	1,712,177	110.8%
	特定福祉用具販売	203,708	176,537	86.7%	183,468	96.2%
	住宅改修	507,067	457,947	90.3%	441,458	103.7%
	介護予防支援・居宅介護支援	3,783,271	3,879,900	102.6%	3,600,240	107.8%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	34,418	94,053	273.3%	0	
	夜間対応型訪問介護	13,537	15,219	112.4%	13,064	116.5%
	認知症対応型通所介護	660,171	501,528	76.0%	537,372	93.3%
	小規模多機能型居宅介護	1,282,751	1,283,910	100.1%	1,133,399	113.3%
	複合型サービス	53,065	0	0.0%		
	合計	36,648,842	38,670,905	105.5%	31,547,416	122.6%
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	6,659,124	6,227,766	93.5%	5,997,792	103.8%
	認知症対応型共同生活介護※	5,143,703	4,828,823	93.9%	4,642,516	104.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護		112,816		109,861	102.7%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1,028,401		853,413	120.5%
合計		11,802,827	12,197,806	103.3%	11,603,582	105.1%
施設	介護老人福祉施設	14,677,664	11,851,884	80.7%	11,251,133	105.3%
	介護老人保健施設	8,633,982	8,093,074	93.7%	8,076,965	100.2%
	介護療養型医療施設	4,411,312	3,799,356	86.1%	4,031,110	94.3%
	合計	27,722,958	23,744,314	85.6%	22,974,108	103.4%
高額介護サービス費		1,642,283	1,637,819	99.7%	1,533,310	106.8%
特定入所者介護サービス費		2,760,845	2,715,897	98.4%	2,574,687	105.5%
審査支払手数料		69,882	59,679	85.4%	63,717	93.7%
高額医療合算介護サービス費		252,046	227,998	90.5%	196,310	116.1%
保険給付費合計		80,899,683	79,254,418	98.0%	70,493,130	112.4%

※保険給付費は、H25.4月審査分(H25.3月利用分)からH26.3月審査分(H26.2月利用分)の支払実績による。

※認知症対応型共同生活介護給付費には、短期利用分共同生活介護を含む。

※数値は四捨五入表示のため合計・増減・比較値が符合しない場合がある。

エ 1人当たりの保険給付額(高額介護サービス費等は除く)

(単位:円)

区 分	H25年度平均(A)	H24年度平均(B)	増減(A/B)
標準的在宅サービス	100,009	98,122	101.9%
居住系サービス	215,254	209,842	102.6%
施設サービス	275,651	275,771	100.0%

※上記実績の平均額。

(参考)

在宅サービス (標準的在宅サービス+居住系サービス)	115,127	113,458	101.5%
-------------------------------	---------	---------	--------

④ 平成25年度介護保険料の状況

ア 介護保険料の状況

段階と比率	対象者		保険料 (月額) (円)	平成25年度		平成24年度		比較
				人数(人)	割合	人数(人)	割合	
第1段階 ×0.45	生活保護受給者		2,413	17,023	6.0%	16,056	5.9%	106.0%
	高齢福祉年金受給者							
第2段階 ×0.45	非課税世帯	課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超	2,413	49,673	17.5%	47,966	17.7%	103.6%
特別割合×0.65		課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超120万円以下	3,485	21,034	7.4%	19,630	7.3%	107.2%
第3段階 ×0.75		課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円超	4,022	21,921	7.7%	20,495	7.6%	107.0%
特別割合×0.93		本人非課税	課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下	4,987	39,112	13.8%	37,953	14.0%
	課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超		5,362	29,515	10.4%	27,890	10.3%	105.8%
第5段階 ×1.10	課税世帯 本人課税	合計所得金額125万円以下	5,898	30,955	10.9%	28,250	10.5%	109.6%
第6段階 ×1.30		合計所得金額125万円超200万円未満	6,971	31,727	11.2%	30,454	11.3%	104.2%
第7段階 ×1.60		合計所得金額200万円以上300万円未満	8,579	20,660	7.3%	20,220	7.5%	102.2%
第8段階 ×1.80		合計所得金額300万円以上400万円未満	9,652	7,546	2.7%	7,207	2.7%	104.7%
第9段階 ×2.00		合計所得金額400万円以上500万円未満	10,724	3,853	1.4%	3,704	1.4%	104.0%
第10段階 ×2.20		合計所得金額500万円以上600万円未満	11,796	2,135	0.8%	2,012	0.7%	106.1%
第11段階 ×2.40		合計所得金額600万円以上700万円未満	12,869	1,457	0.5%	1,377	0.5%	105.8%
第12段階 ×2.50		合計所得金額700万円以上	13,405	7,558	2.7%	7,027	2.6%	107.6%
合 計				284,169	100.0%	270,241	100.0%	105.2%

(注) 年度末時点の人数。

イ 介護保険料収納状況

(単位: 千円)

平成25年度(26年5月末)			平成24年度(25年5月末)		
調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
17,640,282	17,298,965	98.07%	16,794,464	16,463,162	98.03%

(第5期保険料予定収納率 97.80%)

ウ 介護保険料独自減額制度の実施状況

平成25年度(平成26年3月末現在)

・低所得 388件

・居住用財産の買換え等 6件

・第3段階の非課税世帯で収入が1人世帯で120万円(2人世帯180万円以降1人増える毎に50万円加算)以下など、一定の要件に該当する場合は第2段階に減額。

・居住用財産等を売却し譲渡所得があるが、新たな居住用財産等を買換へ、当該所得を有していない場合などで、一定の要件に該当する場合、譲渡所得が無いものとした所得段階への減額。

⑤ 平成25年度 保険財政の決算状況

(単位:円)

			当初予算額(A)	決算額(B)	比較(B－A)	
歳出	保険給付費	在宅サービス費	48,451,669,000	50,868,711,795	2,417,042,795	105.0%
		施設サービス費	27,722,958,000	23,744,313,889	△ 3,978,644,111	85.6%
		高額サービス費等	4,725,056,000	4,641,392,880	△ 83,663,120	98.2%
		計	80,899,683,000	79,254,418,564	△ 1,645,264,436	98.0%
	地域支援事業費	介護予防事業	263,129,000	217,984,930	△ 45,144,070	82.8%
		包括的支援事業・任意事業	1,471,707,000	1,423,279,234	△ 48,427,766	96.7%
		計	1,734,836,000	1,641,264,164	△ 93,571,836	94.6%
	基金積立金		7,405,000	461,516,238	454,111,238	6232.5%
	諸支出金	保険料還付金	24,800,000	21,824,283	△ 2,975,717	88.0%
		国・県等精算返還金	400,000,000	471,458,283	71,458,283	117.9%
歳出計			83,066,724,000	81,850,481,532	△ 1,216,242,468	98.5%

歳入	介護給付 費負担金	国(調整交付金除く)	14,330,971,000	14,388,413,416	57,442,416	100.4%
		県	11,961,425,000	11,597,493,000	△ 363,932,000	97.0%
		市	10,112,460,000	9,906,263,731	△ 206,196,269	98.0%
	財政調整交付金(国)		4,028,804,000	3,921,088,000	△ 107,716,000	97.3%
	地域支援 事業交付 金	国	643,182,000	604,223,936	△ 38,958,064	93.9%
		県	321,590,000	302,111,968	△ 19,478,032	93.9%
		市	321,590,000	306,536,122	△ 15,053,878	95.3%
	支払基金 交付金	介護給付費交付金	23,460,908,000	23,112,823,000	△ 348,085,000	98.5%
		地域支援事業支援交付金	74,453,000	66,688,000	△ 7,765,000	89.6%
	介護保険 料(第1号 保険料)	現年分	17,182,755,000	17,298,964,942	116,209,942	100.7%
		滞納繰越分	81,858,000	83,433,297	1,575,297	101.9%
	基金繰入金		127,043,000	0	△ 127,043,000	0.0%
	基金運用利子		7,405,000	5,178,606	△ 2,226,394	69.9%
	雑入(介護給付費返還金等)		12,280,000	15,548,205	3,268,205	—
	前年度繰越金		400,000,000	889,286,278	489,286,278	222.3%
歳入計		83,066,724,000	82,498,052,501	△ 568,671,499	99.3%	

歳出歳入差引額	647,570,969
国・県等精算返還分	313,197,722
保険料剰余分(介護給付費準備基金積立)	334,373,247